

# 2017年愛知自治体キャラバン(2017年10月24~27日)

## 陳情項目と参考資料

1. 陳情書	1
2. アンケート	5
3. 要請項目のポイント	14
4. 介護保障に関する資料	31
介護保険「2017年改革」の概要	31
各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数	34
介護保険料額と保険料段階数	38
第6期介護保険料段階と倍率と所得金額	40
介護給付費準備基金	42
介護保険料の減免実施市町村一覧	45
介護保険利用料の減免実施市町村一覧	46
特別養護老人ホームの待機者数	47
「総合事業」関連資料	49
高齢者や障害者の外出支援	52
介護認定者の障害者控除の認定について	54
5. 国保の改善に関する資料	56
国保被保険者数・平均保険料(税)額・収納率・一般会計からの繰入金額などの市町村別一覧	56
国保資格証明書等の交付状況一覧(2016年6月1日)	57
国保の滞納者差押え状況	58
国保都道府県化関連資料	60
6. 税の徴収、滞納問題に関する資料	64
愛知県地方税滞納整理機構の平成28年度徴収実績について	64
7. 生活保護に関する資料	66
生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数と受給件数について	66
生活保護担当職員数および担当受給者数について	67
8. 福祉医療制度に関する資料	70
子ども医療費助成制度の実施状況	70
福祉医療制度市町村実施状況一覧(愛知県・2017年4月現在)	73
9. 子育て支援に関する資料	77
就学援助の受給者数・予算額	78
就学援助の基準・申請・支給などについて	79
就学援助の支給項目	82
就学援助・子ども食堂関連資料	84
10. 任意予防接種に関する資料	87
任意予防接種費用助成実施状況(2017年4月)	87
高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成実施状況(2017年4月)	88
11. 意見書(案)	91
12. 要望事項の実施状況チェックシート	98
13. コース表	99
14. 愛知自治体キャラバンとは? 要望事項を実現した市町村割合の推移	100

# 2017年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、1つ目の自治体は30分前、2つ目以降の自治体は15分前に庁舎1階ロビーにお集まり下さい。

## キャラバン参加者のみなさんへ

1. 参加者受付名簿 … 「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
2. 独自の陳情書 … 各団体独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
3. 「感想用紙」 … 懇談終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXをお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

## 団長・事務局長のみなさんへ

1. 参加者への依頼
  - ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入して、参加者の受付をしてください。
  - ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。
2. 陳情書と請願書の取扱い
  - ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
  - ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
  - ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P99参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。請願書の場合は、紹介議員となつていただく共産党議員に手渡してください。なお、昨年と異なる提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。
3. 配布資料
  - ①当日の配布資料(冊子)は、当局(議会)と要請団参加者は共通資料です。
  - ②自治体からの文書回答・アンケート回答は、市町村ごとに要請団参加者に配布してください。
4. 懇談の留意点
  - ①懇談の時間は1時間(一宮市・稲沢市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市は90分)です。自己紹介は少人数の場合に限ってください。
  - ②時間配分のメドは、1)自治体当局の回答10分、2)懇談40分、3)その他、要請・陳情10分
5. 資料などのとりまとめ
  - ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
  - ②各自治体別の回収袋: 1)自治体側の出席者名簿、2)記録用紙  
なお、4)文書回答、5)アンケート回答、6)提出を求めた資料 は、事前に届かず、懇談当日に配布された場合にお入れください。
  - ③1日分まとめた回収袋: 1)受付名簿、2)参加者感想用紙

※※※※※宣伝カーの移動中は宣伝テープを流してください。※※※※※

## 自治体当局・議会関係者のみなさんへ

1. 文書回答・アンケート回答
  - ①陳情事項への文書回答とアンケート回答が事前にご送付されていない市町村は、参加者へ配布してください。
  - ②陳情事項への文書回答とアンケート回答が間に合わなかった場合は、後日ご送付ください。  
※昨年は、文書回答は52市町村(96%)から、アンケート回答は全市町村からいただきました。
2. 当日の出席者名簿
  - ①当日の出席者名簿用紙にお名前と役職名をご記入の上、お渡しください。

2017年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

## (2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

## (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

## (4)総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

## (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

## ★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

## 4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。
- ③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。
- ④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

## 5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

## 6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。
- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。
- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。
- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。
- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。
- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。
- (3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。
- (4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。
- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。
- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- 1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。
  - 2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。
  - ⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。
  - ⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。
  - ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

## 8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。
- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上

貴自治体名 \_\_\_\_\_

懇談日時 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ ) 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分～ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

懇談会場 \_\_\_\_\_ ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2017年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課( \_\_\_\_\_ )電話( \_\_\_\_\_ )FAX( \_\_\_\_\_ )

(1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
( ) ない ( ) ある → 実施年月( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月) 2016年度実績( \_\_\_\_\_ )件( \_\_\_\_\_ )円

(2) 保険料の市町村独自の減免について  
減免対象の規定(所得段階区分等)の内容( \_\_\_\_\_ )  
保険料の全額免除はありますか。 ( ) ない ( ) ある  
資産保有による制限はありますか。 ( ) ない ( ) ある  
保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( ) ない ( ) ある  
申請は必要ですか。 ( ) 要る ( ) 不要  
\* 2016年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(3) 保険料滞納の状況と財産等の差し押さえについて(2016年度実績)

- 1) 保険料滞納者数 ( \_\_\_\_\_ )人
- 2) 「償還払い」処分件数 ( \_\_\_\_\_ )件
- 3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 ( \_\_\_\_\_ )件
- 4) 「3割負担」処分件数 ( \_\_\_\_\_ )件
- 5) 「財産差し押さえ」処分件数 ( \_\_\_\_\_ )件

(4) 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
( ) ない ( ) ある → 実施年月( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月) 2016年度実績( \_\_\_\_\_ )件( \_\_\_\_\_ )円

(5) 利用料減免の内容をご記入ください。

- 1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容( \_\_\_\_\_ )
- 2) 訪問介護の利用者負担 ( \_\_\_\_\_ )
- 3) 居宅サービス利用料の助成割合 ( \_\_\_\_\_ )
- 4) 施設サービス利用料の助成割合 ( \_\_\_\_\_ )
- 5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( ) ない ( ) ある  
\* 2016年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6) 特別養護老人ホームの待機者について

- 1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。( \_\_\_\_\_ )人( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月現在)
- 2) 要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。  
( ) 把握していない ( ) 把握している → ( \_\_\_\_\_ )人( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月現在)

(7) 介護給付費準備基金について

2015年度末の残高( \_\_\_\_\_ )千円 2016年度末の残高( \_\_\_\_\_ )千円 ※決算前の場合は見込額

(8) 介護保険における通院時の院内介助について ( ) 認めている ( ) 認めていない

(9) 介護保険における入院中のヘルパー派遣について ( ) 認めている ( ) 認めていない

(10) 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

- ( ) 実施している → 実施年月日( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日) 2016年度実績( \_\_\_\_\_ )件  
( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

(11) 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している→実施年月日( 年 月 日) 2016年度実績( )件  
 ( )検討中である ( )実施の予定がない

(12) 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している→実施年月日( 年 月 日) 2016年度実績( )件  
 ( )検討中である ( )実施の予定がない

(13) 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( )助成制度がある ( )助成制度はない ( )検討中である		
制度内容	( )介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		利用者実数(2016年度)
	( )介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
	助成額		利用者実数(2016年度)

(14) 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	( )実施している( )していない( )検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2016年度)	総延べ食事数( )食÷年間配食日数( )日 =1日当たり平均( )食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	( )実施している( )していない( )検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2016年度)	総延べ食事数( )食÷年間配食日数( )日 =1日当たり平均( )食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

(15) ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへのゴミ出し、安否確認・見守り、日常生活支援、買い物など、生活支援施策の実施とその事業主体についてご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手
安否確認・見守り	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手
日常生活支援	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手
買い物支援	有・無	( )自治体 ( )新総合事業 ( )その他事業
		担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(16) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	( )実施している( )していない( )検討中である
	地域巡回バスの名称	
	利用料	高齢者( 歳以上)( )円、障害者( )円 一般( )円、子ども( 歳～ 歳)( )円
	その他特記事項	
	2016年度の運行実績	



(3) 資格証明書 ※2017年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない ( ) 交付している→( ) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。  
( ) 必ず面談している ( ) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数  
世帯数( ) 世帯 内、乳幼児( ) 人、小学生( ) 人、中学生( ) 人、高校生世代( ) 人  
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数  
世帯数( ) 世帯 内、乳幼児( ) 人、小学生( ) 人、中学生( ) 人、高校生世代( ) 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。  
( ) 国の基準どおり実施している  
( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している  
( ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯  
( ) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯  
( ) 病弱者のいる世帯  
( ) 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

(4) 短期保険証 ※2017年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数  
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く  
・1カ月以内( ) 人 ・2カ月( ) 人 ・3カ月( ) 人 ・4カ月( ) 人  
・5カ月( ) 人 ・6カ月( ) 人 ・1年( ) 人 ・その他( ) 人
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2016年度)

- 1) 差し押さえの基準( )
- 2) 分納者への対応( )
- 3) 予告通知書の発行( ) 件
- 4) 差押え件数 不動産( ) 件 預貯金( ) 件 生命保険( ) 件(内学資保険( ) 件)  
その他( ) 件( )
- 5) 競売などによる現金化 ( ) 件 ( ) 円
- 6) 徴収の猶予 申請件数( ) 件、許可( ) 件、
- 7) 換価の猶予( ) 件
- 8) 滞納処分の停止( ) 件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2017年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( ) 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( ) 人
- 3) その他( )

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。  
( ) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

\*2016年4月以降に一部負担減免制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

- 2)実施している場合、
- 生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。  
設けている 検討中である 設けていない
  - 生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していても減免の対象となりますか。  
生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。  
生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。  
その他( )

3)相談・申請の実績(2016年度)

- 自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数( )件
- 申請件数( )件 ・減免件数( )件 減免金額( )円

(8)国保運営協議会について

- 1)運営協議会の公開 公開していない 公開している
- 2)運営協議会委員の公募枠 ない ある → ( )人

**3. 税の滞納について 担当課( )電話( )FAX( )**

- (1)滞納整理マニュアルはありますか ある ない
- (2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度)
- 1)徴収の猶予について 申請件数( )件 許可件数( )件
- 2)換価の猶予の適用件数( )件
- 3)滞納処分の停止の適用件数( )件
- (3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)( )件
- (4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準
- 
- (5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか  
引き継ぐ 引き継がない

**4. 生活保護 担当課( )電話( )FAX( )**

- (1)生活保護の申請件数とその保護件数について  
 2016年度相談件数( )件、申請件数( )件、そのうち保護開始件数( )件
- (2)2017年4月現在の受給世帯数と人数 ( )世帯 ( )人
- (3)外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明文書について
- 1)外国語で生活保護のしおりや説明文書を整備していますか( )ある ( )ない
- 2)整備されている言語( )
- 3)しおりや説明文書のホームページへの掲載( )している ( )していない
- \*しおりや説明文書を添付してください。

**※以下は市のみお答えください**

(4)生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2016年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人
2017年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人

5. 福祉医療など 担当課( )電話( )FAX( )

(1) 子ども医療費助成制度について、2017年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

( )変更なし

( )変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください

(変更時期) 年 月 日

(変更内容)

(2) 後期高齢者医療について

保険料滞納者数( )人 短期保険証発行人数( )人

差し押さえ(2016年度)件数( )件、金額( )円

6. 子育て支援策 担当課( )電話( )FAX( )

(1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

1) 自立支援計画の有無について ( )ある( 年 月策定) ( )ない

2) 自立支援給付金事業について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2016年度実績 ( )件 給付額( )円

2017年度予算 ( )件 給付額( )円

3) 日常生活支援事業について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2016年度実績 ( )件 給付額( )円

2017年度予算 ( )件 給付額( )円

4) 教育・学習支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2016年度実績 ( )カ所( )人 実施時期( )

2017年度予算 ( )カ所( )人 実施時期( )

5) NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

・「無料塾」への支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2016年度実績 ( )カ所( )人、2017年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

・「こども食堂」への支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2016年度実績 ( )カ所( )人、2017年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

(2) 就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

( )入学説明会 ( )入学式 ( )始業式 ( )ホームページ ( )市広報

( )その他( )

\* 就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。(昨年と同じ場合は結構です。)

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( )倍・金額( )円

3) 生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

( )就学援助認定基準を引き上げた

【2016年度 倍 → 2017年度 倍】

( )何もしていない

( )その他(下欄にご記入ください)

- 4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。  
 ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( )円  
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( )円  
 5) 申請書の受付先 ( )市町村窓口 ( )学校 ( )市町村窓口と学校のどちらも可  
 6) 民生委員の証明は必要ですか ( )必要である ( )必要ない  
 7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2016年度	2017年度
受給者数	人	人
受給割合	%	%
支給額	円	円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2017年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( )現物支給 ( )償還払い ( )その他

- 9) 就学援助の項目について

- ( )学用品費 ( )体育実技用具費 ( )入学準備金 ( )通学用品費 ( )通学費  
 ( )修学旅行費 ( )クラブ活動費 ( )生徒会費 ( )PTA会費 ( )給食費  
 ( )校外活動費(宿泊を伴わないもの) ( )校外活動費(宿泊を伴うもの) ( )医療費  
 ( )日本スポーツ振興センター掛け金 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品  
 ( )その他( )

- 10) 就学援助の入学準備金の支給は、新学期前に実施していますか。

- ① 実施している( ) ② 実施する予定(何時から ) ③ 実施しない( )

(3) 学校給食について(2017年度)

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

- ( )食べられている ( )未納者には給食支給を停止している ( )その他  
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

- 2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	校	校	校	校	校	円
中学校	校	校	校	校	校	円

(4) 保育について

- 1) 国が出した処遇改善等加算Ⅱの取り扱いについて、実施をどう考えていますか。

- ( )積極的に活用する ( )活用しない ( )わからない

その理由( )

- 2) 保育士の処遇改善の為に、自治体独自で新たに設けた補助・支援などありますか。

- ( )ある ( )ない

具体的な補助・支援( )

- 3) 自治体内の企業主導型保育の開所状況を把握していますか。指導監査を行っていますか。

- ( )はい ( )いいえ

具体的には( )

7. 障害者施策 担当課( )電話( )FAX( )

(1) 訪問系各サービスの支給状況について(2017年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数	平均支給時間数
居宅介護				
重度訪問介護				
行動援護				
同行援護				

\*最多支給時間は2017年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(2) 地域生活支援事業の移動支援

支給者数( )人 最多支給時間数( )時間 平均支給時間数( )時間

(3) 訪問系サービスの支給基準 ( )あり ( )なし

(4) 計画相談支援の7月利用実績 ( )人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数( )人(2017年7月1日現在) ・対昨年同月比( )%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか( )時間

3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

( ) 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている。

( ) 何らかの条件を設けている。

( ) 要支援の該当者は、上乗せができない。

( ) 障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

( ) 介護保険の要介護度が要介護5の者

(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)

( ) 介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記以外の条件があれば、できるだけ詳しくご記入ください。

(6) 65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

・介護給付支給決定者数 ( )人( )年( )月( )日現在)

・訓練等給付支給決定者数( )人( )年( )月( )日現在)

(7) 入院中、通院中、通院診療中のヘルパーの付き添いについて、報酬を支給していますか

・入院中 認めて( )いる( )いない 報酬は( )支給する( )支給しない

・通院 病院内 認めて( )いる( )いない 報酬は( )支給する( )支給しない

・通院 診療中 認めて( )いる( )いない 報酬は( )支給する( )支給しない

(8) グループホームの夜勤体制について 2017年4月1日時点でお答えください

夜勤が一人体制の施設は グループホーム( )カ所中( )カ所

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2016年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめ、国の予算で改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤福祉医療助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	年 月 日

\* 2016年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。

# 2017年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛け部分が、要請項目です。

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

## 1. 安心できる介護保障について

### ★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(P38～46参照)

①介護保険料は3年毎の見直しで引き上げが続いている。第6期(2015～2017年度)では、愛知県の保険料平均額(加重平均)は5,191円。第5期より423円(8.9%)引き上がり、住民の暮らしに重くのしかかってきた。第7期(2018～2020年度)の改定時期であり、自治体が一般会計や基金の取り崩しによって繰り入れを行い、保険料を引き下げることが求められる。国に対しても、せめて「25%(現行20%)＋調整金5%」は負担するよう求める。

保険料段階は多くの段階を設けることで、所得水準に応じたきめ細かい保険料が設定できる。第6期計画で国の示した基準は9段階であったが、東栄町・豊根村を除く52市町村が国基準を超えて設定した。第1段階を低く設定しているのは、弥富市が0.3倍、刈谷市・尾張旭市・みよし市が0.35倍。段階を最も増やしているのは、高浜市の16段階、続いて名古屋市・岡崎市・津島市は14段階、瀬戸市・刈谷市・西尾市・豊明市が13段階、13段階以上が8自治体。12段階以上は41自治体となっている。段階が最も少ないのは東栄町と豊根村で9段階である。また、倍率では、最高が名古屋市と刈谷市で2.5倍、津島市・飛島村・武豊町2.3倍、日進市2.25倍、半田市・豊明市2.2倍、瀬戸市2.05倍などとなっており、2倍以上は23市町村(43%)である。第7期改定での一層の拡大が求められる。

国の計画でも低所得段階の保険料軽減を強化するとしているが、消費税増税を「財源」に実施するもので、重い税・社会保険料に対する抜本的な解決策にはならない。高齢者の介護保険料負担は限界を超えており、介護保険料軽減のために国及び自治体からの財政投入を求める。

②介護保険料減免は3自治体が増えて27市町村(50%)で制度化され、2015年度の減免実績は3,785件、3,692万円である。介護保険料は住民税非課税でも払わなければならない、月5万円程度の年金で暮らす高齢者には大きな負担となっており、減免制度の意義は大きい。とくに2015年8月からの利用料2割負担が利用者・家族に重くのしかかっているもとの、一層の拡充が求められる。

介護利用料減免は21市町村(39%)、2015年度の減免実績は9,659件、8,722万円である。江南市、阿久比町、武豊町などでは非課税世帯の利用料を軽減する優れた減免制度を実施している。保険料は払っても利用料が払えずサービスが受けられない実態もあるもとの、すべての自治体で低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充することが求められる。

## (2) 介護保険利用の際の手続き

- ★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。
- ②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

(P32～33参照)

窓口へ相談に行く人は要支援・要介護該当者が少なくない。たとえば、住宅改修や福祉用具貸与・購入の制度は介護保険のサービスであって、総合事業では提供されない。しかし専門知識のない職員が「基本チェックリスト」だけで対応した場合、本来必要だったはずの要介護認定が手続きされないことになりかねない。相談窓口で専門知識を持った職員が対応し、これまで同様に要介護申請の案内をし、「基本チェックリスト」は地域包括支援センターの専門職のもとで実施することが必要である。

## (3) 基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

(P47～48参照)

①「県内の特別養護老人ホームに入所を希望している待機者は2017年度当初で、7,339人に達する。前回調査に比べ54人増。高齢化に伴う入所需要に、特養の新設は依然、追いついていない」(中日新聞)と県調査が発表された。特別養護老人ホームへの入所基準は、2015年の介護保険制度改定で「原則要介護度3以上」に変更された。要介護3以上で見ても待機者は依然、2015年9月で17,277人、2016年9月で14,312人と解消されていない。愛知県は2015年11月の社保協との懇談で「要介護度3以上の1年以内入所希望者は7,285人」とし、「第6期での特養の計画である広域型(定員30人以上)2,276人、地域密着型(定員29人以下)841人の合計3,117人と第5期の積み残しを合わせれば解消できる」と回答したが、果たされていない。

また、実際に入所希望がある要介護1・2の方の受け入れも必要である。2016年9月1日現在の調査結果では、要介護1・2であって入所希望する人は5,843人であった。要介護1・2の待機者数を把握していない自治体(8市町)や、2014年時の待機者数しか把握していない自治体(10市)もあるなど、待機者問題は一層深刻になっている。

②要介護度1、2についても「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」として、「(1)認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。(2)知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。(3)家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。(4)単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である」のいずれかに該当すれば入所対象となる特例がある。しかし十分に周知されてなく、積極的な広報をおこなうことが求められる。また、参議院の付帯決議は「軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずること」としている。入所希望者の居宅での日常生活状況での困難を積極的に受け止め、待機者と家族の救済に当たることが求められる。

#### (4)総合事業について

- ★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。
- ②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

(P49～51参照)

①新しい総合事業がすべての自治体で始まっているが、介護保険給付の抑制を目的に、「基本チェックリスト」による振り分けがされ現行相当サービスの継続利用が阻まれる危惧がある。一部の自治体では介護保険サービスを利用できるかどうかを判定する「状態像」の押しつけや、サービスそのものに利用期間が設けられ新しい総合事業へと押し出す「卒業」が始まっている。介護保険は人権であり、自治体が必要なサービスの提供を放棄することは許されない。移行にあたりサービス利用に期間を区切り「卒業」が押し付けられることがないよう考えを県下の自治体に独自に尋ねた。「ケアマネジメントを行った結果、必要と判断された人はこれまでと同等のサービスを継続」(安城市)などの回答が多く、「一方向的に卒業を押し付けるものではない」(豊川市)、「卒業の発想は持ち合わせていない」(蒲郡市)と明言する自治体もあった。住民・利用者の立場での対応を求めたい。

②国が総合事業の事業費に「前年度実績×後期高齢者の伸び」という上限を設けているも、サービスの質を維持するためには自治体の努力が欠かせない。国への要請も含め、必要な予算の確保が求められる。

総合事業は従来の介護サービスからの置き換えでなく、上乘せの新たなサービス・資源として進めるべきである。「現行相当のサービスを含めた多様なサービスの提供に努め、必要なサービス量の確保を目指します」(稲沢市)という主旨の回答が多いが、すでに実施した名古屋市では多くの事業所が「基準緩和型事業」への参入を敬遠するなど、制度の問題点は明らか。地域での実態把握が求められる。

国は総合事業の事業費の伸びを、その市町村の75歳以上人口の伸びまでしか認めないという上限を設けている。費用の点から安上がりな「基準緩和型サービス」「住民主体サービス」へ追い込むことがねらわれている。「必要に応じて予算計上する」(犬山市)、「必要な予算確保に努める」(半田市)という回答もあるが、「国の制度に沿って」とする自治体が多い。地域単位での要求運動が重要になってくる。

#### (5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(P52～53参照)

①介護保険施行前の1990年代は、福祉事務所の職員が高齢者宅を訪問し、健康状態や暮らしぶりなどを把握し、ヘルパー派遣も含め行政が直営で福祉サービスを実施していた。2000年の介護保険導入で福祉サービスは民間など外部委託になり、行政の責任が縮小し、「買う福祉」へと変わり、一人暮らしや高齢者夫婦の安否確認など福祉サービスが大きく後退したことが、「消えた高齢者」が社会問題となった大きな要因となっている。

厚労省は、介護保険法を改定し、住み慣れた地域で高齢者の暮らしをささえる医療・介護・福祉を一体的に提供する「地域包括ケア」構想を打ち出した。これは、30分で駆けつけられる日常

生活圏域で多様なサービスを組み合わせて病院に依存せず、地域で暮らしていくこととしているが、狙いは給付制限と負担の拡大である。

これまで市町村が進めてきた配食・買い物・見守りなどの生活支援施策を「新しい公共」の名による保険外サービスとせず、市町村の責任で充実させていくことが求められている。巡回バス・福祉バスなどの外出支援は43市町村(80%)で実施。無料乗車券もある(豊根村)。

利用者からは「福祉車両がまだまだ少ない」との声が出されている。いっそうきめ細かな住民要求に基づく改善が必要である。

サロン・認知症カフェなどのたまり場事業への助成は23市町村(43%)となっている。

②家族で介護を行う際は、手すり、スロープ、浴室、トイレなど住まいの住環境の整備が必要である。申請書類の多さや、指定住宅業者も少なく、また1件あたりの住宅改修への助成額引き上げが必要である。

2015年度は、住宅改修費の受領委任制度は43市町村(80%)で行われている。実施件数は前年と比べ899件増加し、17,355件となった。

福祉用具購入費の受領委任払い制度は名古屋市が新たに実施し、36市町村(67%)、実施件数は前年と比べ1,095件増加し、13,224件となった。また、美浜町が2016年12月より実施した。

高額介護サービス費の受領委任払い制度は、豊田市が実施しているが、他市町村への拡大が望まれる。いずれの制度も市民への周知と利用や申請のしやすさが必要である。

#### ★(6)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(P54～55参照)

障害者控除認定書の発行枚数は毎年増加を続け、2002年度3,768枚から、2006年度10,466枚、2015年度50,017枚と増加している。近年では、大口町が懇談の場で「自治体キャラバンの要望を受け、認定書の自動送付を開始した」と説明するなど、ねばり強く働きかけてきた成果も出ている。「介護認定者(要支援又は要介護1以上)」を実質的に障害者控除の対象者に行っているのは38市町村(70%)に広がっている。しかし、介護認定者数からみるとまだまだ少ない。

認定書などの送付状況は、20市町村(37%)が要介護者に直接認定書を送付している。また12市町村(22%)が介護認定者に個別の案内や申請書を送付している。これにより認定書または申請書を送付しているのは32市町村(59%)へと広がっている。

介護保険認定申請時の「障害高齢者自立度」や「認知症高齢者自立度」の結果を参考に、障害者控除の対象としている自治体もある。申請主義ではなく、自治体が持つ要介護認定者のデータをもとに、市町村長の判断により、介護認定者を自動的に障害者控除の対象とし、認定書を個別送付すべきである。

#### (障害者控除発行枚数の推移)

2002年度: 3,769枚	→	2003年度: 5,848枚	→	2004年度: 5,114枚	→
2005年度: 7,155枚	→	2006年度: 10,466枚	→	2007年度: 13,171枚	→
2008年度: 18,544枚	→	2009年度: 22,712枚	→	2010年度: 29,955枚	→
2011年度: 32,736枚	→	2012年度: 34,778枚	→	2013年度: 42,322枚	→
2014年度: 45,136枚	→	2015年度: 50,017枚			

(原則要支援又は要介護1以上を発行条件としている市町村の推移)

2004年度:— → 2005年度:27% → 2006年度:24% → 2007年度:30% →  
2008年度:51% → 2009年度:51% → 2010年度:69% → 2011年度:72% →  
2012年度:72% → 2013年度:72% → 2014年度:70% → 2015年度:70%

(認定書又は申請書を送付している市町村の推移)

2004年度:— → 2005年度:19% → 2006年度:21% → 2007年度:28% →  
2008年度:43% → 2009年度:42% → 2010年度:48% → 2011年度:52% →  
2012年度:54% → 2013年度:57% → 2014年度:61% → 2015年度:59%

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。(P56参照)

国は、2018年4月から国民健康保険制度を都道府県単位の運営に移行する。その目的は国保制度の基盤安定化をはかることである。そのために国は、2015年から保険者支援制度など財政支援を拡充し、あらたな基金を造成する一方で、市町村が行なう決算補填等を目的とした一般会計法定外繰入れの削減・解消を市町村に求めている。

都道府県単位化後も、保険者は都道府県とともに市町村であり、保険料の賦課・徴収や保険料減免制度などは市町村が被保険者の個々の事情に応じて決定することになる。

国は、2015年度から「保険者支援制度」として1700億円の公費を投入している。その財政効果は、被保険者一人あたり年額約5,000円引き下げられるとしている。しかし、2015年度は23市町村が一人あたりの調停額を引き下げたに留まった。また、法定外繰入額を増額し国保料(税)を引き下げた市町村が14市町村あった。法定外繰入の解消は、保険料の大幅な引き上げにつながるため、制度改革にあたり、第3回試算結果も活用し、市町村とともに国への国庫負担引き上げを要望するとともに、市町村に対し「払える保険料」を求める。

「低所得者向けの保険料(税)減免」は、24市町村(44%)が実施し、「収入減を理由とした減免」は引き続き51市町村(94%)で実施しているが、要件の緩和が必要である。

また、各市町村で「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など情勢に対応した減免制度の実施・改善が求められる。国の制度改善と合わせ、自治体の努力で保険料(税)の引き下げ等の改善を求めたい。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

加入者の2割近くが払いきれない保険料(税)は、そもそも高すぎる。国に対し国庫負担を元に戻すよう要望するとともに、市町村独自の低所得者減免を拡充することが求められる。

社会保険などでは、扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割がかかる。一宮市では、18歳未満を対象に均等割を3割減免としている。様々な少子化対策がおこなわれているもと、すべての市町村での対応を求める必要がある。

所得激減による減免要件を定めても、前年所得300万円以下かつ2分の1減、3分の1減などの要件は、長期的に所得減が続いている自営業者には活用できない。豊橋市では「前年総所得600万円以下」かつ「前年の10分の8以下への減少」と活用しやすい制度となっている。

**【国保税(料)の減免制度とは】****＜国の法定軽減＞(均等割・世帯平等割軽減)－申請不要－**

<b>7割軽減</b>	前年所得が33万円(給与収入が98万円)以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は6割軽減)
<b>5割軽減</b>	前年所得「33万円+27万円×世帯人数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は4割軽減)
<b>2割軽減</b>	前年所得「33万円+49万円×世帯人数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は2割軽減はなし)

**＜市町村の独自減免＞**

市町村が条例で定めていなければ実施できない。また原則として被保険者が申請しなければ適用されないが、自動適用している市町村もある。

《減免の適用範囲》 ※市町村によって取り扱いが異なる。

- ①災害世帯(災害、盗難等により家屋又は事務所が著しく損傷を受けた世帯)
- ②低所得・生活困窮世帯
- ③所得減少世帯(失業、事業の廃止、不作等により所得が著しく減少した世帯)
- ④長期療養の診断を受けた場合
- ⑤市民税、固定資産税の減免を受けた場合
- ⑥その他市町村長が認めるもの

県内では、名古屋市や一宮市のように、優れた保険料減免制度を設けている自治体があるので、各市町村でも実施が求められる。

**【具体例】**

- 名古屋市:国の均等割2割減額世帯に、障害者・寡婦(夫)・65歳以上の高齢者(世帯所得が多くても本人所得が35万円以下)がいると、その該当者の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割をすべて2,000円軽減。
- 一宮市:18歳未満・70歳以上・要介護4以上・身体障害1～4級・知的障害IQ50以下・精神障害1～2級などに該当する人の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。

**★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。(P57参照)**

2016年6月1日現在の愛知県内の国民健康保険加入世帯数は1,053,032世帯で、そのうち144,676世帯(13.7%)が保険料(税)を滞納し、短期保険証が36,376件、資格証明書が4,951件発行されている。

資格証明書の発行は、名古屋市が3,864件と突出している。名古屋市を除く愛知県合計は、前年の1,230件から1,087件へ減少した。名古屋市の突出した発行数は異常であると同時に、岡崎市、大口町が大量に発行をしている。

短期保険証の発行数は、前年の47,399件からは11,023件減少している。滞納世帯数に対して、豊橋市(95.8%)、幸田町(80.4%)、大治町(75.8%)、西尾市(56.0%)は多すぎる発行をしている。

**④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。(P57～59参照)**

滞納世帯であっても子どもの無保険をなくすということで2009年4月から、6カ月の短期保険証が発行されることとなった。しかし子どもの親や、その他の世帯はそれよりも短い有効期限の短期保険証が発行されている場合がある。医療を受ける権利を奪いかねない1カ月の短期保険証など、6カ月未満の短期保険証は発行するべきではない。

滞納者の差押え件数は、2012年度は12,727件・7億円、2013年度は12,048件・3億6千万円、2014年度12,735件4億8千万円、2015年15,084件・5億7千万円となっている。「悪質」のみの差押えなのか、きちんとした実態調査が必要である。滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという世帯が圧倒的である。その対策が、収納率アップのための差押えを含めた徴収強化の姿勢だけというのは、国保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」との定めからみても許されない。憲法25条にそった対応が強く求められる。なお、国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条および地方税15条7項では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、差押えをおこなっていけない」としている。

また、資格証明書世帯にあっても、「病気などで一時的に支払いが困難」「受診の必要がある」場合は申し出によって短期保険証を交付することが2009年1月20日付事務連絡で示されている。「資格証明書」の世帯であっても、子どもの無保険をなくすということで子どもには6カ月の短期保険証を発行している。払う意思があり分納している場合は、最低6カ月とすべきである。

**⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。**

医療費一部負担金の減免制度を設けているのは50市町村(93%)となった。未整備は新城市、東郷町、東栄町、豊根村の4市町村のみである。生活保護基準を基にした減免は、49市町村(91%)となった。また、減免実績は、2012年14市398件から2013年14市278件、2014年度10市126件、2015年99件と減少している。

2016年のキャラバンで、一部負担減免制度の減免の条件を尋ねたところ、減免対象を「生保基準を満たしていれば減免」と回答したのは16市町村(30%)、「生保基準に加えて災害や失業などによる収入減少を要件」にしているのは32市町村(59%)という実情が明らかになった。減免制度適用実績が少ないのは、生保基準を満たしていれば減免という対応がまだ少ないことが一つの要因と考えられ、この改善が求められる。

各市町村で「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など情勢に対応した減免制度の実施・改善、わかりやすい制度の案内で減免制度の周知徹底が求められる。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。(P64~65参照)

これまで各都道府県や市町村の行なう徴収業務において、1998年2月10日の最高裁判決を盾にして、預金となった差押禁止財産(児童手当や年金など)の差押えが公然と行われてきた。

しかし、2013年11月27日「鳥取県児童手当差押え事件」に対する広島高等裁判所の判決では、「①当局が、差押え処分の時点で差し押える口座に差押禁止財産が振り込まれていることを認識しており、②口座に振り込まれた差押禁止財産が、差押禁止財産としての属性を失っていない場合(差押処分の時点で口座の大部分が差押禁止財産であり、差押処分が差押禁止財産の入金直後である場合等)は、最高裁判決の例外に該当し、差押え処分が違法となる」とした。

生活に困窮されている多くの場合、口座には年金や児童手当等の差押禁止財産しか入金されておらず(②に該当)、これを当局が入金当日に差押えたような場合(①に該当)は、違法となる。

滞納者の解決は、住民の実情を良くつかみ相談にのるとともに、差押えなどの強制徴収ではなく、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税(徴収)の猶予②換価の猶予③滞納処分の適用をはじめ、減免、分納などでの対応が求められている。

滞納者世帯数144, 676件(▲12, 646件)に対し差押え件数・金額は、15, 084件(2, 349件増)・5億7千万円(8465万円増)。

差押え物件は、不動産1, 242件と預貯金10, 295件、生命保険1, 044件、その他12, 503件。なかでも名古屋市の差押えは2008年164件から増加し2015年3, 833件となっている。

滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという世帯が圧倒的であると考えられるが、収納率アップのための差押えを含めた徴収強化というのは、国保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」との定めからみても許されない。

なお、国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条および地方税15条7項では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、差押えをおこなっていけない」としている。憲法25条、国保法1条の精神にそった対応が強く求められる。

## 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。(P66参照)

年収200万円以下のワーキングプアー(働く貧困層)が1, 140万人(労働者の4人に1人)を超え、国民年金平均受給額が5万円、3世帯に1世帯が貯蓄ゼロ世帯となるなど国民の貧困化がますます深刻になっている。その結果、生活保護受給世帯は163万9, 558世帯となり、受給者数は213万482人(共に2017年5月)で依然として高水準にあり、アベノミクスによる効果は無い。

生活保護受給者は、1951年度をピークに経済成長とともに減少し、1995年度88万2, 229人で底を打った。その後、バブル崩壊を機に増加に転じ、2008年9月リーマン・ショックで失業者が受給したことで急増。2011年3月に59年ぶりに200万人を突破し、同年7月に戦後混乱余波で過去最多だった1951年度204万6, 646人(月平均)を超えた。以降、右肩上がりが増え続け上げ止まり状態にある。

生活保護、受給要件が厳しいこともあり、厚労省が2010年に発表した推計でも、基準で定める最低生活費を下回る所得しかない世帯の内15. 3%しか受給していないことがわかっている。

生活保護申請者が増える中で、窓口で申請させない「水際作戦」実態が多数報告されている。相手の弱みに付け込み申請させないようにする脅迫型、「働けるのだから働け」「仕事の探し方が悪い」「まだ若いから大丈夫」「努力不足」等と訳の分からない事を言って追い返す「働けるからムリ」型、申請は「口頭でも有効」なのに「要求する書類を一式全てそろえなければ申請は受け付けません」という申請煩雑化型、「(1円でも)借金あるからダメ」「(1円でも)貯金があるからダメ」、車上生活者に「車処分してからまた来てね」や、「家族(親族)に養ってもらいなさい」など、行政の違法な対応が続々と明らかになっている。2013年4月に生活保護法改正が行われたが、扶養義務等について従来通りの取扱いとする通達が2014年8月に出されている。この趣旨を踏まえ、こうした「水際作戦」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給することが求められる。

**★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。(P67参照)**

ケースワーカーの数は社会福祉法によって規定され、ケースワーカー1人あたりの生活保護受給世帯数は「市部で80世帯」・「郡部で65世帯」を受け持つことを標準的なケースとしている。自治体キャラバンでのアンケート調査結果によれば、県下では、2016年4月段階で春日井市の112世帯や名古屋市107世帯など市部で13市が基準を超え、郡部では海部福祉事務所が84世帯、尾張福祉事務所が68.5世帯、知多福祉事務所が62.2世帯で基準を上回っている。受給世帯が増加しているもとでケースワーカーを増員している自治体もあるが、基準を上回る状態を解消するには至っていない。

国は福祉職員の配置基準を2013年より改め、「人口10万人の市では15人(2人増)」・「人口20万人の郡部では22人(3人増)」に増員するとした。これに伴う経費は地方交付税により捻出されるが、交付税の用途は各自治体で決められることができるため、ケースワーカーの増員は各地方自治体の判断次第となっている。財政がひっ迫している自治体での実現は困難となる。

また、受給後の就労支援や自立に向けたきめ細かな支援には、ケースワーカーの数だけでなく、豊富な経験と知識を持つ職員が必要だが、平均在任年数が3年を超えるのは4市、2福祉事務所(郡部)しかなく、経験豊かな職員の配置や研修の充実が必要である。

**③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。**

厚労省は、保護申請時だけだった預貯金などの資産申告を2015年3月の通知で一律に年1回に増やした。通知後、ケースワーカーが受給者に財布の中身や1年分の通帳コピーを求めると人権を侵害する調査が明らかになっている。生活保護法の趣旨に反しなければ保護費は自由に使えるとした福岡高裁判決にも反する。

ケースワーカーが定期的に訪問し聞き取りをおこなえば、生保利用者の行き過ぎた生活状況は把握でき、必要に応じて調査すれば済むもので、人権を侵害してまで一律に行う必要はない。

国会でも、「具体的な使い道のあるなしにかかわらず、貯蓄を理由に一律に保護を停廃止すべきでない」という指摘に対し、厚労省の社会・援護局長は、「乱暴にすぐ停廃止しない」と答え、停廃止にならないための助言指導をケースワーカーが行うと述べている。

**④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。**

生活保護利用者が病院などに通う際の交通費を給付する医療扶助の「移送費」について、厚生労働省は、2007年に北海道滝川市で起きた不正受給を口実に2008年4月、社会・援護局長通知で、災害現場からの緊急搬送、離島などで症状が重い場合など特殊な4つのケースに限定。それ以外は例外扱いとされ、福祉事務所管内の医療機関に限るとされた。

しかし、「生活保護の切り下げになる」「打ち切られたら医者にかかれない」という激しい批判と撤回を求める運動がおき、2010年に厚労省は、制限規定を撤廃する「局長通知」を出した。通知では、「認められるべき必要な交通費が支給されない事案等が見受けられた」として、2008年の「局長通知」そのものを改正し、そのときにつけられた制限を原則撤廃している。

生活保護利用者にとっては、500円、1000円の負担は1日、2日の食費にも相当する。病弱であったり、高齢で就労することのできない利用者には移送費を自己負担する余裕はない。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。  
(P70～76参照)

愛知県は「福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭・高齢者の医療費助成)」に一部負担金と所得制限を導入する見直しを検討してきたが、市町村や県民の猛反発により、2013年大村知事は「当面、一部負担金を導入することはしない」と実質的に見直しを断念した。

しかし、所得制限については「研究は引き続き深める」としており、今後、県が一部負担金や所得制限について再び検討・提案することがないよう、監視していく必要がある。

愛知県の制度は、対象者の範囲が広く、利用者の一部負担もない。子どもと障害者の医療は、所得制限もなく、これらは全国と比較しても優れた制度となっている。県内の市町村からは、「市町村の現状に県が追いついていない」「財源論としてではなく必要な福祉施策として制度の持続を」などの声も出されている。

子ども医療費助成制度等の福祉医療制度を現物給付で実施している市町村に対する国保の国庫補助金削減(ペナルティ)は、2018年度から未就学児までを対象に廃止されるが、全国市長会など地方三団体は年齢に拘わらず廃止すべきとしている。

国が医療制度改悪を推し進める中、自治体が県民の命と健康を守る防波堤の役割を果たすため、今後も引き続き福祉医療制度の存続・拡充が求められる。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。  
(P70～72参照)

愛知県は、2008年4月から、通院で義務教育就学前、入院で中学卒業まで無料対象を拡大した。この対象範囲は、全国の都道府県でも高い基準であり、長年の運動の成果として評価できる。

愛知県内では全市町村が県基準より拡大している。うち入院・通院とも「中学校卒業まで無料」としているのは、49市町村(91%)に広がっている。なかでも、東郷町・飛島村・南知多町・設楽町・東栄町・豊根村は入院・通院とも、安城市は入院で、「自己負担なしで18歳年度末まで」拡大している。

しかし一方で、津島市と北名古屋市で所得制限が導入されている。親の所得により、受けられる医療に差が出かねないことは問題である。

愛知県の補助基準を超える部分への自己負担については、昨年の自治体キャラバン実施時点で、豊橋市、半田市、犬山市、常滑市、北名古屋市、あま市、南知多町が導入していた。しかし、あま市が2017年7月から、豊橋市も同年12月から入院・通院とも「中学校卒業まで無料」に拡大。さらに南知多町は2017年4月から、入院・通院とも「18歳年度末まで無料」に対象を大幅拡大している。

あま市では拡大する理由を、「医療機関窓口での自己負担額がなくなることで、子育てをする家庭における安定と、次世代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上に資することができる。…更に医療に係る経済的な負担を軽減することができる(あま市2017年度予算[主要施策の概要]から)」と述べている。また東三河地区で最後に「中学校卒業まで無料」を実施した豊橋市でも、市長が「東三河スタンダードに合わせるしかない」と拡大を決断したと言われている。

県内では中学校卒業まで無料がスタンダードとなっている。しかし、全国を見渡すと2016年4月1日現在、18歳年度末まで対象としている市町村は通院で378市町村(2015年比141%)、入院で399市町村(同年比140%)と大幅に増えてきている。

子どもに対する入院時食事療養費に対する助成制度は北名古屋市・東栄町が実施している。

隣県の静岡県では、県内35市町のうち20市町で助成を行っており、愛知県でも助成創設が求められる。

全国的に子育て支援が喫緊の課題となる中、安心して子どもを医療機関に受診できるようにすることは最大の子育て支援策と言える。自己負担を導入している市は、医療が必要な子どもに受診抑制が働かないよう、自己負担をなくすことが求められている。

また既に中学校卒業まで助成している市町村は、入院・通院とも18歳年度末までの医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施することが望まれる。それと同時に、国の制度として就学前までの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。

#### 【「中学校卒業まで医療費無料」実施市町村割合の推移】

2001年: 0% → 2002年~2005年: 1% → 2006年: 2% → 2007年: 8% →  
2008年: 30% → 2009年: 36% → 2010年: 51% → 2011年: 67% → 2012年: 76% →  
2013年: 78% → 2014年: 78% → 2015年: 80% → 2016年: 85% → 2017年: 91%

#### 【「中学校卒業まで医療費無料」を実施していない5市町村】

半田市・津島市・常滑市・愛西市・北名古屋市

### ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

(P74参照)

身体障害者、知的障害者は障害者医療の補助対象として一般の病気も対象となっている。しかし精神障害者は、県の補助対象が精神疾患の入・通院のみを対象としており、一般の病気に広げる必要がある。

2017年度新たに、豊橋市・半田市が一般の病気まで対象を拡大(予定含む)しており、入通院とも全疾患を対象とする市町村は9割を超えることとなった。

さらに「周辺自治体が拡大へと動いたので、我々も拡大する方向で検討している」市町村もあり、今後は入通院とも全疾患を対象とすることが愛知スタンダードとなっており、入通院とも一般の病気を対象としていないのは、常滑市・高浜市・日進市・大治町・蟹江町のみとなった。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

3年毎に「国民生活基礎調査」をもとに発表している子どもの貧困率は、2015年時点で13.9%と前回2012年時点より2.4ポイント低下し、6人に1人から7人に1人に12年ぶりに改善した。しかしOECDが14年にまとめた36カ国の平均13.8%を日本はなお上回っている。またひとり親世帯の貧困率は50.8%と3.8ポイント低下したが依然5割を超える。暮らし向きは、母子世帯の82.7%が「苦しい」と答え、37.6%の世帯は「貯蓄がない」と回答している。

愛知県も子どもの貧困率調査を2016年12月に実施した。この結果が7月31日に発表されたが、愛知の平均は5.9%、最も高いのは東三河南部7.5%、最も低いのは尾張東部で4.1%、学習の習熟度や意欲、大学への進学希望は保護者の所得が高いほど多く、「一人でご飯を食べる」「地域活動に参加していない」子どもは、保護者の所得が低いほど多い傾向にあった。

2014年「子どもの貧困対策に対する大綱」が決定され、貧困対策の当面の重点施策として、教

育・生活・保護者の就労および経済的支援を掲げている。ここでは「貧困世帯」の、高校等進学率、大学等進学率、就職率などの低い現実の指標を示し、その克服を課題とし、ひとり親家庭等の自立支援策の拡充を求めている。

しかし、アンケートの回答ではあらためて自立支援計画をもったのは名古屋市と知多市のみで、従来の子を対象とする自立促進計画を持った市を含めても38市中18市(47%)に止まっている。また2016年度で自立支援給付金事業を実施している市は38市中28市(74%)である。貧困家庭の子どもは給食頼み、夏休みが心配と蒲郡市が緊急支援(中日7月31日付け)の取り組みもあるが、県調査結果も受けて市町村が総合的な子どもの貧困対策を、計画をもって促進されることを期待したい。

また県内のこども食堂は40を超え、6月に20の子ども食堂が参加し「あいち子ども食堂ネットワーク」が結成されたが、こうした民間団体との連携も必要である。

**★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。(P77～84参照)**

就学援助については引き続き受給者の拡大に向け要求するとともに、昨年は文科省通達も出されていることから、入学あるいは新年度の前に支給する運用上の改善を要請した。県下全市町村での対応を求める。

アンケートの回答で県内の就学援助の認定制度は、生活保護基準の1.3倍以上としているのが20市町村(37%)。(1.4倍以上の6市町村11%含む)。1.2倍以上は39市町(72%)となっている。申請窓口は、「市町村窓口」が14、「学校」が7、両方を利用できるのが33市町村(61%)になっている。しかし就学援助の2016年度見込みは61,745件(前年63,064件)・受給割合7.82%(同7.89%)と減少している。受給率が高いのは豊橋市で17%、名古屋市14.4%、津島市12.4%などだが、10%を超えているのはわずか8市町、愛知県は7.82%で全国15.64%に対しその半分に過ぎない。基準の引き上げがカギである。

**④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。(P85～86参照)**

教育・学習支援事業(官製「無料塾」)は2016年度14市町(26%)で実施されているが、まだこれからでまた実施方法についての把握も課題である。また多くの市町で児童クラブの負担金減免が行われているが、児童・生徒の「居場所づくり」が必要である。NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみと、自治体がどうタイアップするかが課題である。北名古屋市では「無料塾」、春日井市では「こども食堂」、長久手市では「無料塾」「こども食堂」への補助も始まっており、アンケートの回答では多くの市町が関心を寄せている。

県は「人が輝くあいち」をとっているが、未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される環境を整備することが重要であり、子どもの貧困対策はそうした視点から社会全体で取り組むべき課題であり、全県の市町村に広がることを願う。

**★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。**

「公立小学校や中学校の給食費の保護者負担を全額補助して無償にする市町村がすくなくとも

55ある。うち9割がこの6年間で無償にしている。新たに2市町がこの春から開始し、給食費に一部を補助する市町村がすくなくとも362ある。全額補助と一部補助の自治体を合わせると全1741市町村の内、少なくとも417市町村がある」という調査結果が報道されている。教育委員会や給食センターの担当者は、保護者の反応として「負担が軽減され、大変喜ばれている」と回答。若い世代の定住や転入に効果が期待されている。半額補助や多子世帯の補助、産地食材の使用の補助など、給食費の保護者負担を部分的に補助する市町村も広がっている。

愛知県は、県内に全額補助の自治体はないが10以上の市町村が一部補助を実施している。実行委員会は、「学校給食無償化」の要求を2010年から掲げ、実現を求めてきた。子どもの「貧困」が社会問題となっているなかで給食費が払えず食べられない事態が生まれており、貧困がすすむなか、給食が子どもの命綱となっている例もみられる。

消費税増税の影響などで、給食費の値上げが、2014年度の19自治体から2015年度は23自治体に広がり、一食当たり全県平均小学校で5.56円、中学校で6.5円値上がりしている。消費税増税分公費で負担との自治体も増えている。給食費未納者が増えているなか、就学援助をすすめる自治体は増えているが、児童手当からの天引きや、督促状の発送に加え、法的措置もとっている自治体もある。名古屋市では2014年度から保護者に対し、給食費を期日までに納入することを約束する「申込書」を入学時に提出させるなどしている。

岡崎市では2016年度は4月分を無償にした。大口町は給食費半額補助、大治町は1人月額200円補助、飛島村は1人月額600円補助、長久手市は1食21円補助、愛西市は1食10円補助と、補助する自治体も増えている。岩倉市では義務教育の第3子以降を無料にしているが、2017年4月から安城市が同様の基準を取り入れる表明もあった。

学校給食の助成については、学校給食法第11条で保護者負担を規定しているが、施行にあたっての通達では給食費の自治体の補助を「禁止する意図ではない」としており、給食費への自治体の補助もここを根拠として広がっている。

**(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。**

保育を必要とする・保育所を希望する児童に保育所に入所させることで市町村が24条1項の保育実施義務を果たしているとする回答もあった。24条1項を形骸化させないためにも、「保育所」での保育を希望する保護者には、自治体の保育責任として「保育所」での保育を受けさせることが必要という認識に立つよう、ひきつづき自治体に求め続けることは重要である。

昨年、ほとんどの自治体が、施設形態の違いによる保育格差が生じないように努めるとの回答をしているが、実現するための内容として、国の基準どおりだから、市の条例で定めたから、格差は生じないとする市町村が多い中、犬山市が、「地域型保育事業も公立の基準に合わせた」、江南市は「一部国より上乘せして条例に」、豊明市は「施設形態による保育格差はあってはならないので、市からの助成等で格差が生じないように努力」と回答していることは、自治体の姿勢として重要である。

回答があった。他市ではこれを紹介しさらに上乘せする努力を要請することも大切である。本来は、保育を希望するすべての子どもが認可保育所で保育される権利がある。どの子も格差ない子どもの権利保障の為に、認可保育所との同等の基準を求め続ける必要がある。

(4) 保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

保育施設の人材不足が叫ばれて久しく、国もそのための処遇改善を進めるとしていますが、国の処遇改善加算ではこの人材不足が抜本的に改善されていません。保育現場では、休憩・休暇が取れず、不払い労働が蔓延しています。そのため離職が進むという悪循環もおきています。11時間開所(保育)の施設に8時間労働の保育士で配置人数を割り出しても不足は明らかで、現行の保育単価は制度上必要とされる保育士配置基準を裏付けるものとなっておらず不十分である。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(障全協)が、2015年にまとめた「障害者の介護者の健康に関する実態調査報告書」では、「主たる介護者は91%が母親」となっている。

母親は子どもの年齢に反比例して体力は低下し、長年の介護疲れからくる体調不良も我慢して介護を続けている。さらに夫や親の介護も加わる状況もあり、体力的にも精神的にも限界の状態である。

しかし政府は、こうした「親依存の生活」を、50歳を過ぎてもなお、高齢の親に依存した生活を続けている状態にしたままである。

「国連障害者権利条約第十九条」や「障害者基本法第3条」は「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。」としているが「住み慣れた地域での暮らし」を推奨する国の政策で入所施設建設が抑制され、それに代わるグループホームは、支援体制・建物が不十分な上に、絶対的に不足しているなど、選択できる地域資源がない。

家族介護に依存している現在の施策を見直し、青年期の段階で親から独立した暮らしができるよう、多様な暮らしの場を国の責任において整備・拡充し、批准された障害者権利条約や障害者基本法を早期に実現する必要がある。

(参 考) 県第4期障害福祉計画の到達状況から

・グループホーム居住数の推移(各年度4月1日現在)

	H26	H27	H28	H29. 3. 1現在
居 住 数	691	757	835	884
対前年度増減数	—	66	78	49

・グループホーム定員数の推移(各年度4月1日現在)

	H26	H27	H28	H29. 3. 1現在
定 員 数	3, 511	3, 903	4, 376	4, 666
対前年度増減数	—	392	473	290

②移移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

自治体によっては、家庭状況によって通園・通学・通所を認めている場合があるが、支給時間では、月に1～2回の余暇を楽しむ時間があるかどうか。通園・通学・通所は障害者・児にとって必要不可欠なもの。また通勤への支援は就労の機会が増えることにつながる。

通院への支援では、「病院受付まで」「診療・リハや待ち時間は支援外」とするところもあるが、ヘルパーが付き添っている状況を踏まえ報酬算定に組み入れるべきである。

### ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

この費用の基本的考え方は「応益負担」とされている。風呂に入る、トイレに行く、食事する、人として当たり前の行為への支援についての利用料は無くすべきである。給食も支援の一貫として、見るべきである。

### ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

- 1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。
- 2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することがないようにしてください。

65歳以上の障害者は障害福祉サービスを引き続き利用できるが、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用することもできる。障害者総合支援法7条は、介護保険サービスに同じものがあれば、介護保険サービスを優先することを定めたものである。

厚生労働省が65歳問題で出した通知では、介護保険サービスを一律に優先することはせず、その人の利用意向を介護保険サービスで実現できるかどうかを、個別の状況に応じて判断しなければならないとしている。介護保険サービスの利用申請をしないからといって、障害福祉サービスの利用を打ち切るのは、違法行為だ。従来 of 時間を支給し、生活の維持を図るべきである。

### ⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

一人暮らしの障害者の場合、入院すると、日頃生活を支えてくれているヘルパーに着替えなどをもってきてもらうこともできない。

重症の重度障害者の場合、ナースコールをおすこともできず常時の介護が必要となる。また、障害によっては付添いを求められるが、日頃接しているヘルパーが介護に入れば安心である。

入院中や通院の病院内(診察以外)のヘルパーについては、限定はありつつも認めるところがある。通院の診察中に説明を受けるときはヘルパーが必要でありながら、その部分の付き添いは認めるが、障害の報酬から外されている(介護も同じ)。診察時の利用者支援は欠かすことができないため、現状は、ヘルパー本人か事業所の持ち出しになっている。

### ⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

### ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

人材不足が深刻だ。24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」としてのグループホームの世話人や地域生活を支えるホームヘルパーの不足により、建物は有ってもホームの稼働が出来ず障害者が利用できない実態や、同性介助が出来ていないなどの問題がある。

介護労働安定センターが8月4日に公表した介護労働実態調査の結果でも、介護職員が足りないと考えている事業所が2016年10月の時点で62.6%にのぼり、前年度より1.3ポイント増えたと報告。悪化は3年連続。賃金や社会的評価の低さ、仕事のきつさなどを理由にあげているところが目立つ。このままでは、ホーム閉鎖、ヘルパーがいない為のショートステイ利用、親・家族介護へのさらなる回帰、そして障害福祉サービスの崩壊へとすすむことが危惧される。

## 8. 予防接種について

**①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。(P87参照)**

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHOが接種を勧告している。

流行性耳下腺炎ワクチンは、小牧市、飛島村、東栄町、豊根村が自己負担無料で実施しているほか、名古屋市、豊橋市、豊川市、豊田市、みよし市で助成が実施されており、9市町村(17%)となっている。

日本耳鼻咽喉科学会の調査では、2015年・2016年の2年間で、少なくとも336人がおたふく風邪の合併症による難聴と診断されたと発表した。このようなことを防ぐためにも早期の助成が求められる。

ロタウィルスワクチンは、飛島村、東栄町、豊根村が自己負担無料で実施しているほか、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、豊明市、田原市、北名古屋市、みよし市、幸田町、設楽町が助成を実施し、16市町村(30%)に拡大している。

子どもに対するインフルエンザワクチンの助成については、安城市、蒲郡市、北名古屋市、あま市、蟹江町、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村の9市町村(17%)が実施している。自己負担無料で中学生まで受けられるのは東栄町、豊根村であった。名古屋市内で集団風邪による学年または学級閉鎖校(園)数は一昨シーズン760、昨シーズン650に達した。子どもや障害者の健康を守るためにも、すべての自治体でインフルエンザの予防接種助成制度があることが望ましい。

**★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。(P88~89参照)**

高齢者用肺炎球菌ワクチン助成事業は2014年10月に定期接種化されたが、対象者は原則65歳以上で5歳刻み(上限100歳)となっており、対象から外れた年齢層は、最長で4年間接種機会がなくなることとなる。また定期接種の助成は一度きりに限られ、期間の経過に伴う抗体の低下により感染リスクは高まるため、2回目の接種助成を求める声は多い。

自治体では「肺炎が生命に関わる持病の人もいる。早めに接種できるようにすることが、市民のためになる」と、41市町村(76%)が対象から漏れた人を対象に任意接種の助成事業を継続している。また、日進市や知多市では2回目の接種も任意予防接種の助成対象としている。

ワクチン接種により、高齢者の肺炎による重篤化を防ぎ、医療費を5,000億円削減できるとの厚労省の試算もある。任意予防接種の継続とともに、定期接種を含め一部負担を無料にして、接種者を増やすことが求められる。

## 【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

# 介護保険「2017年改革」の概要－介護保険部会「意見」、大臣折衝、「改正」法案から

全日本民医連 林 作成 2017・2・10

(改革工程表)		介護保険制度の持続可能性の確保		地域包括ケアシステムの深化・推進	
法「改正」事項		「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」(一括法案) ※1			
法「改正」を 要しない事項 (結論を得て実施)	○ 現役並み所得者の利用料3割化 → 年間収入:単身の場合340万円以上(夫婦463万円以上)	2018年8月	○ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化 ・ 要介護を改善させた自治体への財政支援(インセンティブ) (その他)	2018年4月	
	○ 介護納付金に対する総報酬割の段階的導入 ※2 → 2017・18年度:2分の1、19年度:4分の3、20年度:全額	2017年8月	○ 地域包括支援センターの機能強化 ・ 事業指定に対する保険者の関与強化 一 市町村協議制の対象拡大(短期入所) 一 地域密着型通所介護の指定拒否の仕組み導入 ・ 認知症施策の推進		
法「改正」を 要しない事項 (結論を得て実施)	○ 高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ ※2 → 一般区分:37,200円⇒44,400円(年間上限額を別途設定)	2017年8月	○ 療養病床の見直し<医療法> → 介護療養病床の全廃(6.1万床)、医療療養病床の削減(7.6万床=医療区分1の70%+医療資源投入量) → 転換の受け皿として「介護医療院」(仮称)の創設	2023年度末 までに実施	
	○ 福祉用具の見直し ・ 全国平均均賃与価格の公表 ・ 利用者に対する価格説明(当該+平均)の義務づけ ・ 複数商品提示の義務づけ	2018年10月 2018年10月 2018年4月	○ 「共生型サービス」の創設 <社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法> =「我が事」「丸ごと」地域共生社会の実現 ※3 (その他) 有料老人ホーム入所者保護のための施策の強化	2018年4月	
	○ 生活援助の人員基準の緩和、介護報酬の設定	報酬改定	○ 適切なケアマネジメントの推進 ・ ケアマネジメント手法の「標準化」 ・ 運営基準の見直し(公正・中立の確保など)	報酬改定	
	○ 通所介護などその他の給付の「適正化」	報酬改定			
引き続き検討	○ 軽度者に対する生活援助やその他の給付の総合事業への移行	2019年度末 まで ※4	○ ケアプランの有料化(ケアマネジメントのあり方の見直し)	—	
	○ 利用者負担の引き上げ → 2割負担の対象拡大	—			
	○ 補足給付の要件見直し → 不動産(土地)の勘案 ○ 被保険者範囲の見直し → 年齢の引き下げ	—			

※1) 2017年2月7日 閣議決定

※2) 2017年度予算編成(社会保障費自然増1400億円削減)の一環 → 総報酬割導入で440億円、高額介護サービス費の見直しで10億円の国費削減

※3) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-svakaishovou.html?tid=368203> → 「地域共生社会の実現に向けて」(当面の改革工程) (2017年2月7日)

※4) 「2019年度末までに結論 → 2020年度通常国会に法案提出・成立 → 2021年度施行」?

# 総合事業への参入 - 訪問介護50%、通所介護30%にとどまる (基準緩和サービス)

## ★157自治体調査

低報酬の新サービスへの事業所の主な参入状況

	訪問介護	デイサービス
千葉県 船橋市	21.6%	7.5%
東京都 世田谷区	48.9%	11.3%
長野県 松本市	10.0%	7.2%
名古屋市	27.1%	8.2%
高松市	2.6%	1.3%
北九州市	32.8%	16.3%
大分県 臼杵市	6.3%	7.1%
沖縄県 宮古島市	10.5%	0.0%

毎日新聞2016・10・2

### 軽度介護事業所半減 報酬減で採算懸念 新方式

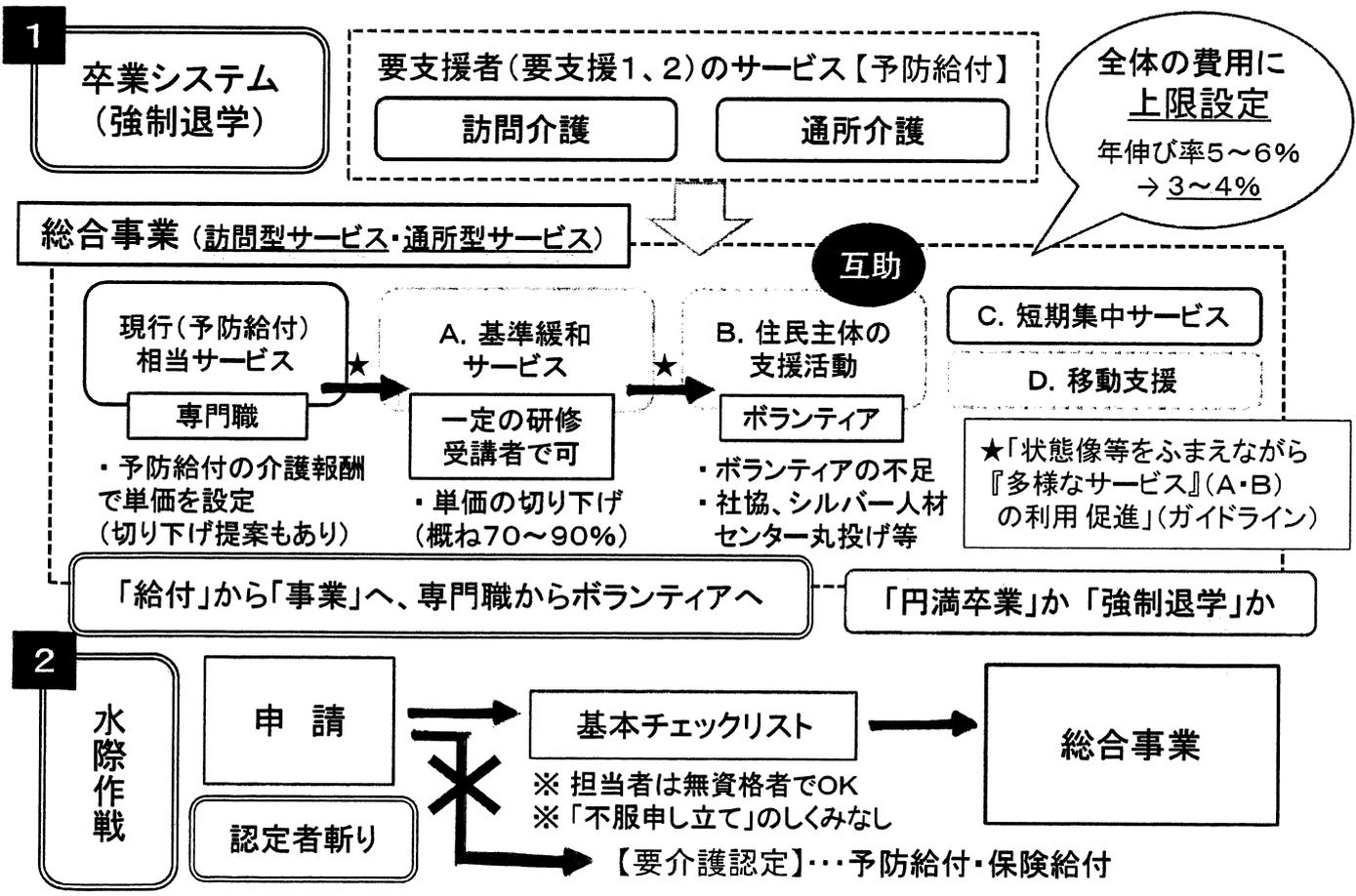
自治体調査の結果、軽度介護事業所の参入が急増している。しかし、報酬の削減により採算が懸念されている。新方式の導入により、事業所の半減が予想されている。

軽度の介護サービスは在宅介護全体の約395万人。軽度介護保険利用者は約282万人（在宅介護利用者の71%）。

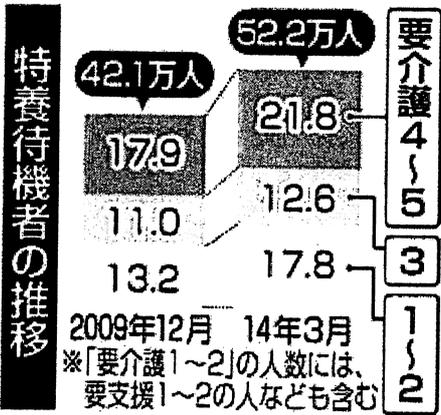
要支援1,2の利用者は約109万人。従来並み報酬から低報酬へ移行する。要介護1,2の利用者は約173万人。身体介護、生活援助、入浴介助など生活援助、炊事や買い物など。原則自己負担から低報酬へ移行する。

「要介護認定」…予防給付・保険給付

## 予防給付の削減・受給権侵害、市町村格差の拡大



# 特養ホームの入所待機者が急減



**38府県で42%減**  
(共同通信社調査)

● 入所対象を原則要介護3以上に制限  
● 補足給付の改悪で費用負担の工面がつかず申し込みを取り下げざるを得ない例も

特別養護老人ホーム(特養)に入所を希望する人が急増している。特別養護老人ホーム(特養)に入所を希望する人が急増している。特別養護老人ホーム(特養)に入所を希望する人が急増している。

**特養待機 4割減**

38道府県調査 条件厳格化が主因

介護難民「減ったと捉えるべきではない」

「減ったと捉えるべきではない」

「減ったと捉えるべきではない」

**特養待機者が大きく減少した県**

1	和歌山	63%
2	岐阜	60%
3	香川	57%
4	奈良	54%
5	静岡	53%

※集計方法や調査時点は異なる場合がある

**首都圏の特養待機者数増減**

	2013~14年	15~16年	減少数(率)
茨城	9625	5059	4566(47%)
栃木	5389	3399	1990(37%)
群馬	8651	4959	3692(43%)
埼玉	15612	7951	7661(49%)
千葉	18593	10165	8428(45%)
神奈川	28536	14838	13698(48%)
静岡	14258	6749	7509(53%)

「減ったと捉えるべきではない」

「減ったと捉えるべきではない」

「減ったと捉えるべきではない」

東京新聞 2016-11-7

## 「補足給付」改悪の影響 - 入所困難の広がり・待機者になれない

**介護費行き詰まる「中流」**

**制度改正特養負担が倍**

**「痛み」の分配「老後破綻」の不安**

朝日新聞 2016-6-19

低所得の施設入所者を対象とする  
居住費と食費の負担軽減制度(補足給付)の  
改悪で入所の継続が困難に

2015年8月~

■ 全国で30万人が対象外に (件)

7月分	8月分	増減
1,200,174	897,523	▲302,651 ▲25.2%

- 石川・やすらぎ福祉会(民医連)の2つの特養ホームでは、計144人の入居者の3割が軽減制度(補足給付)の対象外になり、負担が増加。
- 事例=88歳女性(認知症あり)
  - ・ 夫(80歳)と「世帯分離」をしているが、夫の年金の収入で軽減の対象外となり、施設利用料は、月約7万円値上がりして約14万円に。
  - ・ 合計月23万円余りの夫婦の年金だけでは足りず、貯金を取り崩すように、「離婚しないと、入所をこれ以上続けられない」と話している。

2016年8月からは、収入認定の対象に障害年金、遺族年金を追加、影響が拡大

「いくら財政が厳しいと言っても、利用料がいきなり2倍になるなんて尋常じゃない！」

# 各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数

(2017年7月現在・愛知社保協まとめ)

- ・要介護1～5の「割合」は65歳以上人口(B)での割合
- ・知多北部広域連合の3市1町は人口のみ掲載し、要支援・要介護者は合計値のみ掲載している。
- ・人口については、大府市のみ2017年3月31日現在の数字を反映している。

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護	
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合
合計	7,523,031	1,819,377	24.2%	861,733	11.5%	90,685	5.0%	54,889	3.0%
1 名古屋市	2,312,120	557,999	24.1%	275,445	11.9%	35,041	6.3%	15,301	2.7%
2 豊橋市	373,806	92,760	24.8%	43,430	11.6%	4,480	4.8%	2,607	2.8%
3 岡崎市	384,927	85,596	22.2%	38,770	10.1%	4,397	5.1%	3,400	4.0%
4 一宮市	380,635	100,223	26.3%	48,177	12.7%	3,968	4.0%	3,517	3.5%
5 瀬戸市	128,458	37,389	29.1%	17,738	13.8%	1,840	4.9%	1,291	3.5%
6 半田市	117,230	27,894	23.8%	13,349	11.4%	1,286	4.6%	1,211	4.3%
7 春日井市	307,226	78,033	25.4%	35,857	11.7%	3,540	4.5%	2,157	2.8%
8 豊川市	183,234	46,695	25.5%	21,894	11.9%	1,489	3.2%	1,973	4.2%
9 津島市	62,671	17,711	28.3%	8,480	13.5%	812	4.6%	493	2.8%
10 碧南市	71,952	16,622	23.1%	8,255	11.5%	783	4.7%	439	2.6%
11 刈谷市	151,579	29,437	19.4%	13,153	8.7%	1,329	4.5%	1,113	3.8%
12 豊田市	425,587	92,733	21.8%	39,508	9.3%	4,084	4.4%	2,829	3.1%
13 安城市	186,079	37,895	20.4%	17,164	9.2%	1,661	4.4%	1,109	2.9%
14 西尾市	169,253	41,746	24.7%	19,673	11.6%	1,476	3.5%	1,415	3.4%
15 蒲郡市	80,337	23,261	29.0%	11,758	14.6%	1,104	4.7%	799	3.4%
16 犬山市	73,955	21,001	28.4%	9,933	13.4%	1,045	5.0%	683	3.3%
17 常滑市	57,399	14,917	26.0%	7,658	13.3%	664	4.5%	531	3.6%
18 江南市	98,265	26,995	27.5%	12,819	13.0%	1,085	4.0%	738	2.7%
19 小牧市	149,105	35,979	24.1%	15,832	10.6%	1,821	5.1%	570	1.6%
20 稲沢市	136,405	35,920	26.3%	16,656	12.2%	1,844	5.1%	960	2.7%
21 新城市	46,022	15,977	34.7%	8,358	18.2%	841	5.3%	673	4.2%
22 東海市	113,055	24,684	21.8%	11,733	10.4%	-	-	-	-
23 大府市	91,116	19,107	21.0%	8,572	9.4%	-	-	-	-
24 知多市	84,497	22,553	26.7%	10,065	11.9%	-	-	-	-
25 知立市	71,071	13,925	19.6%	6,568	9.2%	544	3.9%	485	3.5%
26 尾張旭市	81,395	20,701	25.4%	9,484	11.7%	1,072	5.2%	490	2.4%
27 高浜市	47,412	8,957	18.9%	4,448	9.4%	398	4.4%	333	3.7%
28 岩倉市	47,999	11,831	24.6%	5,480	11.4%	533	4.5%	401	3.4%
29 豊明市	69,317	17,310	25.0%	8,005	11.5%	504	2.9%	485	2.8%

要介護										要支援・ 要介護者合計		市町村名	
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合	割合			
53,082	2.9%	38,614	2.1%	34,048	1.9%	25,025	1.4%	205,658	11.3%	296,343	16.3%	合計	
20,327	3.6%	14,519	2.6%	11,392	2.0%	8,809	1.6%	70,348	12.6%	105,389	18.9%	名古屋市	1
2,327	2.5%	1,706	1.8%	1,661	1.8%	1,216	1.3%	9,517	10.3%	13,997	15.1%	豊橋市	2
1,949	2.3%	1,777	2.1%	1,481	1.7%	970	1.1%	9,577	11.2%	13,974	16.3%	岡崎市	3
2,938	2.9%	2,067	2.1%	1,878	1.9%	1,387	1.4%	11,787	11.8%	15,755	15.7%	一宮市	4
1,123	3.0%	768	2.1%	631	1.7%	571	1.5%	4,384	11.7%	6,224	16.6%	瀬戸市	5
687	2.5%	520	1.9%	545	2.0%	352	1.3%	3,315	11.9%	4,601	16.5%	半田市	6
2,361	3.0%	1,569	2.0%	1,413	1.8%	1,087	1.4%	8,587	11.0%	12,127	15.5%	春日井市	7
1,167	2.5%	1,045	2.2%	904	1.9%	669	1.4%	5,758	12.3%	7,247	15.5%	豊川市	8
679	3.8%	371	2.1%	323	1.8%	220	1.2%	2,086	11.8%	2,898	16.4%	津島市	9
428	2.6%	372	2.2%	334	2.0%	181	1.1%	1,754	10.6%	2,537	15.3%	碧南市	10
696	2.4%	534	1.8%	517	1.8%	367	1.2%	3,227	11.0%	4,556	15.5%	刈谷市	11
2,102	2.3%	1,539	1.7%	1,636	1.8%	1,338	1.4%	9,444	10.2%	13,528	14.6%	豊田市	12
934	2.5%	589	1.6%	715	1.9%	515	1.4%	3,862	10.2%	5,523	14.6%	安城市	13
1,169	2.8%	755	1.8%	841	2.0%	508	1.2%	4,688	11.2%	6,164	14.8%	西尾市	14
561	2.4%	379	1.6%	428	1.8%	224	1.0%	2,391	10.3%	3,495	15.0%	蒲郡市	15
410	2.0%	364	1.7%	314	1.5%	202	1.0%	1,973	9.4%	3,018	14.4%	犬山市	16
453	3.0%	351	2.4%	278	1.9%	187	1.3%	1,800	12.1%	2,464	16.5%	常滑市	17
679	2.5%	492	1.8%	479	1.8%	291	1.1%	2,679	9.9%	3,764	13.9%	江南市	18
523	1.5%	490	1.4%	550	1.5%	324	0.9%	2,457	6.8%	4,278	11.9%	小牧市	19
959	2.7%	645	1.8%	617	1.7%	398	1.1%	3,579	10.0%	5,423	15.1%	稲沢市	20
507	3.2%	321	2.0%	376	2.4%	234	1.5%	2,111	13.2%	2,952	18.5%	新城市	21
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東海市	22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大府市	23
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	知多市	24
285	2.0%	207	1.5%	233	1.7%	168	1.2%	1,378	9.9%	1,922	13.8%	知立市	25
485	2.3%	357	1.7%	330	1.6%	277	1.3%	1,939	9.4%	3,011	14.5%	尾張旭市	26
256	2.9%	196	2.2%	176	2.0%	102	1.1%	1,063	11.9%	1,461	16.3%	高浜市	27
238	2.0%	195	1.6%	216	1.8%	126	1.1%	1,176	9.9%	1,709	14.4%	岩倉市	28
541	3.1%	358	2.1%	276	1.6%	228	1.3%	1,888	10.9%	2,392	13.8%	豊明市	29

市町村名	人口 (A)	65歳以上人口		うち、75歳以上人口		要支援		要介護		
		(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合	
30	日進市	89,699	17,577	19.6%	8,204	9.1%	872	5.0%	503	2.9%
31	田原市	61,309	16,493	26.9%	8,278	13.5%	603	3.7%	390	2.4%
32	愛西市	62,192	19,076	30.7%	9,072	14.6%	715	3.7%	564	3.0%
33	清須市	68,773	15,832	23.0%	7,592	11.0%	808	5.1%	462	2.9%
34	北名古屋	85,229	20,303	23.8%	9,319	10.9%	757	3.7%	622	3.1%
35	弥富市	43,206	11,172	25.9%	5,257	12.2%	457	4.1%	298	2.7%
36	みよし市	62,581	10,348	16.5%	4,429	7.1%	414	4.0%	240	2.3%
37	あま市	87,197	23,071	26.5%	10,446	12.0%	1,013	4.4%	634	2.7%
38	長久手市	59,306	9,040	15.2%	3,939	6.6%	361	4.0%	267	3.0%
39	東郷町	43,347	9,505	21.9%	4,076	9.4%	407	4.3%	277	2.9%
40	豊山町	15,456	3,453	22.3%	1,507	9.8%	118	3.4%	87	2.5%
41	大口町	23,776	5,239	22.0%	2,397	10.1%	136	2.6%	120	2.3%
42	扶桑町	33,994	9,066	26.7%	4,393	12.9%	362	4.0%	308	3.4%
43	大治町	31,819	6,606	20.8%	2,822	8.9%	322	4.9%	179	2.7%
44	蟹江町	37,217	9,258	24.9%	4,260	11.4%	420	4.5%	246	2.7%
45	飛島村	4,431	1,258	28.4%	584	13.2%	46	3.7%	36	2.9%
46	阿久比町	28,254	7,251	25.7%	3,385	12.0%	276	3.8%	163	2.2%
47	東浦町	49,335	12,461	25.3%	5,804	11.8%	-	-	-	-
48	南知多町	18,153	6,554	36.1%	3,415	18.8%	281	4.3%	136	2.1%
49	美浜町	23,182	6,550	28.3%	3,143	13.6%	251	3.8%	237	3.6%
50	武豊町	42,634	10,475	24.6%	4,590	10.8%	464	4.4%	297	2.8%
51	幸田町	40,744	8,373	20.6%	3,702	9.1%	304	3.6%	245	2.9%
52	設楽町	4,780	2,401	50.2%	1,484	31.0%	154	6.4%	135	5.6%
53	東栄町	3,209	1,614	50.3%	1,021	31.8%	83	5.1%	89	5.5%
54	豊根村	1,101	550	50.0%	352	32.0%	37	6.7%	38	6.9%
-	知多北部 広域連合	338,003	78,805	23.3%	36,174	10.7%	3,383	4.3%	2,313	2.9%

要介護										要支援・ 要介護者合計		市町村名	
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合		割合		
425	2.4%	282	1.6%	283	1.6%	250	1.4%	1,743	9.9%	2,615	14.9%	日進市	30
422	2.6%	380	2.3%	358	2.2%	238	1.4%	1,788	10.8%	2,391	14.5%	田原市	31
498	2.6%	388	2.0%	347	1.8%	272	1.4%	2,069	10.8%	2,784	14.6%	愛西市	32
419	2.6%	348	2.2%	340	2.1%	214	1.4%	1,783	11.3%	2,591	16.4%	清須市	33
429	2.1%	317	1.6%	295	1.5%	219	1.1%	1,882	9.3%	2,639	13.0%	北名古屋市	34
347	3.1%	204	1.8%	201	1.8%	146	1.3%	1,196	10.7%	1,653	14.8%	弥富市	35
200	1.9%	138	1.3%	123	1.2%	96	0.9%	797	7.7%	1,211	11.7%	みよし市	36
648	2.8%	440	1.9%	422	1.8%	290	1.3%	2,434	10.6%	3,447	14.9%	あま市	37
209	2.3%	161	1.8%	145	1.6%	124	1.4%	906	10.0%	1,267	14.0%	長久手市	38
224	2.4%	160	1.7%	176	1.9%	121	1.3%	958	10.1%	1,365	14.4%	東郷町	39
88	2.5%	74	2.1%	57	1.7%	39	1.1%	345	10.0%	463	13.4%	豊山町	40
114	2.2%	84	1.6%	85	1.6%	42	0.8%	445	8.5%	581	11.1%	大口町	41
205	2.3%	146	1.6%	135	1.5%	112	1.2%	906	10.0%	1,268	14.0%	扶桑町	42
163	2.5%	139	2.1%	104	1.6%	82	1.2%	667	10.1%	989	15.0%	大治町	43
260	2.8%	189	2.0%	159	1.7%	109	1.2%	963	10.4%	1,383	14.9%	蟹江町	44
51	4.1%	32	2.5%	27	2.1%	14	1.1%	160	12.7%	206	16.4%	飛島村	45
163	2.2%	110	1.5%	135	1.9%	71	1.0%	642	8.9%	918	12.7%	阿久比町	46
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東浦町	47
161	2.5%	120	1.8%	147	2.2%	122	1.9%	686	10.5%	967	14.8%	南知多町	48
196	3.0%	144	2.2%	125	1.9%	70	1.1%	772	11.8%	1,023	15.6%	美浜町	49
226	2.2%	204	1.9%	151	1.4%	97	0.9%	975	9.3%	1,439	13.7%	武豊町	50
114	1.4%	148	1.8%	156	1.9%	98	1.2%	761	9.1%	1,065	12.7%	幸田町	51
84	3.5%	69	2.9%	55	2.3%	51	2.1%	394	16.4%	548	22.8%	設楽町	52
51	3.2%	47	2.9%	51	3.2%	34	2.1%	272	16.9%	355	22.0%	東栄町	53
19	3.5%	15	2.7%	12	2.2%	10	1.8%	94	17.1%	131	23.8%	豊根村	54
2,582	3.3%	1,789	2.3%	1,415	1.8%	1,153	1.5%	9,252	11.7%	12,635	16.0%	知多北部 広域連合	-

# 介護保険料額と保険料段階数

(2015年6月22日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

- 第6期(2015～2017年度)の愛知県内の保険料額平均(加重平均)は5,191円
- 第5期(2012～2014年度)と比べ、423円の値上げとなった(値上げ率は8.9%)
- 保険料の値下げは半田市のみ(1.9%)、据え置きは大口町のみ(1.9%)、52市町村(96.3%)が値上げしている
- 値上げ率は高い順で①40.2%(飛島村)、②37.2%(東栄町)、③29.5%(設楽町)
- 平均(加重平均)の値上げ額は423円、値上げ率は8.9%
- 国の基準段階は9段階だが、東栄町・豊根村を除く全市町村がこれを超えた段階を設定している
- 最多は16段階で高浜市、最少は9段階で東栄町と豊根村

※第5期以前は前回のアンケート結果から転載

※豊川市の第2期保険料は合併前の保険料額

※西尾市の第2期～第3期の保険料は合併した1市3町の単純平均

※あま市の第2期～第4期の保険料は合併した3町の単純平均

市町村名	第2期 保険料額 (2003年度 ～2005年度)	第3期 保険料額 (2006年度 ～2008年度)	第4期 保険料額 (2009年度 ～2011年度)	第5期 保険料額 (2012年度 ～2014年度)	第6期 保険料額 (2015年度 ～2017年度)	値上げ額	値上げ率	段階
愛知県平均 (加重平均)	2,946	3,993	3,941	4,768	5,191	423	8.9%	—
1 名古屋市	3,153	4,398	4,149	5,440	5,894	454	8.3%	14
2 豊橋市	2,650	3,760	3,960	4,300	4,800	500	11.6%	11
3 岡崎市	2,900	3,900	4,100	4,300	4,770	470	10.9%	14
4 一宮市	2,890	3,800	3,859	5,125	5,200	75	1.5%	12
5 瀬戸市	3,005	4,147	4,188	4,430	4,945	515	11.6%	13
6 半田市	3,567	4,050	3,945	4,980	4,930	-50	-1.0%	11
7 春日井市	2,996	4,087	4,106	4,649	5,047	398	8.6%	11
8 豊川市	2,653	3,616	3,944	4,590	5,180	590	12.9%	11
9 津島市	3,200	4,540	4,011	5,181	5,300	119	2.3%	14
10 碧南市	2,720	3,300	3,360	4,500	4,600	100	2.2%	12
11 刈谷市	2,700	3,700	3,700	4,440	4,940	500	11.3%	13
12 豊田市	2,885	3,838	3,838	4,280	4,800	520	12.1%	10
13 安城市	2,700	3,700	3,700	4,150	4,800	650	15.7%	12
14 西尾市	2,650	3,225	3,700	4,200	4,800	600	14.3%	13
15 蒲郡市	2,675	3,618	4,086	4,472	4,900	428	9.6%	11
16 犬山市	2,850	3,563	3,296	3,992	4,558	566	14.2%	11
17 常滑市	2,800	3,200	4,000	4,800	4,950	150	3.1%	12
18 江南市	2,924	3,752	3,778	4,177	4,945	768	18.4%	10
19 小牧市	2,897	3,587	3,587	3,647	4,163	516	14.1%	11
20 稲沢市	2,657	3,830	3,855	4,400	4,600	200	4.5%	10
21 新城市	2,496	3,560	3,560	4,450	4,950	500	11.2%	11
25 知立市	2,650	2,950	3,200	3,680	4,250	570	15.5%	12
26 尾張旭市	3,014	4,190	4,005	4,155	4,820	665	16.0%	11
27 高浜市	3,388	4,296	4,400	5,260	5,480	220	4.2%	16
28 岩倉市	2,916	3,785	3,495	4,100	4,814	714	17.4%	11
29 豊明市	2,750	4,550	3,845	4,529	5,475	946	20.9%	13
30 日進市	2,800	4,580	3,617	4,370	5,190	820	18.8%	12
31 田原市	2,473	3,540	3,540	4,216	4,750	534	12.7%	11
32 愛西市	2,910	3,850	3,850	4,350	4,800	450	10.3%	11

市町村名	第2期 保険料額 (2003年度 ~2005年度)	第3期 保険料額 (2006年度 ~2008年度)	第4期 保険料額 (2009年度 ~2011年度)	第5期 保険料額 (2012年度 ~2014年度)	第6期 保険料額 (2015年度 ~2017年度)	値上げ額	値上げ率	段階	
33	清須市	3,071	3,689	3,942	4,898	4,984	86	1.8%	10
34	北名古屋市	3,021	3,824	3,665	4,316	4,650	334	7.7%	10
35	弥富市	2,679	3,500	3,450	4,550	4,760	210	4.6%	12
36	みよし市	2,690	3,680	3,680	3,680	4,040	360	9.8%	10
37	あま市	2,864	2,356	3,789	4,300	4,700	400	9.3%	12
38	長久手市	3,183	4,355	4,002	4,283	5,045	762	17.8%	10
39	東郷町	2,931	4,407	3,808	3,846	4,664	818	21.3%	11
40	豊山町	2,516	3,694	3,899	4,382	5,300	918	20.9%	10
41	大口町	2,941	3,450	3,450	3,750	3,750	0	0.0%	11
42	扶桑町	2,726	3,345	3,454	3,969	4,381	412	10.4%	12
43	大治町	2,800	4,000	4,000	4,500	4,900	400	8.9%	12
44	蟹江町	2,700	3,000	3,500	4,750	5,100	350	7.4%	11
45	飛島村	2,900	2,900	3,301	4,650	6,520	1,870	40.2%	12
46	阿久比町	2,910	4,380	3,650	4,400	4,780	380	8.6%	12
48	南知多町	2,650	3,400	3,400	4,400	5,100	700	15.9%	12
49	美浜町	2,600	3,500	3,600	4,500	5,100	600	13.3%	12
50	武豊町	3,000	3,700	3,980	4,780	4,850	70	1.5%	12
51	幸田町	2,800	3,200	3,500	3,800	4,100	300	7.9%	11
52	設楽町	2,700	3,400	3,700	4,400	5,700	1,300	29.5%	11
53	東栄町	2,700	3,800	4,100	4,300	5,900	1,600	37.2%	9
54	豊根村	2,700	3,600	3,560	4,500	5,300	800	17.8%	9
—	知多北部広域連合	2,990	3,941	4,030	4,934	5,073	139	2.8%	11

		第9段階	2
値下げ*	1	第10段階	8
据え置き	1	第11段階	21
値上げ*	52	第12段階	15
		第13段階	4
		第14段階	3
		第15段階	0
		第16段階	1

# 第6期保険料段階と倍率と所得金額

(2015年6月22日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

市町村名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階		第7段階		第8段階		第9段階		
	世帯全員が住民税非課税				世帯課税・本人非課税		倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準
	本人が住民税課税													
1 名古屋市	0.40	0.65	0.75	0.85	1.00	1.05	80万未満	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	290万未満	
2 豊橋市	0.50	0.70	0.75	0.83	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
3 岡崎市	0.45	0.70	0.70	0.90	1.00	1.05	80万未満	1.10	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	
4 一宮市	0.45	0.60	0.75	0.90	1.00	1.10	125万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
5 瀬戸市	0.45	0.62	0.75	0.88	1.00	1.10	120万未満	1.23	190万未満	1.35	290万未満	1.50	400万未満	
6 半田市	0.40	0.69	0.75	0.83	1.00	1.15	125万未満	1.35	200万未満	1.65	400万未満	1.90	600万未満	
7 春日井市	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	400万未満	1.60	600万未満	
8 豊川市	0.45	0.70	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
9 津島市	0.45	0.57	0.60	0.70	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.60	290万未満	1.70	350万未満	
10 碧南市	0.40	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
11 刈谷市	0.35	0.65	0.65	0.85	1.00	1.20	125万未満	1.30	200万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
12 豊田市	0.45	0.60	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	400万未満	1.75	800万未満	
13 安城市	0.40	0.60	0.65	0.80	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	300万未満	1.60	500万未満	
14 西尾市	0.45	0.70	0.75	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.60	350万未満	
15 蒲都市	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
16 犬山市	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
17 常滑市	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
18 江南市	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
19 小牧市	0.45	0.65	0.75	0.83	1.00	1.10	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満	
20 稲沢市	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.15	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
21 新城市	0.50	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
25 知立市	0.50	0.70	0.70	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
26 尾張旭市	0.35	0.60	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	400万未満	
27 高浜市	0.45	0.65	0.70	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.20	125万未満	1.30	190万未満	1.40	200万未満	
28 岩倉市	0.45	0.63	0.75	0.88	1.00	1.13	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.65	500万未満	
29 豊明市	0.40	0.65	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.40	290万未満	1.50	340万未満	
30 日進市	0.40	0.65	0.75	0.90	1.00	1.13	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.63	400万未満	
31 田原市	0.50	0.70	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
32 愛西市	0.45	0.60	0.65	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満	
33 清須市	0.45	0.70	0.75	0.88	1.00	1.25	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	400万未満	
34 北名古屋市	0.45	0.65	0.75	0.83	1.00	1.25	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
35 弥富市	0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
36 みよし市	0.35	0.65	0.75	0.85	1.00	1.10	125万未満	1.25	200万未満	1.50	500万未満	1.70	800万未満	
37 あま市	0.45	0.65	0.75	0.80	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
38 長久手市	0.40	0.65	0.75	0.88	1.00	1.15	125万未満	1.40	190万未満	1.60	300万未満	1.80	500万未満	
39 東郷町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.10	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
40 豊山町	0.45	0.58	0.70	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満	
41 大口町	0.40	0.65	0.70	0.80	1.00	1.20	125万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.60	500万未満	
42 扶桑町	0.50	0.65	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.60	400万未満	
43 大治町	0.50	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	190万未満	1.50	290万未満	1.63	500万未満	
44 蟹江町	0.45	0.70	0.75	0.85	1.00	1.20	120万未満	1.25	190万未満	1.45	290万未満	1.65	500万未満	
45 飛島村	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
46 阿久比町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
48 南知多町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
49 美浜町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	
50 武豊町	0.45	0.75	0.75	0.87	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	450万未満	
51 幸田町	0.40	0.70	0.75	0.85	1.00	1.15	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.55	400万未満	
52 設楽町	0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	500万未満	
53 東栄町	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	290万以上	
54 豊根村	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	290万以上	
— 知多北部広域連合	0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	120万未満	1.30	190万未満	1.50	290万未満	1.70	400万未満	

国の示す保険料段階の対象者及び所得基準は下記の通り

第1段階	生活保護世帯または世帯非課税で高齢福祉年金受給者及び世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超～120万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第4段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超 ※基準段階

※名古屋市は「生保又は高齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が80万円以下の方」の段階を分けているが、この表では合わせて1段階とした。従って名古屋市では第2段階以降は1を加えた15段階での基準としている。

第10段階		第11段階		第12段階		第13段階		第14段階		第15段階		第16段階		市町村名	
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準		
本人が住民税課税															
1.70	400万未満	1.90	540万未満	2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上					名古屋市	1
1.80	800万未満	1.90	800万以上											豊橋市	2
1.70	400万未満	1.85	600万未満	1.90	800万未満	1.95	1000万未満	2.00	1000万以上					岡崎市	3
1.80	700万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									一宮市	4
1.75	600万未満	1.85	800万未満	1.95	1000万未満	2.05	1000万以上							瀬戸市	5
2.00	1000万未満	2.20	1000万以上											半田市	6
1.70	800万未満	1.75	800万以上											春日井市	7
1.80	750万未満	1.90	750万以上											豊川市	8
1.85	500万未満	2.15	650万未満	2.20	800万未満	2.25	1000万未満	2.30	1000万以上					津島市	9
1.80	700万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									碧南市	10
1.90	500万未満	2.10	700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上							刈谷市	11
2.00	800万以上													豊田市	12
1.70	700万未満	1.80	900万未満	1.90	900万以上									安城市	13
1.70	500万未満	1.80	800万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上							西尾市	14
1.80	750万未満	1.90	750万以上											蒲都市	15
1.75	1000万未満	1.80	1000万以上											犬山市	16
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									常滑市	17
1.80	500万以上													江南市	18
1.70	1000万未満	1.80	1000万以上											小牧市	19
1.75	500万以上													稲沢市	20
1.80	750万未満	1.90	750万以上											新城市	21
1.80	600万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									知立市	25
1.75	600万未満	1.85	600万以上											尾張旭市	26
1.50	290万未満	1.70	350万未満	1.75	500万未満	1.80	600万未満	1.85	700万未満	1.95	850万未満	2.00	850万以上	高浜市	27
1.75	800万未満	1.85	800万以上											岩倉市	28
1.60	500万未満	1.80	800万未満	2.00	1000万未満	2.20	1000万以上							豊明市	29
1.75	700万未満	2.00	1000万未満	2.25	1000万以上									日進市	30
1.80	800万未満	1.90	800万以上											田原市	31
1.75	800万未満	1.85	800万以上											愛西市	32
1.70	400万以上													清須市	33
1.85	500万以上													北名古屋市	34
1.90	700万未満	2.00	1000万未満	2.10	1000万以上									弥富市	35
1.80	800万以上													みよし市	36
1.80	800万未満	1.90	1000万未満	2.00	1000万以上									あま市	37
2.00	500万以上													長久手市	38
1.90	700万未満	2.00	700万以上											東郷町	39
1.70	500万以上													豊山町	40
1.75	1000万未満	1.85	1000万以上											大口町	41
1.70	500万未満	1.80	1000万未満	1.90	1000万以上									扶桑町	42
1.75	800万未満	1.85	1000万未満	1.95	1000万以上									大治町	43
1.75	1000万未満	1.90	1000万以上											蟹江町	44
1.90	750万未満	2.10	1000万未満	2.30	1000万以上									飛鳥村	45
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									阿久比町	46
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									南知多町	48
1.80	600万未満	1.90	800万未満	2.00	800万以上									美浜町	49
1.84	700万未満	2.15	1000万未満	2.30	1000万以上									武豊町	50
1.80	600万未満	1.90	600万以上											幸田町	51
1.80	800万未満	1.90	800万以上											設楽町	52
														東栄町	53
														豊根村	54
1.80	600万未満	1.90	600万以上											知多北部広域連合	—

※第1段階は公費による軽減を含む自治体もある  
 ※2017年度に低所得者段階のさらなる軽減を予定している自治体もあるがこの表では記載しない  
 ※第1段階を低く設定しているのは、弥富市(0.3倍)、刈谷市・尾張旭市・みよし市(0.35倍)など  
 ※段階を最も増やしているのは、高浜市(16段階)、段階が最も少ないのは東栄町・豊根村(9段階)  
 ※最高倍率が高いのは名古屋市・刈谷市(2.5倍)、津島市・飛鳥村・武豊町(2.3倍)、日進市(2.25倍)、  
 半田市・豊明市(2.2倍)、瀬戸市(2.05倍)、岡崎市・一宮市・碧南市・豊田市・西尾市・常滑市・知立市・高浜市・  
 あま市・長久手市・東郷町・阿久比町・南知多町・美浜町(2.0倍)などがある

# 介護給付費準備基金について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※介護保険は、3年間ごとに介護サービスの見込量に見合う保険料を設定する方式だが、介護給付費が増加傾向にあるため、一定の剰余金が生じるように設定されている。この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金を設けることができる。

※介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を準備基金に積み立て、逆に見込みを上回る場合は備基金から取り崩して使う。そして3年ごとの期間の最終年度に残高がある場合には、準備基金を取り崩して次期保険料に充てていくことが基本的な考え方となっている。

※現在の第6期は2017年度が最終年度に当たる。介護給付費準備基金の残高が保険料の引き下げに使われるように注意を払うことが大切である。

2015年度末残高については、決算前の場合には見込み額が記入されている。

市町村名	2014年度末残高	2015年度末残高	前年比増減
合計	15,551,633千円	20,390,895千円	4,839,262千円
1 名古屋市	1,634,199千円	2,537,410千円	903,211千円
2 豊橋市	1,239,415千円	1,240,291千円	876千円
3 岡崎市	1,247,713千円	1,230,006千円	-17,707千円
4 一宮市	1,083,610千円	1,728,675千円	645,065千円
5 瀬戸市	213,964千円	262,698千円	48,734千円
6 半田市	439,152千円	514,528千円	75,376千円
7 春日井市	1,039,255千円	1,098,724千円	59,469千円
8 豊川市	115,408千円	158,722千円	43,314千円
9 津島市	71,112千円	141,151千円	70,039千円
10 碧南市	285,830千円	431,236千円	145,406千円
11 刈谷市	52,076千円	146,925千円	94,849千円
12 豊田市	651,715千円	1,115,406千円	463,691千円
13 安城市	264,611千円	265,861千円	1,250千円
14 西尾市	356,459千円	357,388千円	929千円
15 蒲郡市	159,638千円	219,955千円	60,317千円
16 犬山市	198,231千円	273,522千円	75,291千円
17 常滑市	116,491千円	196,520千円	80,029千円
18 江南市	81,750千円	285,889千円	204,139千円
19 小牧市	585,861千円	586,580千円	719千円
20 稲沢市	386,464千円	524,844千円	138,380千円
21 新城市	146,331千円	120,299千円	-26,032千円
22 東海市	999,945千円	1,413,236千円	413,291千円
23 大府市			
24 知多市			
	知多北部広域連合(東海市、大府市、知多市、東浦町)		
25 知立市	42,623千円	69,905千円	27,282千円
26 尾張旭市	193,174千円	210,898千円	17,724千円
27 高浜市	155,772千円	159,474千円	3,702千円

28	岩倉市	97,708千円	131,192千円	33,484千円
29	豊明市	64,520千円	412,793千円	348,273千円
30	日進市	200,319千円	158,859千円	-41,460千円
31	田原市	141,989千円	255,605千円	113,616千円
32	愛西市	387,068千円	469,428千円	82,360千円
33	清須市	249,321千円	338,854千円	89,533千円
34	北名古屋市	273,385千円	428,133千円	154,748千円
35	弥富市	82,904千円	77,718千円	-5,186千円
36	みよし市	482,824千円	521,146千円	38,322千円
37	あま市	707,141千円	832,924千円	125,783千円
38	長久手市	7,032千円	124,246千円	117,214千円
39	東郷町	70,076千円	109,250千円	39,174千円
40	豊山町	0円	31,362千円	31,362千円
41	大口町	145,715千円	152,814千円	7,099千円
42	扶桑町	91,298千円	135,141千円	43,843千円
43	大治町	89,057千円	97,810千円	8,753千円
44	蟹江町	94,034千円	116,291千円	22,257千円
45	飛島村	32千円	6,757千円	6,725千円
46	阿久比町	167,092千円	167,125千円	33千円
47	東浦町	知多北部広域連合(東海市、大府市、知多市、東浦町)		
48	南知多町	61,232千円	100,732千円	39,500千円
49	美浜町	78,959千円	79,189千円	230千円
50	武豊町	159,374千円	204,515千円	45,141千円
51	幸田町	128,711千円	129,216千円	505千円
52	設楽町	10,317千円	14,087千円	3,770千円
53	東栄町	1千円	4,840千円	4,839千円
54	豊根村	725千円	725千円	0円

# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

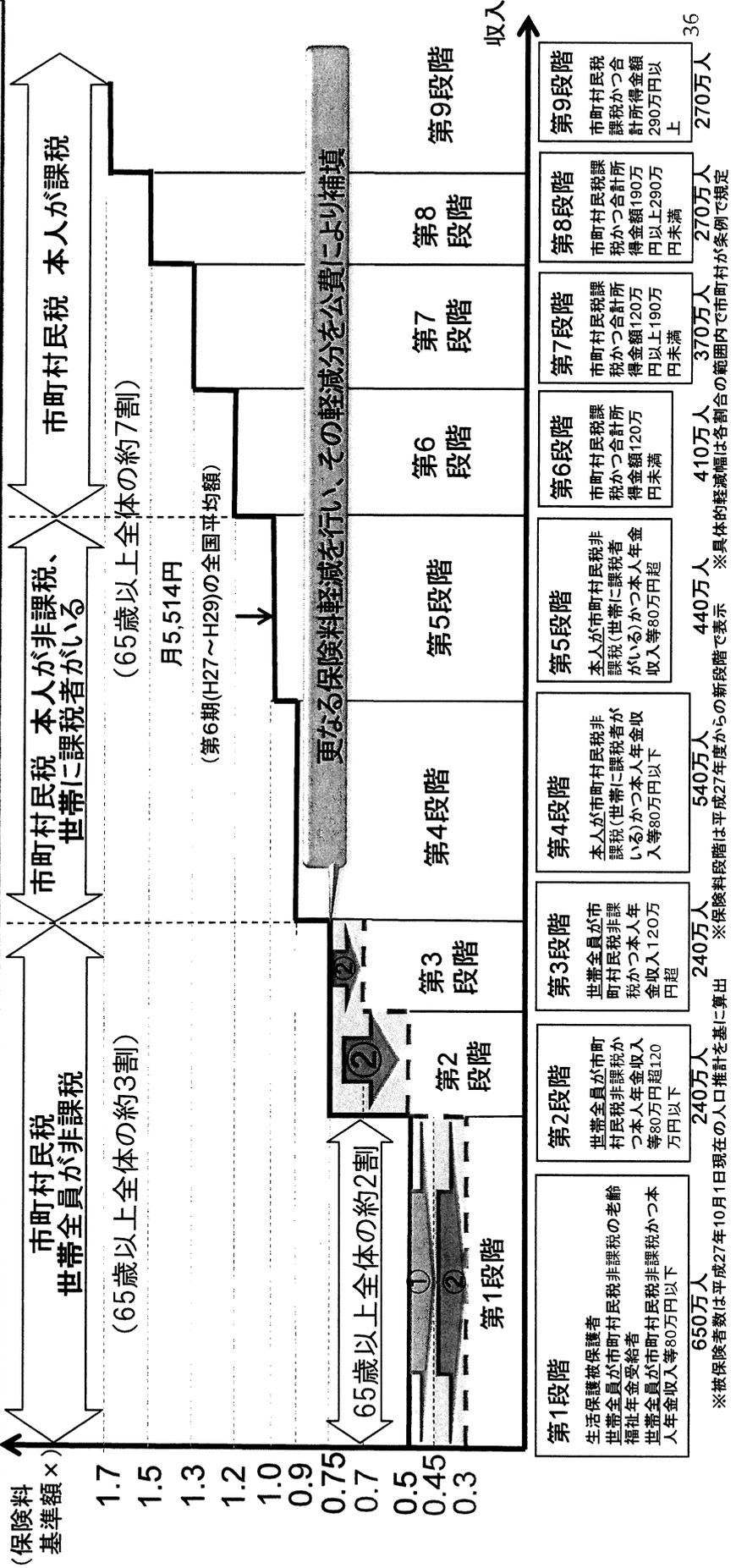
介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

- ①一部実施(平成27年4月)
  - 第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)
  - 【平成28年度予算額 218億円(公費ベース※)】
- ②完全実施(実施時期は、今後検討)
  - 市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)
  - 【所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】

第1段階	保険料基準額に対する割合
現行	0.5 → 0.45

第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合  
国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4



※被保険者数は平成27年10月1日現在の人口推計を基に算出 ※保険料段階は平成27年度からの新段階で表示 ※具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

# 介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免制度があるのは3増の27市町(50%)。  
 実績があるのは昨年同様17市町だった。  
 ※所得段階区分による減免が6市町村で減となった。  
 ※「3原則項目」欄の○印は、介護保険利用者の立場に  
 立って、3原則を超えて実施している市町村。  
 ※2015年度の減免実績は、3,785件、36,926,062円。  
 ※2015年度実績も「件数」欄を人数で回答している市町  
 村があると想定される。

【実施割合の推移】2000年5% → 2001年14%

→ 2002年18% → 2003年44% → 2004年47% → 2005年54% → 2006年48%  
 → 2007年56% → 2008年54% → 2009年53% → 2010年55% → 2011年57%  
 → 2012年54% → 2013年54% → 2014年54% → 2015年44% → 2016年50%

**保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を  
 指導する3原則**

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

市町村名	減免対象となる所得段階区分等	3原則項目			申請 不要	2015年度実績		
		資産 制限 なし	全額 免除	一般 会計		件数	金額	
合計	減免実施市町村数:27	8	0	3	1	3,785	36,926,062	
2	豊橋市	第1段階(資産・預貯金等の条件あり)	×	×	○	×	21	98,928
3	岡崎市	第1・2段階(生保は除く)	×	×	○	×	79	1,021,850
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)	○	×	×	○	2,830	25,847,400
5	瀬戸市	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	×	×	×	×	0	0
6	半田市	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	×	×	×	×	0	0
8	豊川市	第1-4段階(収入による制限あり)	×	×	○	×	54	432,271
9	津島市	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	×	×	×	×	0	0
10	碧南市	第1段階-第2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	7	67,271
11	刈谷市	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	×	×	×	×	0	0
12	豊田市	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	×	×	×	×	17	286,177
14	西尾市	第1-特例3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	14	204,960
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	96	853,335
16	犬山市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
19	小牧市	特例第3段階(収入による制限あり)	○	×	×	×	1	10,000
25	知立市	第1・2段階(収入・資産制限あり)	○	×	×	×	85	527,100
28	岩倉市	高齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	1	2,200
30	日進市	高齢福祉年金受給者	○	×	×	×	0	0
31	田原市	所得区分なし。(収入、資産などによる制限あり)	×	×	×	×	14	159,600
34	北名古屋市	第1-2段階(生活保護基準相当)	×	×	×	×	6	75,100
35	弥富市	第2-5段階(生活保護基準以下)	○	×	×	×	0	0
37	あま市	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	○	×	×	×	0	0
41	大口町	第2-4段階(非課税世帯)、生保全額免除	○	×	×	×	-	-
42	扶桑町	所得区分なし。生活保護基準相当	○	×	×	×	1	38,500
44	蟹江町	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	×	×	×	×	512	6,886,010
46	阿久比町	所得区分なし。災害・主たる生計維持者の死亡など	×	×	×	×	0	0
50	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	3	39,860
51	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	44	375,500

# 介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免実施市町村数は21で、実施市町村の割合は38.9%。

※半田市の減免制度は、介護福祉助成事業として実施。

※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある。

※2015年度の減免実績は、9,659件、87,228,784円。

【実施割合の推移】2000年8% → 2001年15% → 2002年25% → 2003年32%

→ 2004年36% → 2005年35% → 2006年37% → 2007年40% → 2008年41%

→ 2009年40% → 2010年44% → 2011年41% → 2012年39% → 2013年39%

→ 2014年39% → 2015年39% → 2016年39%

市町村名	対象者	減免内容				一般会計からの繰入	給付方法	2015年度実績		
		預金や不動産の制限なし	訪問介護の利用者負担	居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合			件数	金額(円)	
合計	減免実施市町村数: 21	7	—	—	—	15	—	9,659	87,228,784	
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基準額を設定し、「高額介護サービス費」限度額との差額を助成する実質的な利用料減免				○	償還	996	36,907,412	
3	岡崎市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	5%	5%	0-5%	○	償還	36	248,145
6	半田市	住民税非課税世帯	○	—	1/2	—	○	償還	61	2,638,849
10	碧南市	第1・2段階(収入による制限あり)	×	—	—	限度額を設定	○	償還	1	135,000
11	刈谷市	住民税非課税世帯(生保世帯除く)	×	—	1/2	—	○	償還	162	586,529
12	豊田市	—	—	—	—	—	—	993	1,750,176	
13	安城市	住民税非課税世帯等(生保世帯除く)	×	—	1/2	—	○	償還	52	346,454
14	西尾市	第1段階	○	—	1/2	—	○	償還	878	7,143,979
		第2・3段階の要介護3~5			1/5	—				
18	江南市	所得税非課税世帯	○	5%	—	—	○	現物	3,402	10,924,295
—	知多北部広域連合	第1段階(収入による制限あり)	×	3/4	3/4	3/4	×	償還(特別会計)	232	2,385,254
		第2、3段階(収入による制限あり)								
25	知立市	住民税非課税世帯(生保世帯除く)	×	—	1/2	—	○	償還	0	0
28	岩倉市	第1段階(高齢福祉年金受給者)	○	—	1/2	1/2	○	償還	0	0
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	○	5%	—	—	○	償還	0	0
35	弥富市	生活保護基準以下	○	5%	1/2	1/2	×	現物	0	0
41	大口町	非課税世帯のデイサービス食事代支援	○	—	—	—	○	現物	0	0
46	阿久比町	非課税世帯の訪問介護利用料助成	×	3%	—	—	○	償還	615	2,247,116
50	武豊町	住民税非課税世帯	×	—	1/2	—	○	償還	2,070	21,320,132
		介護老人福祉施設の入所者(収入による制限あり)	×	—	—	1/2		現物		
51	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	—	1/2	—	○	償還	161	595,443

## 特別養護老人ホームの待機者数

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※特別養護老人ホームの待機者数は2014年20,857人であったが、2016年20,155人(要介護1・2及び2014年、2015年現在とする回答含む)と増加している。  
 ※名寄せでの正確な数字を出した自治体がある一方、2014年又は2015年時点での調査数を出し、正確な実態を回答していない自治体もある。  
 ※また、要介護1・2の待機者数を把握していない自治体もあり姿勢が問われる。いずれにしても特別養護老人ホームの増設が求められている。

市町村名	2013年 9月1日 調査	2014年 9月1日 調査	2015年 9月1日 調査	2016年 9月1日調査		2016年 9月1日 合計	年月現在	
				要介護3～5	要介護1,2			
合計	22,041	20,857	17,277	14,312	5,843	20,155	—	
1	名古屋	6,554	6,236	5,336	3,096	1,070	4,166	16/4
2	豊橋	785	795	799	555	140	695	16/4
3	岡崎	1,998	2,112	集計中	1,052	785	1,837	14/5
4	一宮	591	539	539	539	257	796	14/4
5	瀬戸	144	183	183	100	83	183	14/3
6	半田	654	595	597	237	240	477	16/4
7	春日井	377	529	1,060	839	515	1,354	16/6
8	豊川	111	373	373	373	236	609	14/4
9	津島	991	980	725	204	167	371	16/3
10	碧南	51	92	92	39	53	92	14/4
11	刈谷	178	198	82	60	42	102	16/8
12	豊田	908	876	788	428	24	452	16/3
13	安城	118	128	113	113	集計中	113	15/4
14	西尾	1,861	415	415	240	175	415	14/4
15	蒲郡	520	581	325	141	119	260	15/5
16	犬山	195	208	220	106	62	168	16/4
17	常滑	不明		—	367	345	712	16/8
18	江南	247	744	761	1,603	—	1,603	15/5
19	小牧	272	250	150	調整中	調整中	調整中	15/8
20	稲沢	578	373	232	465	264	729	16/5
21	新城市	342	200	—	173	117	290	16/4
22	東海市	228	242	212	190	60	250	16/4
23	大府	178	186	184	159	40	199	16/4
24	知多	138	137	137	73	58	131	16/4
25	知立	134	102	102	73	29	102	14/4
26	尾張旭	60	41	41	22	19	41	14/4
27	高浜	128	153	164	99	45	144	16/8
28	岩倉	321	197	94	86	33	119	16/7
29	豊明	91	90	90	187	168	355	16/9
30	日進	38	36	37	19	10	29	15/8
31	田原	403	171	171	171	—	171	14/8
32	愛西	218	491	415	218	—	218	16/8
33	清須	186	200	184	82	58	140	16/7

市町村名	2013年 9月1日 調査	2014年 9月1日 調査	2015年 9月1日 調査	2016年 9月1日調査		2016年 9月1日 合計	年月現在
				要介護3～5	要介護1, 2		
34 北名古屋市	150	146	137	70	42	112	16/4
35 弥富市	316	210	374	290	119	409	16/8
36 みよし市	115	108	97	51	30	81	16/8
37 あま市	110	101	101	67	34	101	14/4
38 東郷町	302	251	40	108	66	174	16/8
39 長久手市	270	380	354	265	2	267	16/8
40 豊山町	不明	6	26	—	—	0	—
41 大口町	31	29	22	25	0	25	16/8
42 扶桑町	64	94	79	51	18	69	16/8
43 大治町	17	12	12	4	22	26	16/8
44 蟹江町	179	102	85	77	—	77	16/7
45 飛島村	27	33	22	1	0	1	16/8
46 阿久比町	34	28	28	46	26	72	16/8
47 東浦町	145	159	150	141	40	181	16/4
48 南知多町	85	129	568	476	—	476	16/7
49 美浜町	31	69	69	42	18	60	16/8
50 武豊町	260	299	187	182	—	182	16/7
51 幸田町	89	87	87	253	179	432	16/8
52 設楽町	77	24	111	—	—	0	—
53 東栄町	123	121	94	43	30	73	16/9
54 豊根村	18	16	13	11	3	14	16/9

# 特養 入所待機7339人

県内の特別養護老人ホーム(特養)に入所を希望している待機者は本年度当初で、七千三百三十九人に達することが分かった。県が調査結果を公表した。前回一〇一四年度の調査に比べ、五十四人増。高齢化に伴う入所需要増に、特養の新設は依然、追いついていない。(相坂 穂)

## 県調査 新設追いつかず

特養には、認知症や寝たきりなどの状態で、食事や排せつ、衣服の脱着などに介助を必要とする高齢者が暮らす。介護保険の要介護では3、4、5のお年寄りだ。県は三年に一度、県内の特別に待機者数などを聞き取り。今回は四、五城(岡崎市、幸田町)が七月に全三百六十五施設を調査し、二百三十一施設から回答を得た。

「一年以内」に入所を希望している待機者の総数から、複数の施設に重複して申し込んでいる人や、老人保健施設などに既に入所している人の数などを除くと、七千三百三十九人だった。

内訳は、要介護5が二千五百五十五人、4が二千五百九十八人、3が二千五百八十八人。地すべり、定員一人あたり三百四十万、四百八十万円を補助する。計画では、一七年度末の定員目標は二万八千七百六十八人だが、四月時点の定員は二万六千五百五十五人とことまる。

県高年齢福祉課の担当者によると、核家族志向が強い都市部で入所希望が増え、製造業が集積する三河では介護人材が不足するなどの課題も表れている。地域の人口の社会増減、年齢構成なども見ながら、計画を進めたいと話している。



# 介護予防・日常生活支援 「総合事業」

## 検証

# 赤字経営、人員不足

名古屋市

日本共産党名古屋市議団は16日、名古屋市内で、市が昨年6月から実施している「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」を検証する懇談会を開きました。同事業は安倍自公政権の介護保険法改悪で要支援1、2の訪問介護、通所介護を介護保険から外し、市町村の独自事業に移すもの。介護度軽減や介護給付費削減がねらいです。今年4月の全国実施に先立ち、名古屋市は昨年6月から実施しています。ヘルパーなど有資格者の配置基準を緩和したサービスで市が事業者に払う報酬は従来約7割。市議団がおこなった事業者アンケートでは「報酬が安くて参入できない」という声が寄せられています。

## 「市は予算増やし報酬上げよ」

懇談会に集まった介護事業者から切実な声が出されました。「無資格者を雇って事業参入なんて怖くてできない」「家事援助が中心の人でも重い病気を抱えて緊急時の判断が求められる」「年間300万から400万円

の赤字。続けられるか心配」「1人退職した。募集しても埋まらないういびつくりするほど体が悪い人が要支援と認定されている」市が今年5月に公表した、新総合事業の「検証結果」によると、4月1日時点で、人員基準を緩和したサービスに参入した事業者は、生活支援型訪問サービス（掃除・洗濯など家事援助、報酬7割）で730事業所中204事業所、ミニデイ型通所サービス（利用期間6カ月、報酬8割）は691事業所中59事業所でした。参入しない主な理由は「介護報酬がサービスに見合わない」「6カ月でサービス終了は短い」でした。同党の岡田ゆき子議員は、「2016年の第6期介護報酬の引き下げで82%の事業所が経営難になっています。総合事業への参入が進まないのは報酬が低すぎるから。報酬を従来介護予防サービスの7割に抑えているのは市の判断。市の裁量でもっと予算を増やすべきです」と強調しました。



日本共産党名古屋市議団主催の「新総合事業」懇談会で田口一登団長の報告を聞く人たち。16日、名古屋市東区。

## サービス「卒業」押し付け

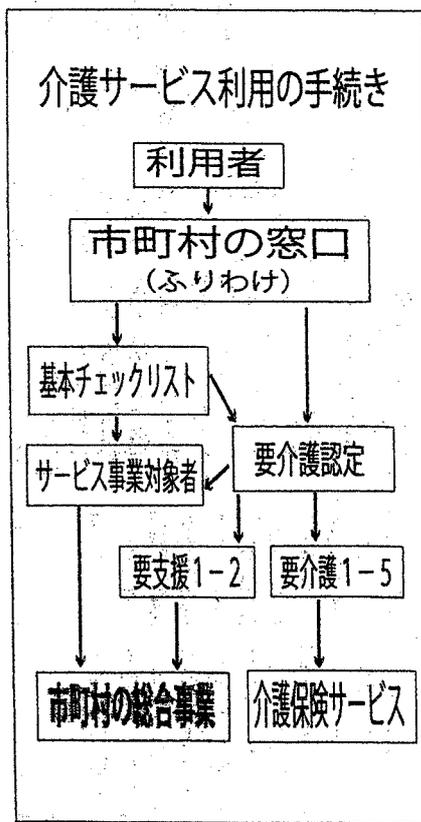
介護の充実を求める会 愛知連絡会代表世話人 中村 亘さん

私は一昨年12月、要支援2と判定され、週2回デイサービスセンターに通っています。元々足が不自由で、車いす生活になってきました。一心で通っています。サービスは15人くらい。一人ひとり体の状況は違います。昨年6月に新総合事業が始まって要介護認定がやり直しになりました。要支援1に下げられたので、見直しを

申請したら要支援2に戻りました。要介護認定が軽く出る傾向を強く感じています。ケアマネージャーから電話で6カ月で打ち切りになるサービスへの移行を打診されました。「卒業」の押し付けです。見かけだけでサービス打ち切りと決め付けているのは問題と実感しています。

## 3日間の日常生活支援研修修了者 就労5.8%にとどまる

身体介護を伴わない訪問サービス（生活支援）の担い手を養成する3日間の「高齢者日常生活支援研修」の修了者は今年3月、941人。うち就労者は55人にとどまっています。約6割が時給1000円未満でした。懇談会では「時給が減ることを承知してもらって、ヘルパーや介護福祉士が生活支援に入っている」という事業者の発言がありました。



# 軽度介護 自治体45%苦慮

## 今春移行「運営担い手確保困難」

今年四月までに介護保険から切り離され、市区町村事業に移行した軽度の要介護者向けサービスに関する共同通信の調査で、回答した千五百七十五自治体の45%が運営に苦慮していることが分かった。ポランティアら担い手を確保できていないことが主な理由で、地域住民が支え合う仕組みづくりの難しさが浮かび上がった。

七段階ある要介護度のうち、軽い「要支援1、2」の人向け訪問介護と通所介護（デイサービス）は保険給付からはずれ、二〇一五年度以降は「総合事業」として市区町村が提供するようになった。中重度者向けサービスに重点を置きたい政府は「要介護1、2」についても移行を検討しているが、これには60%超が反対した。事業の運営に「苦勞して

いる」と回答した市区町村は45・0%。「順調」と答えたのは27・4%、「どちらともいえない」が27・7%だった。

「新たな担い手確保が難しい」を挙げた自治体が49・5%と最も多かった。「運営のノウハウがない」20・7%、「移行させたことに無理がある」12・6%と続いた。自宅家事援助などを提供する訪問介護、通って体操作などをする通所介護は、いず

れも住民主体型サービスが低調で、実施率は7%程度だった。

要介護1、2向けサービスの移行について回答した千五百六十一自治体のうち、「反対」は63・7%。

「どちらともいえない」が35・1%で、「賛成」はわずか1・2%だった。反対の理由は「要支援1、2向け事業の検証が先」が過半数を占めた。

調査は六、八月、全国すべての千七百四十一市区町村を対象に実施した。

# これではまるで 「介護保険料詐欺」

## 大東方式の弊害を見る

### 大東方式 ①

#### 認定申請を受けさせてもらえない

要介護・要支援認定者数

11か月間で **-10.5%**

要支援1で **-32.3%**

要支援2で **-26.0%**



### 大東方式 ③①

#### 事業者にはアメとムチで 卒業・移行加算、更新拒否

##### ①ケアプランをつくる 地域包括支援センターへのアメ

- ・サービスから卒業したら「卒業加算」
- ・訪問・通所サービス現行相当から、安い「緩和型サービス」に移行したら「移行加算」
- 1年間で100人以上卒業・移行させたら200%加算!



## 介護保険法「改正」で 持ち込まれた仕組み

①市町村に「要介護状態改善目標」を義務付ける

②目標達成を実績評価し結果を公表する

③実績評価に基づいて国から「交付金」がもらえる

大東市の姿は2年後のあなたの自治体の姿かも!



今年5月26日、国会で介護保険「改正」法が成立しました。利用料の「3割負担」導入など負担増とともに、市町村に「要介護状態の維持・改善」を競わせる仕組みを作りました。

大阪府大東市(だいとうし)では、2016年からこの方式を先取りしていますが、「自立支援」の名でサービスを取り上げる事態が起っています。

「介護保険料をかけたのに介護サービスが使われへん。これでは詐欺や!」こんな声が上がっています。

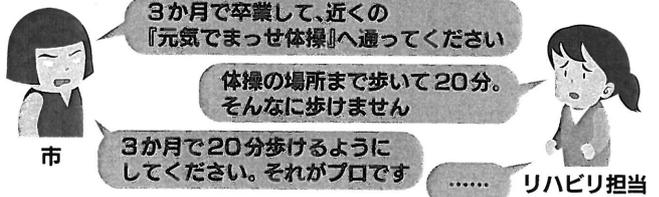
介護保険料何年も払ってきたのに...



### 大東方式 ②

#### 卒業⇒「大東元気でまっせ体操」 市がケアプラン指導

あるデイケア(通所リハビリ)で。



### 大東方式 ③②

#### 事業者にはアメとムチで 卒業・移行加算、更新拒否

##### ②デイサービスセンターやヘルプステーションへのムチ

- ・2018年3月末の「指定更新」のとき利用者の30%以上を「移行」「卒業」させていないと更新されない。(要支援サービスができなくなる)



# 高齢者や障害者の外出支援

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

【バス】実施は42市町村(77.8%)。豊根村は無料乗車券の発行  
 【タクシー】実施は51市町村(94.4%)。未実施は、瀬戸市、あま市、大治町、設楽町

市町村名	巡回バス・福祉バスの実施状況						備考	タクシー代助成 実施
	実施	高齢者の年齢	利用料					
			高齢者	障害者	一般	子ども		
合計	42	—	—	—	—	—	—	
1 名古屋市	○	注1	注1	注2	210	注3	平成28年より、精神障害者にも福祉関係割引制度を適用。敬老バスを交付(平成27年度交付数:330,783件)障害者福祉特別乗車券を交付(平成27年度交付枚数:112,563枚) 注1 高齢者:4月1日時点で60歳以上の場合、市バス全線・3か月10,000円の「特得60バス定期」を購入できる。 (参考:通勤定期3か月25,650円) 注2 障害者:身体障害者等の福祉関係割引制度適用者は、大人100円、小児50円。ただし、名古屋市の福祉特別乗車券を有するものは無料。 注3 子ども:小児(6歳以上12歳未満(小学生))は100円、幼児(1歳以上6歳未満(小学校入学前))は保護者1人につき2人まで無料、幼児のみの場合は小児料金。乳児(1歳未満)は無料。	○
2 豊橋市	×							○
3 岡崎市	×							○
4 一宮市	○		200	100	200	100	iーバス、就学前無料	○
			200	100	200	100	生活交通、就学前無料	○
5 瀬戸市	×	—	—	—	—			×
6 半田市	△							○
7 春日井市	○	75	100	0	200	100	運転免許自主返納者、妊婦100円、障がい者手帳等所持者と付添人1名まで	○
8 豊川市	○						高齢者交通料金助成事業:新生児に70歳以上で、個人市民税が非課税の方に、豊川市コミュニティーバス及び豊鉄バスで利用できる回数券年額1,000円分(100円券11枚綴り)	○
9 津島市	○				100		小学生以下は無料	○
10 碧南市	○							○
11 刈谷市	○		0	0	0			○
12 豊田市	×							○
13 安城市	○	75			100	100	未就学児は無料	○
14 西尾市	○	75	100	0	100	小学生以下無料	※運転免許証を自主返納した75歳以上は、最大3年間無料乗車証を交付	○
15 蒲郡市	○				100	50	子ども:6歳から12歳まで	○
16 犬山市	○		200	0	200	100	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者手帳、戦傷病者手帳所持者と付き添い1名まで無料。	○
17 常滑市	○		0	0	0	0	このバスは公共機関が無い地域向けの者で、高齢者等に特化したものでは無	○
18 江南市	×							○
19 小牧市	○	65	0	0	200	100		○
20 稲沢市	○			5割引	200	100	なし	○
21 新城市	×							○

市町村名		実施	高齢者の年齢	利用料				備考	実施
				高齢者	障害者	一般	子ども		
22	東海市	○		0	0	100	0	障害者手帳所持者の介護人(一人に限る)が介護のために乗車する場合無料。また、H28年8月27日から市内在住の75歳以上の方は無料。ただし、専門カードケースが必要	○
23	大府市	○	70	0	0	100	0		○
24	知多市	○			0	100	0	未就学児と身障、療育、精神手帳所持と介助1名は無料。回数券12回分2,000円、定期券(75歳以上限定)1ヶ月2,000円、H28年10月から上記の方は、回数券13回分1,000円、定期券(75歳以上限定)1ヶ月1,000円、無料あいパス1年間無料(市内在住の65歳以上で運転免許自主返納者)	○
25	知立市	○			0	100	0	1ヶ月定1,000円、運転免許証自主返納者2年無料定期(最長4年)	○
26	尾張旭市	○		100	0	100	0	・「東ルート」「西ルート」の双方ループ方式 ・運行日:平日及び土曜日(年末年始を除く)	○
27	高浜市	○				100		小学生以上100円	○
28	岩倉市	○							○
29	豊明市	×							○
30	日進市	○	65	※	0			※コースにより100円又は200円若しくは高齢者パス月1,000円。要介護・要支援認定者と介助者1名は無料	○
31	田原市	○			100	200	0	タクシー情勢等と同様の対象者に、回数券購入助成も実施(重複不可)	○
32	愛西市	○		0	0	0	0		○
33	清須市	○		100	100	100	100	未就学児は無料	○
34	北名古屋	○		100	0	100	100	記載無し	○
35	弥富市	○	75	200	100	200	100	75歳以上高齢者・未就学児(無料)、障害者同伴介助者(100円)	○
36	みよし市	○		100	100	100	100	未就学児を車いす等の介助者は無料、コミュニティーバスとして運行	○
37	あま市	○						無料	×
38	長久手市	○	65	0	0	100	0	H28年度から2ルートにワンボックス車導	○
39	東郷町	○	65	0	0	100	0	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯している人と、付き添いの人1名は利用料無料。	○
40	豊山町	×							○
41	大口町	×				100			○
42	扶桑町	△							○
43	大治町	○		0	0	0	0		×
44	蟹江町	○		0	0	0	0	コースは3種(オレンジ・グリーン・日曜)	○
45	飛島村	○		0				飛島乗合タクシー(海南病院通院支援タクシー)も実施	○
46	阿久比町	○		0	0	0	0		○
47	東浦町	○		100	0	100	0	1ヶ月定期券 一般2,000円、中学生1,000円、小学生500円	○
48	南知多町	×							○
49	美浜町	○		0	0	0	0	2路線×5便365日	○
50	武豊町	○		100	100	100	100	障害者の介助者、65歳以上免許証返還者(2年間)・未就学児は無料	○
51	幸田町	○		0	0	0	0	4路線4台	○
52	設楽町	×							無記入
53	東栄町	×							○
54	豊根村	○							○

# 介護認定者の障害者控除の認定について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※原則として要支援または要介護1以上を認定しているのが、合計38市町村(70.3%)となっている。  
 ※自動的に要介護者に認定書を送付したのが20市町(37.0%)、申請書を送付したのが12市町村(22.2%)、合わせて32市町村(59.3%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村では、認定書の発行が多い。  
 ※認定書を毎年発行しているのは昨年同様47市町村(87.0%)である。  
 (発行枚数推移)2003年: 5,848枚 → 2004年: 5,114枚 → 2005年: 7,155枚 → 2006年:10,466枚  
 → 2007年:13,171枚 → 2008年:18,544枚 → 2009年:22,712枚 → 2010年:29,955枚  
 → 2011年:32,736枚 → 2012年:34,778枚 → 2013年:42,322枚 → 2014年:45,136枚  
 → 2015年:50,017枚

市町村名	認定書 2014年 発行数	認定書 2015年 発行数	認定書 の毎年 発行	認定書発行 の条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付			
				要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 認 定 書 ・ 申 請 書 の 数	送 付 し な い
合計	45,136	50,017	47	9	29	1	40	—	20	12	55,653	22
1 名古屋市	1,123	1,029					○	又は職員の聞き取りによる状況確認				○
2 豊橋市	765	943					○			○	2,063	
3 岡崎市	190	263	○				○					○
4 一宮市	7,248	7,972	○		○				○		7,766	
5 瀬戸市	2,439	4,023					○	6カ月以上寝たきりで日常生活に支障がある方、及び知的障害者・身体障害者と同程度の障害のある方	○		4,023	
6 半田市	265	259	○				○					○
7 春日井市	7,678	7,903	○		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	○		7,757	
8 豊川市	1,127	1,147	○		○		○			○	4,713	
9 津島市	709	892	○		○		○	要介護1以上かつ障害高齢者自立度J1以上または認知症高齢者自立度I以上		○	1,716	
10 碧南市	215	190	○		○		○					○
11 刈谷市	399	394	○		○		○	要介護1以上で、申請があれば状況を確認後原則発行。		○	287	
12 豊田市	201	181			○		○	要介護1以上で、認知症高齢者自立度IIa以上または障害高齢者自立度A1以上				○
13 安城市	256	300	○		○							○
14 西尾市	434	458	○				○	要介護認定区分、認知症高齢者自立度及び障害高齢者自立度により判断		○	1,727	
15 蒲郡市	101	110					○					○
16 犬山市	2,157	2,331	○		○		○			○	2,283	
17 常滑市	110	127	○				○					○
18 江南市	2,595	3,404	○	○			○				3,376	
19 小牧市	1,430	1,508	○		○		○	要介護1以上で認定調査票及び主治医の意見書で判断	○		1,482	
20 稲沢市	1,305	1,250	○		○			要介護1以上が6カ月以上継続しているなど	○		1,250	
21 新城市	105	83	○		○		○					○
22 東海市	261	393	○		○		○					○

市町村名	認定書 2014年 発行数	認定書 2015年 発行数	認定書 の毎年 発行	認定書発行 の条件				備考 (発行条件の詳細等)	障害者控除の 認定書・申請書の送付			
				要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	医 師 の 証 明	調 査 票 ・ 主 治 医 意 見 書		要 介 護 者 に 認 定 書 送 付	要 介 護 者 に 申 請 書 送 付	送 付 数 認 定 書 ・ 申 請 書 の	送 付 し な い
23 大府市	236	240	○		○							○
24 知多市	363	357	○		○			普通障害者は要介護1以上、 特別障害者は要介護3以上で 日常生活自立度B1～C2又は IV～M				○
25 知立市	1,448	1,471	○		○				○		1,471	
26 尾張旭市	297	288	○		○		○			○	2,015	
27 高浜市	114	133	○				○			○	245	
28 岩倉市	1,519	1,564	○	○			○		○		1,564	
29 豊明市	481	481	○	○			○			○	1,282	
30 日進市	554	587		○			○	要支援2以上かつ障害者高齢 自立度A以上または認知症高 齢者自立度Ⅱa以上	○		587	
31 田原市	63	75	○				○					○
32 愛西市	773	740	○		○							○
33 清須市	304	285	○		○							○
34 北名古屋市	166	178	○		○							○
35 弥富市	938	974	○	○			○	要支援1以上で自立度により判断	○		932	
36 みよし市	258	259	○				○			○	1,078	
37 あま市	728	749	○		○			要介護1以上を対象。認定書は 窓口で即日交付		○	1,855	
38 長久手市	671	718	○	○			○		○		712	
39 東郷町	784	844	○	○			○		○		835	
40 豊山町	230	301	○		○				○		301	
41 大口町	34	508	○		○		○		○		508	
42 扶桑町	826	895	○	○			○	要支援2以上で意見書、調査 票・主治医意見書から判断	○		895	
43 大治町	36	27	○		○							○
44 蟹江町	34	52	○				○					○
45 飛島村	134	129	○		○					○	172	
46 阿久比町	735	750	○		○		○		○		750	
47 東浦町	166	151	○		○		○					○
48 南知多町	58	43	○				○					○
49 美浜町	78	12					○	障害者認定と同レベル以上を 認定		○	16	
50 武豊町	1,243	1,264	○		○		○		○		1,252	
51 幸田町	601	677	○	○		○			○		677	
52 設楽町	21		○				○					○
53 東栄町	58	42	○				○					○
54 豊根村	72	63	○		○		○		○		63	

# 国保被保険者数・平均保険料・一般会計繰入金など一覧

(愛知県HPから作成)

市町村名	被保険者数 (年度平均) (A)	保険料(税)調停額		保険料 収納率	一般会計からの繰入 (自治体単費分)		
		一人当たり調停額	順位		繰入金額 (D)	1人あたり (D/A)	順位
合計・平均	1,800,141	94,542	—	93.6%	19,184,649	10,657	—
1 名古屋市	550,620	96,885	23	96.3%	5,938,101	10,784	21
2 豊橋市	90,243	103,247	8	89.2%	684,908	7,590	32
3 岡崎市	85,988	104,266	6	90.5%	809,910	9,419	26
4 一宮市	99,311	84,307	50	91.1%	793,946	7,995	31
5 瀬戸市	30,470	102,411	10	91.0%	132,966	4,364	43
6 半田市	27,777	100,497	12	96.0%	0	0	49
7 春日井市	76,375	103,353	7	92.0%	1,087,335	14,237	15
8 豊川市	44,040	98,608	19	93.1%	88,568	2,011	46
9 津島市	16,825	92,881	29	91.6%	23,042	1,370	47
10 碧南市	16,799	98,006	21	95.6%	0	0	49
11 刈谷市	29,833	100,233	15	93.2%	300,000	10,056	24
12 豊田市	92,450	97,654	22	94.4%	633,077	6,848	35
13 安城市	40,690	100,324	14	93.5%	545,297	13,401	16
14 西尾市	43,860	105,717	5	93.6%	300,000	6,840	36
15 蒲郡市	21,389	94,987	25	91.7%	63,589	2,973	44
16 犬山市	18,707	82,824	52	94.6%	247,949	13,254	18
17 常滑市	13,680	101,110	11	95.6%	0	0	49
18 江南市	25,526	84,866	49	92.5%	409,533	16,044	13
19 小牧市	37,791	88,002	44	91.1%	795,000	21,037	7
20 稲沢市	33,966	94,755	27	93.7%	233,866	6,885	34
21 新城市	11,968	113,118	3	95.2%	15,049	1,257	48
22 東海市	25,926	91,829	33	89.4%	461,874	17,815	11
23 大府市	19,495	92,722	30	96.3%	186,800	9,582	25
24 知多市	22,113	89,815	39	92.1%	318,004	14,381	14
25 知立市	14,099	94,030	28	91.2%	86,862	6,161	39
26 尾張旭市	19,312	98,105	20	94.1%	117,943	6,107	40
27 高浜市	9,306	111,190	4	89.4%	59,623	6,407	37
28 岩倉市	11,859	102,416	9	90.8%	103,677	8,742	29
29 豊明市	16,817	87,707	45	92.4%	499,958	29,729	5
30 日進市	17,481	86,642	46	94.5%	314,300	17,980	9
31 田原市	23,267	116,710	2	95.6%	173,621	7,462	33
32 愛西市	17,864	92,642	31	94.1%	237,350	13,286	17
33 清須市	16,331	83,865	51	93.0%	682,267	41,777	1
34 北名古屋市	22,117	85,692	48	90.5%	714,243	32,294	4
35 弥富市	10,905	99,049	17	93.3%	100,000	9,170	27
36 みよし市	10,937	91,527	34	94.1%	430,832	39,392	2
37 あま市	23,904	91,078	35	91.4%	299,000	12,508	20
38 長久手市	10,347	89,614	40	95.0%	224,000	21,649	6
39 東郷町	9,408	95,174	24	95.0%	60,000	6,378	38
40 豊山町	4,354	86,383	47	88.8%	167,067	38,371	3
41 大口町	5,161	90,196	37	95.2%	53,675	10,400	23
42 扶桑町	8,019	89,881	38	94.7%	100,613	12,547	19
43 大治町	8,400	98,908	18	90.2%	150,267	17,889	10
44 蟹江町	9,360	90,833	36	95.4%	100,000	10,684	22
45 飛鳥村	1,242	89,412	41	98.8%	24,300	19,565	8
46 阿久比町	6,492	94,896	26	96.5%	17,226	2,653	45
47 東浦町	12,018	100,390	13	93.5%	69,000	5,741	42
48 南知多町	7,385	116,958	1	95.3%	44,411	6,014	41
49 美浜町	6,007	92,319	32	96.5%	54,734	9,112	28
50 武豊町	10,561	88,819	42	94.9%	90,000	8,522	30
51 幸田町	8,650	99,134	16	94.1%	140,866	16,285	12
52 設楽町	1,468	88,112	43	97.6%	0	0	49
53 東栄町	976	65,914	53	97.7%	0	0	49
54 豊根村	252	65,242	54	99.9%	0	0	49

※「一般会計からの繰入」は2014年度の数字、それ以外は2015年度の数値を反映している。

# 国保資格証明書等の交付状況一覧

(愛知県医務国保課提供資料より作成)

市町村名	世帯数 (A) (2016/6/1)	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2015/6/1		2016/6/1		2015/6/1		2016/6/1		2016/6/1
		件数	割合 (B/A)	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	割合 (C/B)	件数 (C)	割合 (C/B)	件数 (D)
全体合計	1,053,032	157,322	144,676	13.7%	47,399	36,376	25.1%	4,990	4,951	3.4%
発行市町村割合	-	-	-	-	98.1%	98.1%	-	38.9%	40.7%	-
1 名古屋市	343,374	52,579	47,351	13.8%	11,086	8,719	18.4%	3,764	3,864	8.2%
2 豊橋市	51,027	8,021	4,133	8.1%	5,126	3,959	95.8%	106	89	2.2%
3 岡崎市	49,889	6,201	5,931	11.9%	2,844	2,172	36.6%	505	453	7.6%
4 一宮市	56,485	12,433	8,743	15.5%	2,458	1,837	21.0%	193	171	2.0%
5 瀬戸市	18,237	3,855	1,870	10.3%	980	717	38.3%	0	1	0.1%
6 半田市	15,929	2,606	2,206	13.8%	239	180	8.2%	18	16	0.7%
7 春日井市	44,480	7,260	6,987	15.7%	1,157	688	9.8%	2	2	0.0%
8 豊川市	25,000	4,129	4,942	19.8%	1,247	900	18.2%	41	45	0.9%
9 津島市	9,530	1,318	1,244	13.1%	636	491	39.5%	13		0.0%
10 碧南市	9,246	729	689	7.5%	209	147	21.3%			
11 刈谷市	17,463	1,974	1,777	10.2%	734	539	30.3%			
12 豊田市	53,348	5,467	5,469	10.3%	3,515	2,369	43.3%	3	3	0.1%
13 安城市	23,093	3,336	6,240	27.0%	1,915	1,087	17.4%	15	12	0.2%
14 西尾市	23,757	2,845	2,115	8.9%	1,650	1,185	56.0%	73	70	3.3%
15 蒲郡市	12,034	784	1,432	11.9%	614	766	53.5%	1	2	0.1%
16 犬山市	10,983	780	2,241	20.4%	149	100	4.5%			
17 常滑市	7,713	838	788	10.2%	23	20	2.5%			
18 江南市	14,448	1,922	2,137	14.8%	541	423	19.8%			
19 小牧市	21,588	2,874	2,928	13.6%	994	994	33.9%	59	57	1.9%
20 稲沢市	19,026	1,904	1,817	9.6%	700	466	25.6%	66	50	2.8%
21 新城市	6,916	631	910	13.2%	200	174	19.1%			
22 東海市	14,824	4,377	4,069	27.4%	755	911	22.4%	58	51	1.3%
23 大府市	11,219	617	937	8.4%	485	310	33.1%			
24 知多市	12,681	2,798	2,527	19.9%	745	506	20.0%			
25 知立市	8,446	1,186	1,143	13.5%	418	296	25.9%			
26 尾張旭市	11,321	848	792	7.0%	270	220	27.8%		1	0.1%
27 高浜市	5,319	1,457	1,329	25.0%	647	536	40.3%			
28 岩倉市	7,102	1,475	1,184	16.7%	269	211	17.8%	17	18	1.5%
29 豊明市	9,775	1,810	1,818	18.6%	205	173	9.5%			
30 日進市	10,158	1,869	1,767	17.4%	138	91	5.1%	2	2	0.1%
31 田原市	10,303	1,059	978	9.5%	290	256	26.2%			
32 愛西市	9,432	882	873	9.3%	129	206	23.6%			
33 清須市	9,320	2,427	2,291	24.6%	1,202	1,010	44.1%			
34 北名古屋市	12,528	1,806	1,899	15.2%	1,353	662	34.9%			
35 弥富市	5,874	1,261	1,131	19.3%	250	452	40.0%			
36 みよし市	6,347	1,693	1,211	19.1%	77	71	5.9%			
37 あま市	13,284	2,364	2,190	16.5%	514	477	21.8%			
38 長久手市	5,983	468	594	9.9%	238	185	31.1%			
39 東郷町	5,301	446	502	9.5%	120	125	24.9%			
40 豊山町	2,396	337	615	25.7%	175	123	20.0%			
41 大口町	2,888	157	142	4.9%	59	35	24.6%	12	15	10.6%
42 扶桑町	4,558	495	436	9.6%	178	202	46.3%			
43 大治町	4,736	715	454	9.6%	645	344	75.8%			
44 蟹江町	5,362	658	630	11.7%	179	231	36.7%		1	0.2%
45 飛島村	615	23	29	4.7%	3	4	13.8%			
46 阿久比町	3,619	336	355	9.8%	109	69	19.4%			
47 東浦町	6,816	829	693	10.2%	143	163	23.5%		5	0.7%
48 南知多町	3,518	508	544	15.5%	54	48	8.8%	35	23	4.2%
49 美浜町	3,310	255	241	7.3%	134	94	39.0%			
50 武豊町	6,053	1,063	924	15.3%	320	159	17.2%	7		
51 幸田町	4,771	487	322	6.7%	259	259	80.4%			
52 設楽町	868	78	60	6.9%	7	6	10.0%			
53 東栄町	580	51	44	7.6%	12	8	18.2%			
54 豊根村	159	1	2				0.0%			

# 国保の滞納者差押え状況

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※豊橋市、日進市の差押金額は市税全体、豊田市の競売は市税全体その金額。  
 ※稲沢市の予告通知書は催告書による予告(市全体)。  
 ※一宮市は、その他に生命保険を含む。

	滞納世帯数	2015年度実績									
		予告通知送付	差押件数	不動産	預貯金	生命保険	うち学資保険	その他	現金化件数	金額	
2012年合計	163,570	27,880	12,727	1,188	8,714	752	24	2,073	5,042	703,623,805	
2013年合計	166,140	28,255	12,048	1,146	8,111	901	32	1,890	4,510	361,877,736	
2014年合計	157,322	15,826	12,735	1,360	8,513	933	15	1,890	4,510	486,130,796	
2015年合計	144,676	17,149	15,084	1,242	10,295	1,044	10	2,503	7,434	570,776,222	
1	名古屋市	47,351	3,042	3,833	19	2,854	319	不明	641	5,231	384,815,111
2	豊橋市	4,133	1,799	1,662	533	900	156	2	73	46	955,000
3	岡崎市	5,931	-	412	0	402	7	0	3	0	0
4	一宮市	8,743	把握していない	1,095	231	356			508	13	31,817,734
5	瀬戸市	1,870	0	8	0	8	0	0	0	8	990,258
6	半田市	2,206	2,027	426	18	393	1	0	14	1	1,312,400
7	春日井市	6,987	1,063	854	46	575	185		48	0	0
8	豊川市	4,942	不明	163	35	76	35	2	17	1	6,689
9	津島市	1,244	311	104	33	51	1	0	19	44	3,028,815
10	碧南市	689	把握していない	331	15	0	0	0	316	0	0
11	刈谷市	1,777	614	599	6	573	18		2	5	248,178
12	豊田市	5,469	把握していない	714	53	512	17		132	4	2,749,643
13	安城市	6,240	不明	不明					不明		すべて不明
14	西尾市	2,115	117	671	29	594	22	2	26	1	788,700
15	蒲郡市	1,432	161	140	8	118	14	0	0	1	695,452
16	犬山市	2,241	3,245	285	0	169	4	1	112	1	344,504
17	常滑市	788	不明	214	3	144	26	不明	41	401	39,349,008
18	江南市	2,137		223	4	216	3				
19	小牧市	2,928	243	114	11	88	3	0	12		
20	稲沢市	1,817	1,817	350	72	149	81	0	48	5	3,665,762
21	新城市	910	84	13		13					
22	東海市	4,069	不明	402	20	345			37	556	22,991,652
23	大府市	937		0						154	9,500,000
24	知多市	2,527	160	160	1	109	4	0	46	0	0
25	知立市	1,143	不明	344	7	239	11	0	87	1	150,000
26	尾張旭市	792	242	242	18	183	27	0	14	1	479,805
27	高浜市	1,329	カウントなし	34	1	14	6	1	13	0	0
28	岩倉市	1,184	242	255	7	188	29	0	31	2	3,132,874
29	豊明市	1,818	不明	0							すべて未記入
30	日進市	1,767	16	33	9	9	8	0	7	2	1,157,200



### 第3回試算の概要

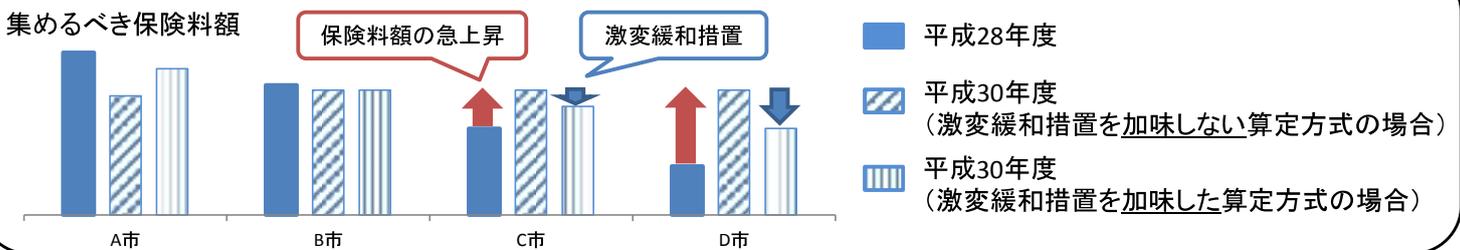
- 第3回試算は、公費の在り方の検討結果を踏まえ、初めて新制度を前提に実施する。追加公費（1,700億円）のうち一部（1,200億円）を含めるとともに、普通調整交付金等の交付見込額を「都道府県単位」で算定する。また、平成29年度予算ベースの丈を直近の規模に近づける。（所得、医療給付費等のデータを最新のものに更新することで、規模が縮小する。）
- 今回の試算において、激変緩和を予定する。激変緩和は、保険料の伸びの上限として都道府県が定める一定割合と国が提示する一定割合の双方を活用して行う。一定割合を超過した市町村に対し、都道府県繰入金及び暫定措置（国公費）を投入して、一定割合で頭打ちとする。また、一定割合と同率で下限割合も設定して、都道府県繰入金の重点配分による激変緩和も行う。
- 都道府県及び市町村は、試算結果を活用して、 $\alpha$   $\beta$  の設定等の納付金の算定方法や激変緩和策の在り方等について、具体的に協議・検討し、30年度予算ベースではないことの留保条件をつけつつ、合意形成を進める。また、自然増分や医療費適正化効果等について、独自に仮定を置くことによって、試算結果を30年度予算編成に活用できる。

	平成28年11月	平成29年1月	平成29年7月	平成29年11月	平成30年1月
	第1回試算 (仮係数)	第2回試算 (確定係数)	第3回試算 (確定係数+一部更新)	第1回算定 (仮係数)	第2回算定 (確定係数)
対象予算	平成29年度予算ベース (見込みのため過大)		平成29年度予算ベース (実態に近い丈に縮小)	平成30年度予算ベース	
制度前提	現行制度 (市町村単位)		新制度 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)	
追加公費	未反映		ほぼ反映(1,200億円)	基本的に反映 (約1,600億円) ※結核・精神、非自発分のみ未反映	
内訳	普通調整交付金	—	約300億円	約300億円	同左
	暫定措置	—	約250億円	約300億円	同左
	特別調整交付金	—	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	同左
	保険者努力(都道府県)	—	約200億円	約500億円	同左
	保険者努力(市町村)	—	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)	同左

※追加公費の内訳は「WGとりまとめ案」に基づく数値を仮置きしている。また、特別高額医療費共同事業分の公費60億円も仮置き。  
 ※既存の特別調整交付金についても可能な限り算定。

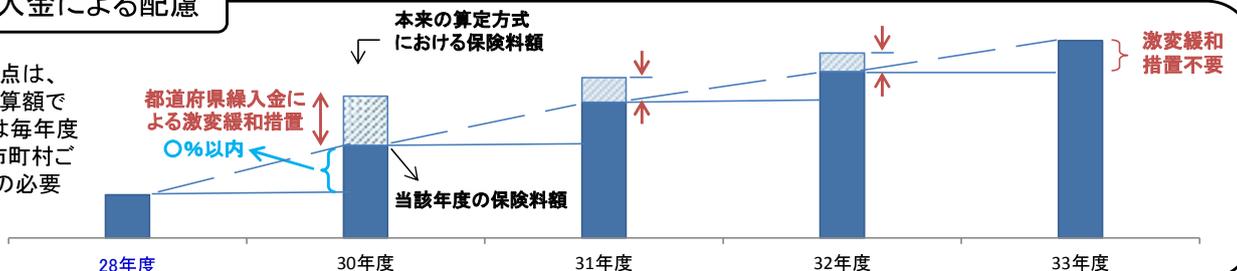
### 三段階の激変緩和措置イメージ

#### ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の $\alpha$ ・ $\beta$ 等の設定による配慮



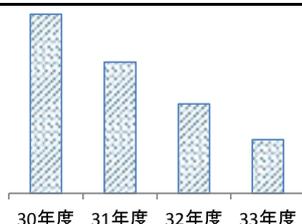
#### イ. 都道府県繰入金による配慮

激変緩和丈比への基点は、平成28年度保険料決算額で固定する。都道府県は毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。



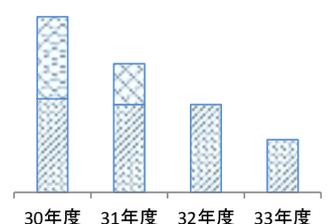
#### ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大きいことから、激変緩和用の特例基金を活用して繰入金減少分を補填する。

また、独自に決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町村の納付金を個別に減算することも可能。



国民健康保険 都道府県単位化関連資料  
愛知社保協と愛知県との懇談(2017年1月)から

<財政運営について>

番 号	2. ①、②	所管課名	医務国保課
<内容>			
2. 財政運営について			
<p>①「標準保険料率」は「参考」であり、保険料率・保険料決定は市町村の裁量と理解していますが、現在もこのことに変わりはないでしょうか。</p> <p>②市町村が保険料(税)を決めるにあたって、一般会計法定外繰入や繰上充用を行うことは、都道府県単位化後も変わりはないでしょうか。</p>			

【県の回答】

- ① 今回の国保制度改革により、県は毎年度、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値(市町村標準保険料率)を算定することとなる(改正後国保法第82条の3)が、市町村が条例により賦課額や保険料率を定めることについては、制度改革後も変更はない。
- ② 市町村における一般会計からの法定外繰入について、国は制度改革後も禁止することは考えていないとしている。なお、繰上充用については、地方自治法施行令に定めがあり、会計年度経過後に歳入が歳出に不足するときに、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てるものである。

<市町村の「基金」について>

- り) 市町村が現在積み立てている基金積立金は、2018年以降「財政安定化基金」が設置されると、どうなるのか

【県の回答】

- り) 市町村によっては国保特別会計において生じた剰余金を基金に積み立て、医療給付費の増加等の予期せぬ支出増や保険料収納不足等の予期せぬ収入減等に活用している。制度改正後、こうした役割は県に設置される財政安定化基金が担うが、国はその他の予期せぬ支出増や収入減に対応するため、引き続き市町村においても基金を保有し、財政基盤安定化のために活用することとしている。

<市町村独自の保険料(税)減免制度、資格証明書・短期保険証の統一化について>

### 3. 市町村独自の保険料(税)減免制度等について

① 条例減免等の地方単独事業は今回の都道府県単位化でも、市町村の裁量として存続するものと理解していますが、県として「標準的な減免制度」のような考えを策定していますか。

② 保健事業費条例減免等地方単独事業費、事務費等は納付金対象から除外される仕組みですが、これらの費用は、市町村が一般会計から負担できると理解してよろしいでしょうか。

③ 資格証明書・短期証などの発行基準の統一化はあるでしょうか。

【県の回答】

① 現行制度において、市町村は条例の定めるところにより、保険料の減免等を行うことができることとなっているが、国保制度改革後もその点に変更はない。

今回の国保制度改革において策定することになる国保運営方針には、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に資する取組を定めることとなっており、市町村との協議の中で必要性についての合意に至れば、「標準的な減免制度」についても検討していくことが考えられる。

② 保健事業等に要する費用についての一般会計からの負担(法定外繰入)については、2. ②と同じ。

③ ①と同様、国保運営方針の策定に関する市町村との協議の中で必要性についての合意に至れば、資格証明書・短期証などの発行基準の統一化についても検討していくことが考えられる。

<神奈川県社保協と神奈川県との懇談から(2017年5月)>

#### <神奈川県社保協と神奈川県医療保険課との懇談メモから(2017.5.8)>

◎ 保険料が上がることになる市町村の国保被保険者への対応をどのように考えているか。  
……納付金については、上がる場所下がる場所が出てくる。県の9%の調整交付金で激変緩和措置として当てたい。また、法定外繰入については、将来的に減らすよう指導することとなるが、それは市町村の判断。公費拡充を理由に法定外繰入を減少させるという関係ではない。法定外繰入は違法ではない。公平性の観点から県として統一保険料にするという考えもあるが、運営主体はあくまで市町村。

<大阪社保協と大阪府の自治体キャラバン懇談から(2017年6月)>

大阪社保協主催の大阪府説明会で、大阪府の主旨は「一般会計法定外繰り入れなど保険料賦課決定権限は市町村の首長にある。大阪府がそれをするなどとは言えない」と。

# 国保の財政運営 来年度から県に移行

## 一般会計 繰り入れで 保険料引き下げを

安倍自公政権は2015年の医療保険法改悪で、国民健康保険（国保）の財政運営の都道府県化を強行しました。2018年度から実施予定です。市町村は県が決めた「納付金」を100%納めなければならなくなり、収納率を上げるための徴収強化や保険料（税）引き上げが心配されています。愛知県社会保険推進協議会（愛知社保協）は15日、名古屋市内で国保改善運動交流会をひらき、保険料引き下げの運動強化を呼びかけました。

### 国保改善運動交流会

愛知社保協



国保改善運動交流会で、西村秀一愛知県国民健康保険運営協議会委員（愛知社保協副議長）の話を聞く人たちは15日、名古屋市中区

### 「禁止」考えず

安倍政権は6月に閣議決定された「経済財政運営の基本方針2017（骨太方針2017）」で、保険料抑制に役立っている市町村の国保会計への一般会計からの繰入（法定外繰入）について「計画的な削減・解消を促す」方針を示しました。

しかし、愛知社保協は今年1月おこなった愛知県との懇談で県側は、繰入について「国は禁止することは考えていない」という認識を示しました。

### 議会で論戦

日本共産党の、わしの恵子議員は、県議会6月定例会の健康福祉委員会、県内の54市町村のうち48市町村で計219億円の繰入が実施されていることを指摘し、県として保険料（税）抑制に力を尽くすよう要求したことを報告しました。

山口清明名古屋市長は、6月定例会本会議で日本共産党議員の質問に対し、市側が「これまででの減免制度を含め保険料水準から大きな変化がないよう努めた」と答弁した。

たい」と答弁したことを紹介しました。

### 市町村に要請を

日下紀生愛知県保険医協会事務局長は、10月に予定されている愛知自治体キャラバンに向け、①法定外繰入を増やすことで国保料（税）を引き下げること②市町村独自の保険料減免制度の充実を図ること③国保への県単独補助を復活すること④の方針を示し、地域ごとの実情把握、市町村に向けた要請活動の強化を呼びかけました。

## 命綱の役割果たしていない

愛知県民主医療機関連合会（愛知民医連）事務局 島崎宏行さん



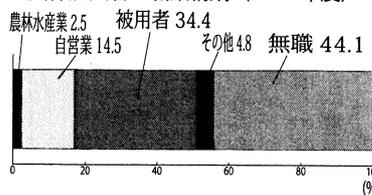
全日本民医連では、加盟病院・診療所の協力を得て、正規の保険資格証明書で受診した患者さんがどれくらいいるのか調べています。6月に報告があった9院所、約1万9000人の患者さんのうち、117人が短期保険証、9人が資格証明書の患者さんが加入する協会けんぽから国保に切り替わった32歳の患者さんは、たった

6日間しか有効期間が残っていない短期保険証を持ってきました。これでは慢性疾患の治療はできません。2月に受診した高血圧・糖尿病の患者さんは、2カ月分の薬を受け取って次に来院したのは4カ月後の6月でした。悪化していないか心配です。保険証のない患者さん

6日間しか有効期間が残っていない短期保険証を持ってきました。これでは慢性疾患の治療はできません。2月に受診した高血圧・糖尿病の患者さんは、2カ月分の薬を受け取って次に来院したのは4カ月後の6月でした。悪化していないか心配です。保険証のない患者さん

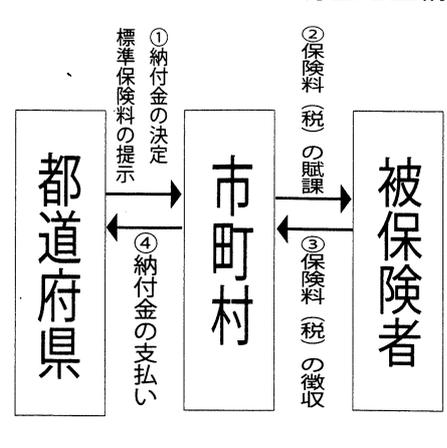
んでは、役場の保険課に問い合わせたところ、滞納で窓口には保険証が留め置かれている事例がありました。歯科では「神経抜いて」とだけ言って、抜いたら次は来院しない患者さんがいました。命綱であるべき国保が十分役割を果たしていません。引き続き調査を続けます。

国保加入者の職業構成（2015年度）



市町村国保の1996年度からの加入世帯主の職業は半数以上が農林水産業、自営業でした。その後、労働者の非正規化、退職者の加入が進むなか、2015年度では農林水産業、自営業は減り、被用者が3割、無職が4割を占めています。国保の被保険者の低所得化が進んでいます。

### 市町村は県が決めた納付金を上納



### 加入世帯低所得化

# 愛知県地方税滞納整理機構の平成28年度徴収実績について

平成29年4月26日（水曜日）発表

平成23年4月、個人県民税及び個人市町村民税を始めとした市町村税の収入未済額の縮減を図るため、県と市町村が連携して積極的な滞納整理を行う「地方税滞納整理機構」を設立しました。

県内6ブロックに設置した各地方税滞納整理機構には、平成28年度は39市町村及び東三河広域連合が参加し、約41億2,000万円（※）の滞納金額の引き継ぎを受け、約23億8,800万円を徴収しました。徴収率は58.0%となりました。

（※ 引継額は、当初引継額から新規発生額等を加減した額。）

## 1 平成28年度 実績

区分	平成28年度実績	平成27年度実績	平成26年度実績
引継額	43億18百万円	43億66百万円	47億41百万円
徴収率	58.0%	57.3%	52.5%
徴収額	23億88百万円	25億3百万円	24億88百万円

## 2 平成28年度 参加市町村

ブロック名	参加市町村(47市町村)
東尾張	瀬戸市・犬山市・江南市・小牧市・尾張旭市・岩倉市・清須市 ・北名古屋市・豊山町・扶桑町
西尾張	一宮市・津島市・稲沢市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町 ・飛島村
知多	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町 ・美浜町・武豊町
豊田尾張 東部	日進市・みよし市・長久手市・東郷町
西三河	碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市
東三河	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村

### 3 ブロック別 平成 28 年度 徴収実績

ブロック名	引継予告額等①※1 (千円)	予告効果額②※2 (千円)	当初引継額③ ①-② (千円)	新規発生額及び 調定減額④ ※3 (千円)	収入額⑤ (千円)	徴収率(%) ⑤÷(③+④)
東尾張	928,611	46,974	881,637	△37,593	489,904	58.0
西尾張	636,541	35,653	600,888	△17,227	270,003	46.3
知多	921,831	27,274	894,557	△45,883	487,146	57.4
豊田尾張 東部	258,333	14,875	243,458	△4,436	145,320	60.8
西三河	883,565	19,000	864,565	56,089	588,257	63.9
東三河	688,790	—	688,790	△4,973	407,218	59.6
合計	4,317,671	143,776	4,173,895	△54,023	2,387,848	58.0

### 4 税目別 平成 28 年度 徴収実績

税目	引継予告額等①※1 (千円)	予告効果額②※2 (千円)	当初引継額③ ①-② (千円)	新規発生額及び 調定減額④ ※3 (千円)	収入額⑤ (千円)	徴収率(%) ⑤÷(③+④)
個人住民税	1,520,445	58,862	1,461,583	△8,386	868,418	59.8
固定資産税 ・都市計画税			708,682	4,044	469,096	65.8
国民健康 保険(料)	2,797,226	84,914	1,948,366	△52,614	1,020,481	53.8
その他			55,264	2,933	29,853	51.3
合計	4,317,671	143,776	4,173,895	△54,023	2,387,848	58.0

※1 引継予告額に、昨年度から引き続き滞納整理を行う延長事案などの金額を計上。

※2 地方税滞納整理機構に引き継ぐために送付した引継予告書により、滞納者が自主的に納付した金額などを計上。

※3 滞納事案の引き継ぎ後、新規課税や課税の取消しなどにより変動した金額を計上。

以下の愛知県公式ウェブサイトより作成

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/kikou28-13.html>

# 生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		2014年度			2015年度			2015年4月		2016年4月		
		相談件数	申請件数	保護開始件数	相談件数	申請件数	保護開始件数	世帯数	人数	世帯数	人数	
愛知県合計		35,442	11,614	10,871	34,772	11,641	10,897	60,483	79,171	60,950	79,119	
1	名古屋市	22,784	7,693	7,323	22,389	7,602	7,214	38,199	49,123	38,406	49,134	
2	豊橋市	1,015	232	215	1,082	242	223	1,877	2,367	1,819	2,272	
3	岡崎市	1,348	264	225	1,353	225	200	1,588	2,093	1,523	1,979	
4	一宮市	641	411	375	713	387	348	2,470	3,295	2,565	3,393	
5	瀬戸市	241	72	65	163	52	45	435	621	423	578	
6	半田市	155	102	96	174	115	111	622	816	648	859	
7	春日井市	1,437	352	311	1,583	376	344	2,268	3,232	2,344	3,278	
8	豊川市	695	159	150	603	170	161	828	1,144	882	1,225	
9	津島市	171	93	76	171	103	82	305	417	315	432	
10	碧南市	110	69	62	115	58	50	263	366	267	378	
11	刈谷市	458	98	82	561	81	65	605	822	557	732	
12	豊田市	1,319	358	339	1,504	397	366	1,641	2,318	1,705	2,369	
13	安城市	350	123	115	373	114	106	614	824	631	824	
14	西尾市	323	63	55	203	62	62	416	579	429	581	
15	蒲郡市	245	58	55	217	59	55	425	503	429	508	
16	犬山市	78	32	29	93	40	36	239	326	243	340	
17	常滑市	143	42	42	139	45	40	182	244	194	263	
18	江南市	182	53	48	131	65	65	435	560	448	589	
19	小牧市	460	111	104	442	129	125	791	1,175	785	1,108	
20	稲沢市	289	99	73	264	92	86	484	640	488	631	
21	新城市	52	20	17	47	25	23	113	151	119	154	
22	東海市	253	104	100	252	79	76	592	790	596	775	
23	大府市	176	47	37	168	62	55	270	374	271	355	
24	知多市	205	70	63	175	67	54	394	566	379	545	
25	知立市	200	66	57	192	72	66	392	547	384	518	
26	尾張旭市	133	39	36	67	43	40	150	195	178	233	
27	高浜市	66	26	25	40	16	16	133	196	119	178	
28	岩倉市	109	53	48	42	32	28	330	418	316	394	
29	豊明市	83	58	58	156	83	74	242	312	265	360	
30	日進市	44	24	23	38	26	22	55	72	62	81	
31	田原市	31	26	22	25	20	17	115	171	119	159	
32	愛西市	70	37	34	47	30	27	183	241	175	221	
33	清須市	186	89	83	155	105	97	344	458	383	496	
34	北名古屋市	131	51	48	124	44	38	397	544	377	505	
35	弥富市	100	40	35	68	37	32	178	254	169	245	
36	みよし市	166	25	13	151	23	18	91	114	91	104	
37	あま市	237	88	78	185	125	114	554	705	572	723	
38	長久手市	69	19	18	60	23	19	92	116	92	111	
39	尾張	東郷町	69	19	18	73	9	8	82	99	71	86
40		豊山町	36	10	10	30	9	9	63	76	64	74
41		大口町	20	6	6	12	8	6	47	56	53	62
42		扶桑町	47	16	14	65	19	18	72	99	85	109
43	海部	大治町	86	58	54	98	58	57	190	251	205	273
44		蟹江町	145	42	42	95	35	34	192	244	191	248
45		飛島村	2	2	2	1	1	1	6	6	7	7
46	知多	阿久比町	8	3	3	12	6	6	35	44	37	44
47		東浦町	46	30	27	139	98	92	122	149	123	147
48		南知多町	40	10	10	24	9	9	57	60	51	55
49		美浜町	26	18	16	48	20	19	95	122	97	122
50	武豊町	43	19	19	80	31	29	128	169	132	175	
51	西三河	幸田町	110	12	12	120	5	5	62	85	46	66
52	新城 設楽	設楽町	6	2	2	2	1	0	9	10	9	9
53		東栄町	2	1	1	6	4	4	8	9	9	10
54		豊根村	1	0	0	2	2	0	3	3	2	2

# 生活保護担当職員数および担当受給者数について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		生活保護職員(ケースワーカー)数と平均在任年数(正規)									ケースワーカー1人あたりの担当数(4月現在)									
		2014年4月現在			2015年4月現在			2016年4月現在			2014年		2015年		2016年					
		正規	非正規	正規在任年数 年 月	正規	非正規	正規在任年数 年 月	正規	非正規	正規在任年数 年 月	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数				
愛知県合計・平均		629	19	—	—	639	24	—	—	651	21	—	—	69.5	93.5	69.6	93.2	70.5	93.3	
1	名古屋市	344	0	3	4	351	0	3	3	358	0	3	6	110	143	109	140	107	137	
2	豊橋市	22	0	2	2	21	0	1	5	20	0	1	4	87	111	89	113	91	114	
3	岡崎市	13	6	1	1	15	4	1	8	18	1	2	4	84.3	111.4	83.6	110.2	80.2	104.2	
4	一宮市	32	0	2	9	31	0	2	6	32	0	2	2	75	100	80	106	80	106	
5	瀬戸市	6	0	1	0	6	0	1	2	6	0	1	6	72	103	73	104	71	97	
6	半田市	7	0	2	0	7	0	2	0	7	0	1	3	86	113	89	117	93	123	
7	春日井市	22	1	2	2	20	0	2	6	21	0	2	5	96	137	113	162	112	156	
8	豊川市	7	0	0	11	10	0	1	4	10	0	1	3	112	153	83	114	88	123	
9	津島市	4	0	1	5	5	0	1	3	5	0	2	4	76	100	61	84	63	87	
10	碧南市	5	0	2	8	5	0	1	0	6	0	1	0	53	72	53	72	45	63	
11	刈谷市	10	0	3	0	9	0	1	8	10	0	1	5	62	86	67	91	56	73	
12	豊田市	19	0	2	1	19	0	2	1	20	0	3	4	87	132	87	132	85	119	
13	安城市	8	0	1	0	7	0	1	3	8	0	1	1	75	100	88	118	79	103	
14	西尾市	7	0	1	3	7	0	1	0	6	0	1	2	61	87	59	82	71	96	
15	蒲郡市	5	0	2	4	5	4	2	7	5	4	1	2	83.8	101.4	85	100.6	85.8	101.6	
16	犬山市	3	0	1	4	3	0	1	8	3	0	1	0	79	104	79	108	81	115	
17	常滑市	3	0	0	6	3	0	1	0	3	0	0	4	57	77	60	81	64	87	
18	江南市	6	3	1	4	6	3	1	10	6	3	1	6	72	93	72	93	74	98	
19	小牧市	10	0	1	3	10	0	1	10	10	0	2	3	82	124	79	117	79	111	
20	稲沢市	7	0	2	8	7	0	2	6	7	0	2	8	69.8	92.1	69.1	91.4	69.7	90.1	
21	新城市	3	0	2	0	3	0	3	0	2	0	2	0	36	47	37	50	59	77	
22	東海市	6	0	0	10	7	2	1	2	7	2	1	4	95.5	130.5	85	113.4	85.1	110.7	
23	大府市	5	0	1	8	5	0	1	4	5	0	2	0	56	80	54	74	54	71	
24	知多市	5	0	0	7	6	0	1	4	6	0	1	8	75	108	66	94	64	91	
25	知立市	5	3	2	6	5	4	2	5	5	4	1	4	85	120	78	109	77	104	
26	尾張旭市	3	2	1	7	2	2	2	0	2	2	1	0	46	59	75	98	89	117	
27	高浜市	3	0	3	0	3	0	2	0	3	0	3	0	42	61	44	65	40	59	
28	岩倉市	4	0	2	0	4	0	1	5	5	0	2	0	79	100	82	104	63	78	
29	豊明市	3	0	0	4	3	2	1	0	3	2	1	3	75	95	79	101	88	120	
30	日進市	2	0	2	6	2	0	1	0	2	0	1	0							
31	田原市	2	0	1	6	2	0	1	0	2	0	1	6	54	80	57	85	59	79	
32	愛西市	3	0	0	11	3	0	1	7	3	0	2	7	59	80	62	78	57	69	
33	清須市	4	0	1	0	4	0	1	4	4	0	1	7	78	100	78	100	96	124	
34	北名古屋市	7	3	1	7	7	3	2	0	7	3	3	0	70	95	66	91	63	85	
35	弥富市	3	0	0	4	3	0	0	8	3	0	0	10	62	87	59	85	56	82	
36	みよし市	2	0	0	6	2	0	1	0	2	0	1	0	47	59	46	57	45	52	
37	あま市	10	0	1	2	10	0	1	4	9	0	1	7	56	73	55	71	64	80	
38	長久手市	2	0	0	2	2	0	1	2	2	0	1	1	45	56	46	58	46	55	
39	尾張	東郷町																		
40		豊山町	4	1	0	8	4	0	1	0	4	0	1	6	56	72.8	66	82	68.5	83.5
41		大口町																		
42	扶桑町																			
43	海部	大治町																		
44		蟹江町	5	0	2	9	6	0	2	8	5	0	3	9	72	93	66	77	84	111
45		飛島村																		
46	知多	阿久比町																		
47		東浦町																		
48		南知多町	6	0	4	6	7	0	3	8	7	0	4	3	72.8	87.5	62.4	77.7	62.2	77.4
49		美浜町																		
50	武豊町																			
51	西三河	幸田町	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	55	80	59	87	47	69
52	新城設楽	設楽町																		
53		東栄町	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2	0	21	24	20	22	20	21
54		豊根村																		

福祉事務所の手違いなどが原因

# 生活保護費 過誤払い

福祉事務所の手違いなどで生活保護世帯に本来の額より多く保護費を支給した(過誤払い)後に、その分の返還を求める事態が各地で相次いでいます。国が定める保護費は日々の暮らしを支えるにはぎりぎりの額なので、ほとんどの保護世帯が多く支給されたことに気づかず消費し、返還が困難になっています。(岩井亜紀)

## 全国で相次ぐ

生活保護利用者は、保護費に申告しました。以外の収入があった場合、福祉事務所に収入申告しなければなりません。収入申告を受けたにもかかわらず、本来の支給額より1年間で約8万円多く保護費を支給してしまっています。この女性の場合のように保護利用者が収入申告しても、福祉事務所が認定せず過誤払いとなり、多く支給した分の返還を後に、生活保護法63条に基づき請求されるケースが全国で相次いでいます。

生活保護法63条 保護利用者の保護費以外の収入が未申告で後日判明した場合、費用の返還が求められます。利用者に不当に保護費を支給する意思がなく何らかの事情で申告がすみやかにできなかった未申告の場合、生活保護法63条が適用され、「不正受給」とはみなされません。

不服審査請求も 東京都大田区で生活保護を利用する60代女性は、老齢年金が支給されることになったので、そのことを福祉事務所へ申告した。この女性の場合のように保護利用者が収入申告しても、福祉事務所が認定せず過誤払いとなり、多く支給した分の返還を後に、生活保護法63条に基づき請求されるケースが全国で相次いでいます。

## 多い返還困難者 寄り添った支援こそ

東京都板橋区の生活保護法63条の件数・額

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
生活保護費	307億3291万1514円	327億219万7149円	346億6136万6194円	354億5711万5743円	359億7364万80円	356億4937万8054円
発生件数	955件	1121件	1313件	1451件	1314件	1515件
調定金額	3億189万1593円	2億4657万992円	2億8412万7111円	3億2562万5454円	3億4610万2301円	3億8075万8144円
保護費に 対する 金額の比率	0.98%	0.75%	0.82%	0.92%	0.96%	1.07%

日本共産党の金崎文子区議の資料から作成

やりくりしに苦勞 影澤知英子さん(65)は7年ほど前、生活保護利用前から任んでいた東京都板橋区

アパートから、大家の都合で退去しなければなりません。した。 質賃契約時に支払った敷金など約10万円を大家から返金され、電子レンジや炊飯器などを購入。もともと保護利用前に自分で払ったお金。福祉事務所に伝えなければならぬ。いなんて知りませんでした」と影澤さんは振り返ります。

引越す前に同区のケースワーカーが敷金などが戻ってきたか尋ねたので、「使ってしまった」と答えました。その後、過誤払い分として返還を求められ、分割で支払いを求められ、分割で支払いをしたが、やりくりしに苦勞したといっています。

板橋区(約29万2千世帯)の保護世帯数は、1万1445世帯(2010年4月)から1万4330世帯(15年4月)に増加。それに伴い福祉事務所が同法63条に基づき返還を求める金額も約3億190万円から約3億8000万円に増えています。(表)

日本共産党の金崎文子区議は「多くの保護利用者は返還を求められてもすぐには返せない。区は一人ひとりの実情に応じて返還を求めているので、実際の返還額は請求の6割台です」と指摘します。

金崎区議は、生活保護関連などの資料を細かく区に請求することで、職員に行政上の問題を認識してもらうよう活動を続けています。「保護利用者に寄り添った支援こそが必要だ」と。



行政資料を前にして語る日本共産党の金崎文子板橋区議

### 返還義務なし。早めに相談を



佐藤 健士 弁護士

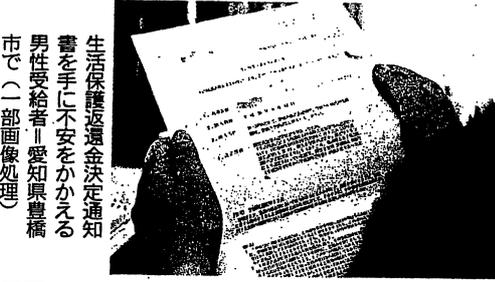
毎月の保護費は、憲法に保障された最低限度の生活を維持するためのものです。生活保護法63条は、憲法に保障された最低限度の生活を害してまで返還を義務付ける条文ではありません。したがって、このような場合には保護費の返還に必要はありません。資力がなくてもかわらず過誤払い保護費の返還を求められた場合は、しっかりと抗議し、早めに支援団体や弁護士等の専門家に相談するようにしてください。

# 豊橋市の生活保護過払い

## 受給者「返還請求は不当」

愛知県豊橋市が、生活保護受給者が追加で受け取る「障害者加算」の認定を誤り、過大に支給した分の返還を二十五世帯に求めたのを受け、市内の生活保護受給者らでつくる団体や支援組織などは十八日、市のミスによる責任を受給者の負担に転嫁するのは不当として、市に返還請求の取り消しを求めた。

障害者加算は、障害年金や身体障害者手帳の等級から支給額を決める。しかし市は、精神障害者や知的障害者について、誤って療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級に基づいたため、一九八九年から計二十五世帯に計約千五百二十万円を過大支給していた。市は七月に誤りがあったと発表し、時効にかからない計約八百八十万円の返還を求めている。



生活保護返還金決定通知書を手元に不安をかかえる男性受給者。愛知県豊橋市で（二部画像処理）

市民団体「豊橋生活と健康を守る会」の太田光男代表（心）は市役所で記者会見し「返還を求めた場合、最低限の生活が保障されず、生存権や生活保護法の趣旨

### 病気で働けず「返せと言われても…」

#### 東京地裁で請求違法の判例も

「病気で働けずに生活保護を受けているのに、急に

『支給額を間違えていたので返せ』と言われても払えない。でも保護を切られるのが怖くて声は出せない」。豊橋市から七月末に返還請求を受けた市内の五十代男性は今月半ば、返済期限が迫る数十万円分の納付書を手にも、ため息をついた。

月々の生活費は、障害年金と生活保護を合わせて約十万円。家賃や食費、光熱費などを支払うと手元にはほとんど残らない。「月に一万円を上面したとしてもどれだけかかるのか。市のミスなのに説明も不十分」

に反する」と訴えた。豊橋市生活福祉課の平野善朗課長は「申し入れを受けて対応を再検討したいが、現時点では対応に違法性はないと認識している」

と話している。同様の事例で、東京地裁は今年二月、「被保険者の資産や収入状況を考慮せずに返還を義務付けるのは違法」として返還請求の取り消しを命じ、確定した。豊橋市によると、今回の返還請求時に資産などの調査はしていない。

と不安を募らせる。

行政のミスによる生活保護費の返還請求は、仙台や札幌、松江市など全国で頻発。いずれも受給者に返還を求めたり、発覚後の支給費から過大分を差し引いたりしている。

だが、東京地裁の二月の判決は、西多摩福祉事務所（東京都）が過大支給した生活保護費約六十万円の返還請求を認めなかった。大津市でも一月、受給者が約六十四万円の返還請求を巡って滋賀県に審査請求し、返還請求が取り消された。東京の裁判で原告を支援した「全国生活と健康を守る会連合会」（新宿区）は

二十二日、厚生労働省に对应改善を要望する予定。担当者は「受給者への逆風は強いが、東京地裁の判例を全国に広め、不当な返還請求を無くしたい」と話す。

## 豊橋市の生活保護過払い

### 返還請求取り下げ

愛知県豊橋市が、生活保護受給者が受け取る「障害者加算」の認定を誤り二十五世帯に過大支給していた問題で、市は一旦、受給世帯への過大分の返還請求を取り下げることを決めた。

佐原光一市長が定例の記者会見で明らかにした。市は一九八九年から今年まで、精神障害者や知的障害者について障害者加算の支給額を誤り、二十五世帯に計約千五百二十万円を過大支給していた。七月に誤りがあったと発表し、時効にかからない計約八百八十万円の返還を各世帯に求めていた。受給者らは、同様の返還請求の取り消しを命じた二月の東京地裁判決などを根拠に「市のミスの責任を、受給者に転嫁するのは不当」と主張し、市は対応を再検討していた。佐原市長は会見で「返還を求める法令の解釈に精通する。行政のミスによる生活保護費の返還請求は、仙台市や札幌市など全国で相次いでいる。『全国生活と健康を守る会連合会』（東京都新宿区）によると、訴訟などになる前に行政が自ら請求を取り下げるのは異例。

# 子ども医療費助成制度の実施状況

(2017年4月現在・愛知県保険医協会調査)

※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)  
 ※特に断りのない場合は、現物給付で実施している。また実施年月は償還払いの学齢変更を含む  
 ※市町村名が**白抜き**：通院・入院とも中学校卒業まで自己負担・所得制限なしで実施(2017年4月現在、49市町村)  
 ※★印：東郷町・飛島村・南知多町・設楽町・東栄町・豊根村は入通院とも、安城市は入院で、自己負担なしで18歳年度末まで拡大  
 ※◆印は自己負担あり ※▲印は自己負担無料に所得制限あり  
 ※2016年4月と2017年4月の実施数・割合の変化(実施予定含む)  
 ・通院での「中学校卒業」以上を無料：46(85.1%)→49(90.7%)  
 ・入院での「18歳年度末」まで無料：6(11.1%)→7(12.9%)  
 ※ゴチックは2016年愛知自治体キャラバン調査以降の変更部分  
 ※尾北医師会管内とは犬山市、江南市、大口町、扶桑町の医療機関

市町村名	通院	入院
<b>愛知県</b>	<b>義務教育就学前</b>	<b>中学校卒業</b>
県基準を拡大	<b>54 (100%)</b>	<b>8 (14.8%)</b>
小卒まで無料	<b>52 (96.2%)</b>	—
中卒まで無料	<b>46 (85.1%) [2016年4月]</b> → <b>49 (90.7%) [2017年4月(予定含む)]</b>	—
18歳年度末まで無料	<b>5 (9.3%) [2016年4月]</b> → <b>6 (11.1%) [2017年4月]</b>	<b>6 (11.1%) [2016年4月]</b> → <b>7 (12.9%) [2017年4月]</b>
1 <b>名古屋市</b>	中学校卒業	中学校卒業
2 <b>豊橋市</b>	中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆ →中学校卒業(自己負担撤廃、現物給付) (2017年12月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い) →中学校卒業(全て現物給付に) (2017年12月実施)
3 <b>岡崎市</b>	中学校卒業	中学校卒業
4 <b>一宮市</b>	中学校卒業	中学校卒業
5 <b>瀬戸市</b>	中学校卒業	中学校卒業
6 半田市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い。市内に限り現物給付)◆	中学校卒業(中学生は償還払い、市内に限り現物給付)
7 <b>春日井市</b>	中学校卒業	中学校卒業
8 <b>豊川市</b>	中学校卒業	中学校卒業
9 津島市	小学校3年生まで(市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで)▲	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い。市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで)▲
10 <b>碧南市</b>	中学校卒業	中学校卒業
11 <b>刈谷市</b>	中学校卒業	中学校卒業
12 <b>豊田市</b>	中学校卒業	中学校卒業
13 <b>安城市</b>	中学校卒業	18歳年度末(中学卒業後は償還払い)★
14 <b>西尾市</b>	中学校卒業	中学校卒業
15 <b>蒲郡市</b>	中学校卒業	中学校卒業
16 <b>犬山市</b>	18歳年度末(中学卒業後は1割の自己負担あり、2割を償還払い。尾北医師会管内に限り現物給付)	18歳年度末(中学卒業後は1割の自己負担あり、2割を償還払い。尾北医師会管内に限り現物給付)
17 常滑市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、市内に限り現物給付)(2016年10月実施)◆	中学校卒業(中学生は償還払い。市内に限り現物給付)(2016年10月実施)
18 <b>江南市</b>	中学校卒業	中学校卒業

市町村名	通院	入院
19 小牧市	中学校卒業	中学校卒業
20 稲沢市	中学校卒業	中学校卒業
21 新城市	中学校卒業	中学校卒業
22 東海市	中学校卒業	中学校卒業
23 大府市	中学校卒業	中学校卒業
24 知多市	中学校卒業	中学校卒業
25 知立市	中学校卒業	中学校卒業
26 尾張旭市	中学校卒業	中学校卒業
27 高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28 岩倉市	中学校卒業	中学校卒業
29 豊明市	中学校卒業	中学校卒業
30 日進市	中学校卒業	中学校卒業
31 田原市	中学校卒業	中学校卒業
32 愛西市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
33 清須市	中学校卒業	中学校卒業
34 北名古屋市	中学校卒業(小学生以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い。市民税非課税世帯(※)は全額償還払い)(市内医療機関は現物給付)◆▲ ※対象に世帯の合計所得が192万円に子一人につき38万円を加算した額未満の世帯を追加	中学校卒業(小中学生は償還払い。市内医療機関に限り現物給付) ※未就学児の入院時食事代助成(償還払い)
35 弥富市	中学校卒業	中学校卒業
36 みよし市	中学校卒業	中学校卒業
37 あま市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆ →中学校卒業(自己負担撤廃、現物給付) (2017年7月実施)	中学校卒業(中学生は償還払い) →中学校卒業(全て現物給付に) (2017年7月実施)
38 長久手市	中学校卒業	中学校卒業
39 東郷町	18歳年度末★	18歳年度末★
40 豊山町	中学校卒業	中学校卒業
41 大口町	中学校卒業	中学校卒業
42 扶桑町	中学校卒業	中学校卒業
43 大治町	中学校卒業	中学校卒業
44 蟹江町	中学校卒業	中学校卒業
45 飛鳥村	18歳年度末★	18歳年度末★
46 阿久比町	中学校卒業	中学校卒業
47 東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48 南知多町	18歳年度末(2017年4月実施)★	18歳年度末(2017年4月実施)★
49 美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50 武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51 幸田町	中学校卒業	中学校卒業
52 設楽町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
53 東栄町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
54 豊根村	18歳年度末(小学1年以上は償還払い) (2017年4月実施)★	18歳年度末(小学1年以上は償還払い) (2017年4月実施)★

#### 入院時食事療養費助成

- ・北名古屋市 未就学児対象、自己負担無し(償還払い)
- ・東栄町 18歳年度末まで 自己負担無し(2016年4月から)

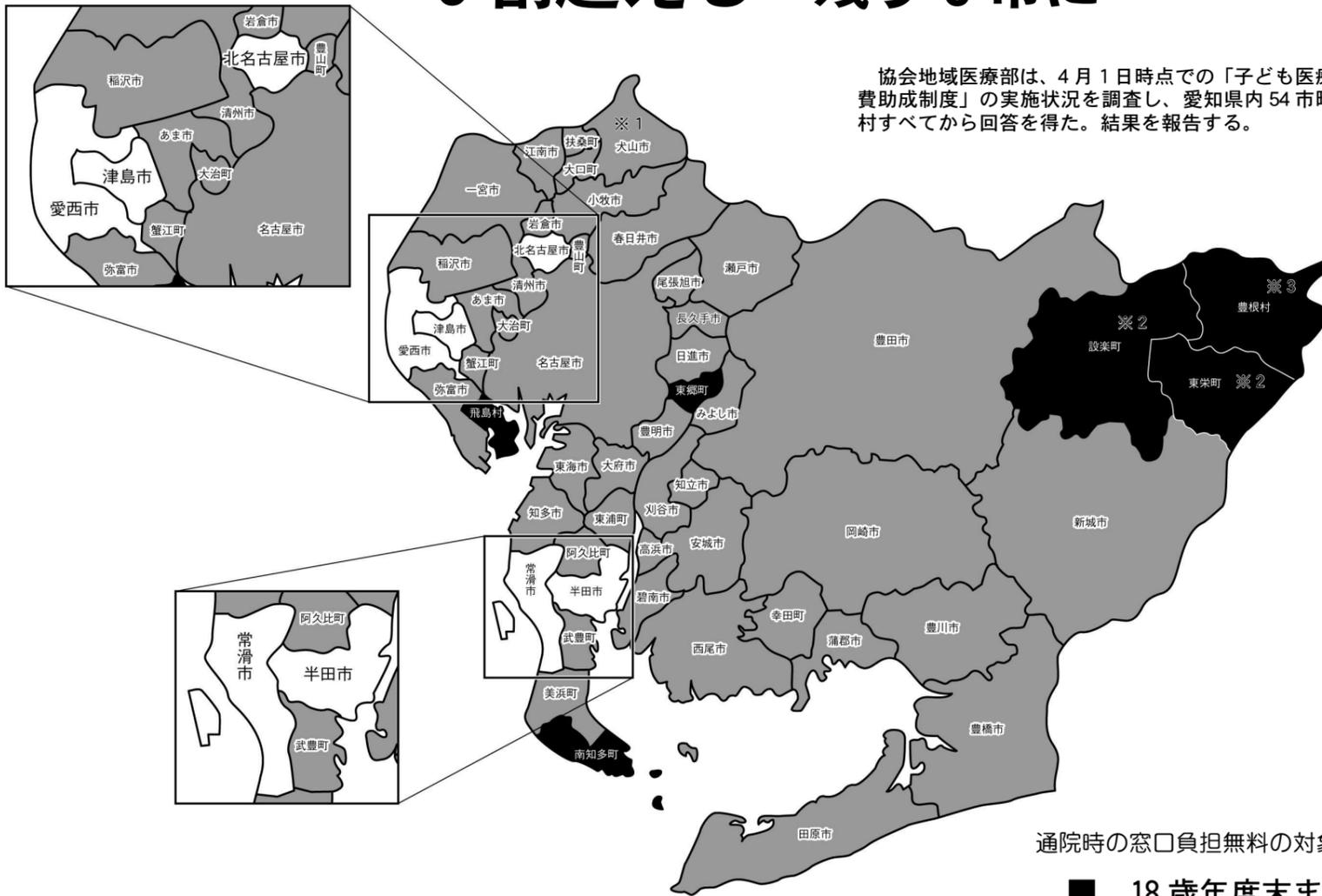
# データでみる 地域医療 NO.6



## 通院

# 中学校卒業まで無料 9割超える～残り5市に～

## 子ども医療費 助成制度



協会地域医療部は、4月1日時点での「子ども医療費助成制度」の実施状況を調査し、愛知県内54市町村すべてから回答を得た。結果を報告する。

通院時の窓口負担無料の対象範囲

- 18歳年度末まで
- 中学校卒業まで
- 小学校卒業まで (津島市、北名古屋市は別表参照)

- ※1 犬山市：18歳年度末まで助成。ただし中学卒業後は1割の窓口負担あり、2割を償還払い。(犬山市、江南市、大口町、扶桑町の医療機関に限り現物給付)
- ※2 設楽町、東栄町：18歳年度末まで助成。中学校卒業後は償還払い。
- ※3 豊根村：18歳年度末まで助成。小学1年以上は償還払い。

### 「中卒まで無料」が9割超

子ども医療費助成制度の愛知県基準は、通院が「義務教育就学前」までとなっている。しかし、県内全市町村が県基準を超えて助成を拡大している。

結果として、現在県内五十四市町村のうち、中学校卒業まで窓口負担を無料にしている自治体は、四十九となり九割を超えた。残るは、半田市、津島市、常滑市、愛西市、北名古屋市の五市となった。

二〇一七年七月から中学校卒業まで窓口負担無料に助成を拡げるあま市では、対象を拡大する子ども医療費助成制度の効果について以下のように説明している。「医療機関窓口での自己負担額がなくなることで、子育てをする家庭における生活の安定と、次世代を担う子どもの健全な育成及び資質の向上に資することができ、更に医療に係る経済的な負担を軽減することができる(あま市二〇一七年度予算「主要施策の概要から)。県内全ての市町村で、安心な子育て、経済的負担の軽減等につながる医療費助成制度の対象を拡大することは待ったなしだ。

さて、十八歳年度末まで助成を拡大するところが徐々に増えつつある。南知多町、東郷町、飛島村は十八歳年度末まで窓口負担が無料な医療を受けられる。犬山市、設楽町、東栄町、豊根村も十八歳年度末まで助成を拡大しているが、一定の年齢以上は償還払い(いったん窓口で支払った後、申請をすると支払ったお金が戻ってくる)となっている。一時的でも窓口で支払いがあることは、受診抑制につながりかねない。より良い制度を求めて、十八歳年度末まで窓口負担が無料で医療を受けられるよう要請をしていく。

### 入院 8自治体が対象を拡大

入院について愛知県基準の「中学校卒業」までを超えて対象を拡大しているのは、安城市、犬山市、東郷町、飛島村、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村の八自治体ある。中でも、窓口負担無料で十八歳年度末まで対象としているのは、東郷町、飛島村、南知多町(今年度から)。通院に続き、入院でも県基準を拡大し、助成が必要だ。

### なお残る所得制限

中学校卒業まで窓口負担が無料の市町村が九割となる中、所得制限がある市町村が依然として残る。津島市では、十八歳年度末まで助成を拡大しているものの、「市民税所得割が五万円以下の世帯」とする所得制限がある。北名古屋市では、「中学校卒業」までを対象としているが、小学生以上は「市民税非課税世帯」と、

### 入院時食事療養費助成制度創設

今回初めて入院時食事療養費に対する助成制度の有無について調査を行った。その結果、北名古屋市では、未就学児は入院時食事療養費の窓口負担が無料となった。また、東栄町は十八歳年度末まで入院時食事療養費の窓口負担が無料であることが分かった。静岡県では、県内三十五市町のうち二十市町で入院時食事療養費の助成を行っている(しずおか保険医新聞二〇一七年四月一日より)。愛知県でも入院時食事療養費の助成を求めて運動していく。

### 小・中学生で窓口負担がある自治体

自治体名	内容
半田市	中学生は1割の窓口負担あり、2割を償還払い。市内は現物給付。
津島市	小学校4年生以上は3割の窓口負担(市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで自己負担なし)
常滑市	中学生は1割の窓口負担あり、2割を償還払い。市内は現物給付。
愛西市	中学生は3割の窓口負担
北名古屋市	小学生以上は1割の窓口負担あり、2割を償還払い。市内は現物給付。市民税非課税世帯と「世帯の合計所得が192万円に子1人につき38万円を加算した額未満の世帯」は自己負担なし。ただし償還払い。

※全市町村の一覧表はホームページで掲載します。

障害者・母子父子家庭医療費給付制度 市町村実施状況一覧表 (愛知県医務国保課)  
(H29.4.1現在)

市町村	障害者医療費助成		母子父子家庭医療費助成	
	県に同じ	拡大・縮小の内容	県に同じ	拡大・縮小の内容
愛知県	身障手帳1～3級 4級(腎機能障害) 4～6級(進行性筋萎縮症) IQ50以下 自閉症状群			児童扶養手当準用
1 名古屋市		特別障害者手当(本人)の所得制限を準用 本人のみの場合、限度額3,604千円 特定医療費受給者(指定難病)で、日常生活が 著しい制限を受けると医師が証明した者	○	
2 豊橋市	○		○	
3 岡崎市	○		○	
4 一宮市	○		○	
5 瀬戸市	○		○	
6 半田市		知的障害者IQ51以上IQ75以下(市民税非 課税世帯のみ)	○	
7 春日井市	○		○	
8 豊川市	○		○	
9 津島市	○		○	
10 碧南市	○		○	
11 刈谷市	○		○	
12 豊田市	○		○	
13 安城市	○		○	
14 西尾市	○		○	
15 蒲郡市	○		○	
16 犬山市	○		○	
17 常滑市	○		○	
18 江南市	○		○	
19 小牧市	○		○	
20 稲沢市	○		○	
21 新城市	○		○	
22 東海市	○		○	
23 大府市	○		○	
24 知多市	○		○	
25 知立市	○		○	
26 尾張旭市		H26.12.31までの指定難病(特定疾患)患者の 経過措置あり(難病以外の疾患を助成)	○	
27 高浜市	○		○	
28 岩倉市	○		○	
29 豊明市	○		○	
30 日進市	○		○	
31 田原市	○		○	
32 愛西市	○		○	
33 清須市	○		○	
34 北名古屋市	○		○	H28・8月から所得制限有
35 弥富市	○		○	
36 みよし市	○		○	
37 あま市	○		○	
38 長久手市	○		○	
39 東郷町	○		○	
40 豊山町		知的障害者IQ51以上IQ75以下	○	
41 大口町	○		○	
42 扶桑町	○			所得制限なし
43 大治町	○		○	
44 大蟹江町	○		○	
45 飛島村	○			所得制限なし
46 阿久比町	○		○	
47 東浦町	○		○	
48 南知多町	○		○	
49 美浜町	○		○	
50 武豊町	○		○	
51 幸田町	○		○	
52 設楽町	○		○	
53 東栄町	○		○	
54 豊根村	○		○	
計	50	4	52	3

# 精神障害者医療費助成制度 市町村実施状況一覧表

(2017年4月現在・愛知県保険医協会調査)

	通院		入院	
	精神疾患のみ (1・2級かつ自立支援)	全疾患 (未実施)	精神疾患のみ (1・2級)	全疾患 (未実施)
愛知県				
1 名古屋市		(1・2級)		(1・2級)
2 豊橋市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)※
3 岡崎市	(3級かつ自立支援)	(1～3級かつ自立支援)	(3級)	(1～3級)
4 一宮市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
5 瀬戸市	(自立支援)	(1・2級かつ自立支援)	8割(精神病診断者)	(1・2級)
6 半田市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
7 春日井市	(自立支援)	1/2(1・2級)		(1・2級)
8 豊川市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
9 津島市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
10 碧南市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
11 刈谷市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
12 豊田市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
13 安城市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
14 西尾市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
15 蒲郡市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
16 犬山市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
17 常滑市	(自立支援)	(1・2級)	(1・2級)	(未実施)
18 江南市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
19 小牧市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
20 稲沢市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
21 新城市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(3級)	(1・2級)
22 東海市	(自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1・2級)
23 大府市	(自立支援)	(1・2級, 3級非課税者)	(3級課税者)	(1・2級, 3級非課税者)
24 知多市	(自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1・2級)
25 知立市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
26 尾張旭市	(自立支援)	(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
27 高浜市	(自立支援)	(未実施)	1/2(精神病診断者)	(未実施)
28 岩倉市	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)
29 豊明市	(3級, 自立支援)	(1～3級)		1/2 (1～3級)
30 日進市	(自立支援)	(1・2級)	(未実施)	(未実施)
31 田原市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
32 愛西市	(3級), 1/2(自立支援)	(1～3級)	(3級), 1/2(精神病診断者)	(1～3級)
33 清須市	(3級)	(1～3級)	(3級)	(1～3級)
34 北名古屋	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
35 弥富市	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)
36 みよし市	(精神病診断者)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)
37 あま市	(3級かつ自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1・2級)
38 長久手市	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)
39 東郷町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
40 豊山町	(3級, 自立支援)	(1～3級)	(3級)	(1～3級)
41 大口町	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)
42 扶桑町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
43 大治町	1/2(3級かつ自立支援)	(未実施)	1/2(3級)	(未実施)
44 蟹江町	(3級かつ自立支援)	(未実施)	(3級)	(未実施)
45 飛島村	(3級)	(1～3級)	(3級)	(1～3級)
46 阿久比町	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
47 東浦町	(自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1・2級)
48 南知多町	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
49 美浜町	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
50 武豊町	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)
51 幸田町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(3級, 自立支援)	(1・2級)
52 設楽町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(自立支援)	(1・2級)
53 東栄町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)
54 豊根村	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者) 食費1/2(1・2級)	(1・2級)
計	53	51	38	49

※豊橋市の1・2級の入院全疾患対象は、2017年12月実施予定

後期高齢者福祉医療給付制度 市町村実施状況一覧表（障害、精神障害者、母子家庭等医療を除く）  
 （愛知県医務国保課 H29. 4. 1現在）

市 町 村	拡大				
	ひとり暮らし高齢者（県は平成20年3月廃止）			寝たきり、認知症	戦傷病者
	県に同じ	実施	実施内容		
1 名古屋市	○			70～74歳の者を拡大 特別障害者手当 （所得制限は年齢に関係なく適用） 介護保険の要介護度が2以下の者について 医師証明を求める。	70～74歳の者 を拡大
2 豊橋市		○	低所得Ⅰのみ、税被扶養者対象外		
3 岡崎市		○			所得制限なし
4 一宮市		○	施設入所者、税被扶養者対象外		所得制限なし
5 瀬戸市	○				所得制限なし
6 半田市		○	市内扶養義務者なし、 施設入所者、税被扶養者対象外		所得制限なし
7 春日井市		○	市内親族なしを条件に加える、 税被扶養者対象外		
8 豊川市		○	1/2助成		所得制限なし
9 津島市	○				
10 碧南市		○	税被扶養者対象外		
11 刈谷市		○	税被扶養者対象外		所得制限なし
12 豊田市		○	税被扶養者対象外	介護認定要介護3で非課税世帯	所得制限なし
13 安城市		○			所得制限なし
14 西尾市		○	税被扶養者対象外		所得制限なし
15 蒲郡市		○	税被扶養者対象外		
16 犬山市		○	税被扶養者対象外		
17 常滑市		○	施設入所者、税被扶養者対象外		
18 江南市	○				
19 小牧市		○	市内親族なしを条件に加える		
20 稲沢市		○	施設入所者、税被扶養者対象外		所得制限なし
21 新城市		○	1/2助成		
22 東海市		○	施設入所者対象外		
23 大府市		○	親族なしを条件に加える		
24 知多市		○	市内親族なしを条件に加える、 施設入所者、税被扶養者対象外		
25 知立市		○	税被扶養者、施設入所及び長期入院対 象外		
26 尾張旭市	○		H30. 7. 31までの経過措置あり		
27 高浜市		○	税被扶養者対象外		所得制限なし
28 岩倉市		○	施設入所者、税被扶養者対象外		
29 豊明市		○	施設入所者対象外、 同一町内会親族なし		
30 日進市		○	施設入所者、税被扶養者対象外、 遺族年金を所得判定に含む		
31 田原市		○	税被扶養者対象外		
32 愛西市		○	税被扶養者対象外		
33 清須市		○	市内親族なし、税被扶養者対象外		
34 北名古屋市		○	市内親族なしを条件に加える、 税被扶養者対象外		
35 弥富市		○	施設入所者、税被扶養者対象外		
36 みよし市		○			
37 あま市	○				
38 長久手市	○				
39 東郷町	○				
40 豊山町		○	税被扶養者対象外		
41 大口町		○	親族等なし		所得制限なし
42 扶桑町		○			所得制限なし
43 大治町		○			
44 蟹江町	○				
45 飛鳥村		○			
46 阿久比町		○			
47 東浦町		○	施設入所者対象外、隣地親族なしを条 件に加える		
48 南知多町		○	市内親族なしを条件に加える、 施設入所者対象外、1/2助成		
49 美浜町		○	施設入所者、税被扶養者対象外		
50 武豊町		○	施設入所者、税被扶養者対象外		
51 幸田町		○	施設入所者、税被扶養者対象外		所得制限なし
52 設楽町		○	低所得Ⅰのみ、 施設入所者、税被扶養者対象外		
53 東栄町	○				
54 豊根村		○	低所得Ⅰのみ、 施設入所者対象外1/2助成		所得制限なし
計	10	44		2	16

後期高齢者福祉医療費給付制度 市町村実施状況一覧表

(ひとり暮らし高齢者を除く)

(愛知県医務国保課 H29. 4. 1現在)

市町村	県に 同じ	県より拡大・縮小					
		障害者	精神障害者			母子・父子等	高齢者
			通院	入院	備考		
愛知県		身障手帳1～3級 4級(腎機能障害) 4～6級(進行性筋萎縮症) IQ50以下 自閉症状群	全額(1・2級)	全額(1・2級)		児童扶養 手当準用	寝たきり・認知症の 非課税世帯
1 名古屋市 (名称は 福祉給付 金)		特別障害者手当 所得制限 特定医療費受給者(指定難 病)で、日常生活が著しい 制限を受けると医師が証明 した者	特別障害者手当 所得制限	特別障害者手当 所得制限			70～74歳の者を拡大 特別障害者手当 (所得制限は年齢に関係なく 適用) 介護保険の要介護度が2以下 の者について医師証明を求め る。
2 豊橋市			(自立支援)		精神のみ		
3 岡崎市			(3級かつ自立支援)	(3級)			
4 一宮市			(自立支援)		精神のみ		
5 瀬戸市							
6 半田市		知的障害者 IQ51以上IQ75以下 市民税非課税世帯のみ	(自立支援)				
7 春日井市			(自立支援)				
8 豊川市							
9 津島市			(自立支援)				
10 碧南市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			
11 刈谷市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			
12 豊田市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			要介護3で非課税世帯
13 安城市			(自立支援)	1/2 (精神病診断者)			
14 西尾市			(自立支援)	(精神病診断者)			
15 蒲郡市			(自立支援)				
16 犬山市	○						
17 常滑市			(自立支援)				
18 江南市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			
19 小牧市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			
20 稲沢市			(自立支援)				
21 新城市			(自立支援)	1/2(3級)			
22 東海市			(自立支援)	(3級)			
23 大府市			(3級非課税者、自立支援)	(3級)			
24 知多市			(自立支援)	(3級)			
25 知立市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			
26 尾張旭市		H26.12.31までの指定難病 (特定疾患)患者の経過措 置あり(難病以外の疾患を 助成)	(自立支援)	1/2(精神病診断者)			
27 高浜市			(自立支援)	(精神病診断者)			
28 岩倉市			(自立支援)	(精神病診断者)			
29 豊明市			(3級、自立支援)	1/2(3級)			
30 日進市			(自立支援)				
31 田原市			(自立支援)	1/2(精神病診断者)	精神のみ		
32 愛西市			(3級)、1/2(自立支援)	(3級)、1/2(自立支援)			
33 清須市			(3級)	(3級)			
34 北名古屋市			(自立支援)				
35 弥富市			(自立支援)	(精神病診断者)			
36 みよし市			(精神病診断者)	(精神病診断者)			
37 あま市	○						
38 長久手市			(自立支援)	(精神病診断者)			
39 東郷町			(自立支援、3級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者、3級)			
40 豊山町		知的障害者 IQ75以下	(3級、自立支援)	(3級)			
41 大口町			(自立支援)	(精神病診断者)			
42 扶桑町			(自立支援)	1/2(精神病診断者)	所得制限なし		
43 大治町			(3級かつ自立支援)	(3級)			
44 蟹江町			(3級かつ自立支援)	(3級)			
45 飛島村			(3級)	(3級)	所得制限なし		
46 阿久比町			(自立支援)				
47 東浦町			(自立支援)	(3級)	精神のみ		
48 南知多町			(自立支援)		精神のみ		
49 美浜町			(自立支援)		精神のみ		
50 武豊町			(自立支援)		精神のみ		
51 幸田町			(自立支援)	1/2(3級、自立支援)			
52 設楽町	○						
53 東栄町			(自立支援)	1/2(精神病診断者)			
54 豊根村			(自立支援)	1/2(精神病診断者) 食費1/2(1・2級)	精神のみ		
計	3	4	49	35	8	2	2

※!県に同じは、ひとり暮らし、寝たきり、認知症、戦傷病者等も県制度と同様のものに限る。

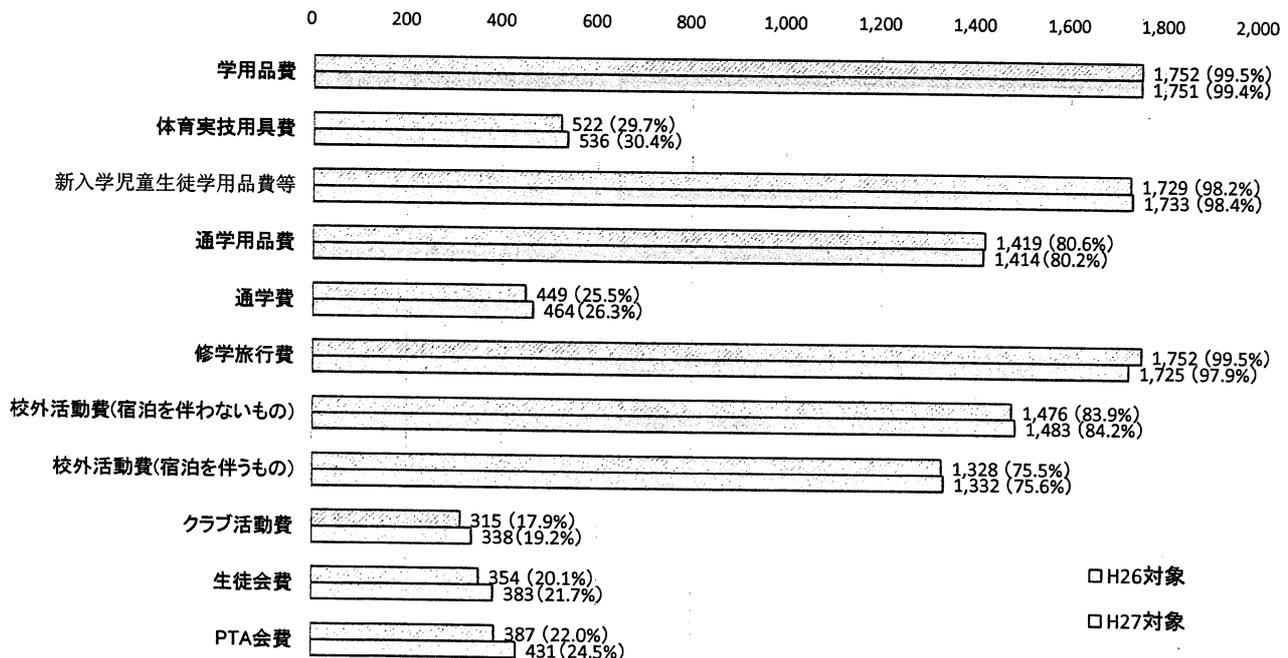
# 平成27年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

認定基準の主なもの	H27自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,329 (75.4%)
児童扶養手当の支給	1,294 (73.4%)
市町村民税の非課税	1,291 (73.3%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,260 (71.5%)
市町村民税の減免	1,116 (63.3%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,085 (61.6%)
国民年金保険料の免除	1,078 (61.2%)

自治体における 基準の倍率	H27自治体数
～ 1.1倍以下	206 (11.7%)
～ 1.2倍以下	225 (12.8%)
～ 1.3倍以下	626 (35.5%)
～ 1.4倍以下	26 (1.5%)
～ 1.5倍以下	161 (9.1%)
1.5倍超	11 (0.6%)
その他	5 (0.3%)
計	1,260 (71.5%)

※パーセンテージは、回答市町村数(H27:1,762市町村)に対する割合である。  
※その他は、複数の基準を併用している場合などがある。

# 平成27年度就学援助制度 (準要保護の就学援助費目の状況)



※回答市町村数(H26:1760, H27:1762)

※学校保健安全法、学校給食法に基づき実施している医療費、学校給食費は除く。

※「体育実技用具費」、「通学用品費」、「校外活動費」については、「学用品費」や「新入学児童生徒学用品費等」に含めた形で支給している市町村もある。

※「通学費」、「修学旅行費」については、対象者がいない場合には計上していない市町村もある。

# 就学援助の受給者数・予算額

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※2016年度は見込み。2014年度は2015年のキャラバン回答から

市町村名	2014年度			2015年度			2016年度(見込み)		
	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)	受給者数	受給割合	支給総額 (千円)
合計	62,580	7.91%	4,175,629	62,494	8.00%	4,177,700	61,745	7.82%	5,101,527
1 名古屋	23,631	14.5%	1,483,609	22,919	14.1%	1,434,923	23,306	14.4%	1,462,217
2 豊橋市	5,712	17.5%	394,696	5,442	16.9%	380,570	5,478	17.0%	386,655
3 岡崎市	2,270	6.9%	248,722	2,444	7.4%	229,529	2,425	7.4%	243,791
4 一宮市	3,070	8.9%	241,756	3,171	9.3%	265,707	2,955	8.9%	285,434
5 瀬戸市	1,150	10.7%	81,720	1,089	10.3%	74,345	1,058	10.0%	77,147
6 半田市	1,133	10.6%	74,006	1,153	11.0%	71,720	1,126	11.0%	767,203
7 春日井市	2,305	8.5%	150,452	2,513	9.3%	170,669	2,440	9.2%	198,000
8 豊川市	1,410	8.7%	65,266	1,419	8.8%	66,591	1,319	8.2%	76,680
9 津島市	714	12.7%	44,481	677	12.4%	40,589	650	12.4%	40,500
10 碧南市	466	7.0%	33,081	459	7.0%	32,778	445	6.9%	33,461
11 刈谷市	685	5.4%	48,417	693	5.5%	53,925	681	5.3%	53,805
12 豊田市	2,992	8.0%	92,323	3,180	8.4%	99,671	3,048	8.3%	113,104
13 安城市	822	4.7%	58,327	901	5.1%	59,837	892	5.1%	77,000
14 西尾市	528	3.5%	52,842	534	3.6%	48,134	662	4.4%	60,759
15 蒲郡市	618	9.5%	44,605	616	9.6%	45,862	620	9.8%	49,680
16 犬山市	294	4.5%	22,127	325	5.1%	23,939	335	5.3%	27,227
17 常滑市	333	6.8%	25,478	326	6.6%	24,279	364	7.2%	24,569
18 江南市	784	8.8%	59,920	771	8.8%	59,740	701	8.2%	66,268
19 小牧市	1,186	8.9%	84,088	1,171	8.8%	84,317	1,113	8.5%	80,140
20 稲沢市	933	8.0%	72,094	902	7.9%	69,499	841	7.5%	75,025
21 新城市	348	9.2%	20,027	326	8.9%	21,718	263	7.3%	22,933
22 東海市	903	8.8%	62,630	881	8.5%	63,476	846	8.0%	67,710
23 大府市	608	7.4%	41,527	591	7.2%	42,763	527	6.4%	45,688
24 知多市	696	9.1%	41,687	649	8.5%	45,564	625	8.3%	48,943
25 知立市	461	7.6%	29,184	468	7.4%	32,664	470	7.8%	38,013
26 尾張旭市	807	10.8%	56,778	774	10.6%	54,219	725	10.0%	55,039
27 高浜市	478	10.5%	30,124	452	9.8%	32,319	400	8.6%	38,372
28 岩倉市				376	10.4%	27,243	320	9.0%	27,134
29 豊明市	454	7.8%	42,211	475	8.4%	40,467	480	8.7%	42,155
30 日進市	578	7.0%	45,711	553	6.6%	41,478	520	6.2%	39,002
31 田原市	311	5.9%	21,494	302	5.8%	22,074	302	5.8%	24,281
32 愛西市	556	10.0%	43,312	544	9.7%	38,793	481	8.9%	36,539
33 清須市	407	7.6%	32,658	405	7.4%	30,316	408	7.5%	31,023
34 北名古屋市	817	10.9%	57,487	820	10.9%	61,840	716	9.6%	65,162
35 弥富市	277	7.3%	21,812	284	7.7%	21,670	283	7.8%	23,057
36 みよし市	347	5.3%	24,522	378	5.9%	26,700	365	5.8%	31,290
37 あま市	751	9.5%	52,658	762	9.7%	54,473	755	9.7%	61,017
39 長久手市	153	2.9%	13,076	171	3.2%	12,704	180	3.3%	13,555
38 東郷町	172	3.8%	15,889	188	4.2%	16,594	193	4.4%	16,596
40 豊山町	163	11.8%	5,436	180	12.6%	5,503	156	10.7%	4,873
41 大口町	122	5.7%	6,452	127	5.9%	7,077	127	5.9%	11,244
42 扶桑町	229	7.5%	7,985	244	8.1%	17,666	230	7.7%	20,423
43 大治町	217	7.1%	9,020	220	7.1%	9,869	256	8.3%	12,506
44 蟹江町	286	9.8%	18,685	204	7.0%	12,777	245	8.5%	16,493
45 飛鳥村	16	4.3%	1,199	18	4.8%	1,586	12	3.1%	952
46 阿久比町	142	6.2%	10,491	150	9.5%	11,164	144	8.6%	12,137
47 東浦町	451	10.0%	30,845	466	10.5%	32,495	445	10.1%	34,563
48 南知多町	90	7.1%	6,659	91	7.5%	6,885	84	7.3%	7,119
49 美浜町	141	7.5%	8,976	133	7.3%	8,027	173	9.8%	11,560
50 武豊町	275	6.9%	19,062	272	6.9%	19,863	280	7.1%	22,650
51 幸田町	260	6.8%	17,937	265	6.7%	19,537	255	6.5%	19,000
52 設楽町	19	6.5%	1,401	13	4.8%	1,101	15	5.9%	1,539
53 東栄町	6	3.2%	407	3	1.7%	166	2	1.2%	93
54 豊根町	3	3.2%	277	4	4.9%	285	3	3.5%	201

# 就学援助の基準・申請・支給等について

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

認定基準を生活保護基準の1.3倍以上としているのが、20市町村(37%) (1.4倍以上の6市町村(1.1%)含む)であった。岡崎市、安城市が基準値を微増している。

※就学援助認定基準の「その他」欄の○中数字は、次の基準。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
合計	—	—	—	—	14	7	33	1
1 名古屋	1.0	2015年4月の基準を用いた	2,468,000	3,145,000		○		—
2 豊橋	1.3	②③④⑤⑥⑦ 改定前基準額	2,254,000	3,334,000	○			—
3 岡崎	1.24	2014年度1.2倍→2015年度1.24倍へ	2,180,000	3,030,000		○		—
4 一宮	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、改定前の基準を使用	1,730,000	2,650,000			○	—
5 瀬戸	1.25	児童扶養手当受給者、市民税非課税、国保減免など。	1,850,000	3,000,000			○	—
6 半田	1.3	2013年度1.0倍→2014年度1.3倍へ	約200万	約310万			○	—
7 春日井	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩、ひきつづき引き下げ前の生活保護基準を用い	約190万	約290万			○	—
8 豊川	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			○	—
9 津島	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑩ 2013年8月以前の基準利用	1,870,000	2,560,000	○			—
10 碧南	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、生保家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合。学校納付金の納付状態の悪い者。基準引き上げ(1.0→1.2)	1,786,680	2,189,724			○	—
11 刈谷	(1.4超)	⑦の認定基準。収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000			○	—
12 豊田	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	2,095,000	3,185,000		○		—
13 安城	およそ1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者。	2,380,000	2,490,000		○		—
14 西尾		申請時の該当要件事由を認定基準としている。要件に該当しない場合は特別支援教育就学奨励費負担金の認定方法で判定。	1,570,000	2,350,000		○		—
15 蒲郡	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも、特別な事情があれば認定。	社会保険料・生命保険料等の控除分が加算されるため、この条件だけでは所得基準額を算出できない				○	—
16 犬山	1.2	特別支援教育就学奨励費の早見表を用いて審査、生保引き下げ以前と変わっていない。	1,699,804	2,605,003			○	—
17 常滑	1.3	以前から1.3倍を基準としていたため、知多半島自治体で比較した場合低い水準ではなかったため見直しなかった。	1,907,993	2,339,765			○	—
18 江南	1.2	2013年度当初の基準	約220万	約300万			○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明	
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可		
19	小牧市	1.3					○	—	
20	稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	校長の意見、民生委員助言で個別対応	○	継続のみ		⑧のみ必要	
21	新城市	1.3			○			—	
22	東海市	1.3	③④⑤⑥⑦⑧⑨、昨年度引き上げを維持	1,990,233	3,016,619			○	—
23	大府市	1.2	生保引き下げによる影響を調査	1,448,532	2,043,648			○	—
24	知多市	1.3	保有する資産等は含めない。世帯内の前年所得で審査。②③④⑤⑥⑦⑧⑨。	1,756,898	2,497,482			○	—
25	知立市	1.4超	児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	(1.6)253万	(1.4)336.6万			○	—
26	尾張旭市	1.25		2,100,000	2,850,000			○	—
27	高浜市	1.0	母子・父子家庭は1.5倍。	2,130,000	2,180,000			○	—
28	岩倉市	1.1	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ前の基準	1,699,170	2,574,383	○			—
29	豊明市	1.2	2012年度の基準年を使用し、対象者に不利にならないようにしている	2,340,000	3,168,000	○			—
30	日進市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨、認定基準のみならず、該当世帯の家計簿の状況を個別に判断し、認定する。	約207万(控除なし)	約332万(控除なし)			○	—
31	田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を用いて認定	1,771,000	2,710,000		○		—
32	愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を用いて認定	2,255,000	3,077,000	○			—
33	清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	所得基準は設けていない				○	—
34	北名古屋	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩、派遣切りなど急激に収入が減少した方(生保基準の1.3倍)、生保基準見直し前を維持	社会保険料等が不明のため産出不可	社会保険料等が不明のため産出不可		○		—
35	弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,648,000	2,701,000			○	—
36	みよし市	1.5	引き下げ前の生活保護基準を適用	約210万	約325万		○		—
37	あま市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩			○			—
38	長久手市		申請時に面談、収支入状況等を聞き、教育委員会で審議。生保基準を基準にしないため対応の必要なし。			○			—
39	東郷町	1.3		153,000/月	249,000/月	○			—
40	豊山町	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑩「生活扶助(1類+2類+教育扶助)×1.2+住宅扶助(1.3倍認定額)+母子加算	1,824,840	2,489,808	○			—
41	大口町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,690,000	2,600,000			○	—
42	扶桑町		国の基準に準ずる					○	—
43	大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—
44	蟹江町	1.1	認定は、新基準で行っているが、超過した場合は旧基準で再計算し認定(旧基準の限度内なら認定)	約180万(賃貸) 約240万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	約240万(賃貸) 約300万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	○			—
45	飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定。	申請者の生活困窮の状況を民生委員、学校長に聞き取りをし認定				○	—

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明	
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可		
46	阿久比町		児童扶養手当での所得制限を準用				○	—	
47	東浦町	1.4超	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 児童扶養手当の所得制限各基準	2,608,970	3,096,834			○	—
48	南知多町	1.3	計算したところ、2013年度で認定された不認定世帯なし。	1,938,170	2,372,682			○	—
49	美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 生保は収入額認定によるが、就学援助は所得額で判定、引き上げ前の基準に変更。	持ち家 1,651,025 借家 2,377,985	持ち家 2,631,667 借家 3,358,627			○	—
50	武豊町	1.3		約193万	約248万			○	—
51	幸田町	概ね1.5	生保基準を参考に制度運用を行い、結果として認定に影響なし	約218万	約276万			○	—
52	設楽町			190万	285万			○	—
53	東栄町		個別対応			○			—
54	豊根村		個別対応			○			—

# 就学援助の支給項目

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

※学用品日、修学旅行費、給食費は全市町村が対象に  
 ※医療費は子ども医療費助成制度の入通院中学卒業まで完全無料を含む  
 ※弥富市、武豊町・・・スポーツ掛け金は全保護者対象の全額公費または軽減措置  
 ※2010年度からクラブ活動・生徒会・PTA会費も補助の対象に、しかし拡充している市町村はまだ少ない。  
 ※新入学生学用品を支給する自治体が6自治体増えた。

自治体名	学用品費		入学準備金／入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの					
合計	54	6	36	46	11	54	7	17	16	47	44	52	38	15	0	
1 名古屋市	○		○	○	○	○				○	○	○	○			学校生活管理指導表文書費
2 豊橋市	○		○	○	○	○				○		○	○			
3 岡崎市	○	○	○	○		○				○	○		○			
4 一宮市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5 瀬戸市	○		○		○	○				○		※	○			
6 半田市	○		※			○					○	○	○	○		
7 春日井市	○		○		○	○				○	○	○	○			
8 豊川市	○		※	○		○					○	○	○			新入学生学用品
9 津島市	○			○		○						○				
10 碧南市	○			○		○				○		○	○			新入学生学用品
11 刈谷市	○			○		○				○		○	○	○		
12 豊田市	○		○	○	○	○				○	○	○		○		自然教室
13 安城市	○			○	○	○				○		○		○		
14 西尾市	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○			新入学生学用品
15 蒲郡市	○		○	○		○				○	○	※	○	○		
16 犬山市	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○			
17 常滑市	○		○	○		○				○		○	○	○		
18 江南市	○		○	○		○				○	○	○	○			
19 小牧市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
20 稲沢市	○					○		○		○	○	○	○			
21 新城市	○		○	○		○				○	○	○		○		
22 東海市	○			○		○				○	○	○	○			海外学習参加費
23 大府市	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○		
24 知多市	○			○		○				○	○	○	○	○		
25 知立市	○	○		○		○				○	○	○	○			転入学用品費
26 尾張旭市	○		○			○				○	○	○	○			

自治体名	学用品費		入学準備金／入学学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	校外活動費		給食費	医療費	日本スポーツ振興センター掛け金	メガネ・コンタクトレンズ代	その他・備考
	学用品費	体育実技用具費								宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの					
27	高浜市	○	○	○	○	○				○	○	○	○			
28	岩倉市	○		○		○		○	○	○	○	○	○			
29	豊明市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			
30	日進市	○		○	○			○	○	○	○	○				
31	田原市	○		○	○							○	○			
32	愛西市	○		○		○					○	○	○			
33	清須市	○		○	○					○	○	○				
34	北名古屋	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○			
35	弥富市	○			○			○	○	○	○	○				新入学生学用品
36	みよし市	○		※	○					○	○	○	○	○		
37	あま市	○			○			○	○	○	○	○				
38	長久手市	○			○			○	○	○	○	○				
39	東郷町	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○		
40	豊山町	○			○					○	○	○	○			卒業祝金
41	大口町	○		※	○			○	○	○	○	○	○			
42	扶桑町	○			○			○	○	○	○	○	○			
43	大治町	○			○					○	○	○				新入学生学用品
44	蟹江町	○		○	○					○		○				
45	飛島村	○		○	○		○	○	○	○	○	○				
46	阿久比町	○		○	○						○	○	○			
47	東浦町	○			○					○	○	○		○		新入学生学用品
48	南知多町	○		○	○					○	○	○		○		
49	美浜町	○			○					○	○	○		○		
50	武豊町	○		○	○	○				○	○	○	○			
51	幸田町	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		
52	設楽町	○		○						○		○	○			
53	東栄町	○	○	○	○		○			○	○		○			
54	豊根町	○			○					○	○	○				

「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」  
の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

- 現在、市町村が実施している就学援助の中には、小学校や中学校に入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品費や通学用品費（新入学児童生徒学用品費等）について、独自の取組として、入学年度開始前の援助を実施している市町村がある。
- 一方、現在の要保護児童生徒援助費補助金は、交付要綱において、国庫補助の対象を「児童又は生徒」（学齢児童又は学齢生徒）の保護者としている。
- このため、中学校への入学前の者は、「学齢児童」に該当するため、これまでも当該補助の対象としているが、小学校への入学前の者は、未だ「学齢児童」に該当しないため、これまで当該補助の対象としていなかった。
- このような現状に鑑み、要保護児童生徒援助費補助金の「新入学児童生徒学用品費等」について、従来より補助対象とすることが可能であった中学校のみならず、小学校への入学年度開始前の支給も補助対象にできるよう、交付要綱の改正を行う。

### 2. 具体的な改正内容

#### （1）交付要綱第2条（補助の目的）

- 補助の対象者である「市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者」について、「就学予定者」の保護者を加え、「市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26条）（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者」とする。

#### （2）別記1（要保護児童生徒援助費補助金）

- 補助事業のうち、「1 学用品費等」について、上記と同様の趣旨の改正を行う。
- また、「就学予定者」が対象となる事業を「（1）（e）新入学児童生徒学用品費等」のみとするため、「就学予定者への支給は（1）（e）に限る」とする。

### 3. 備考

- 国庫補助の申請に当たっては、市町村において、当該費目（新入学児童生徒学用品費等）を支給する時点の属する年度に経費を計上すること。

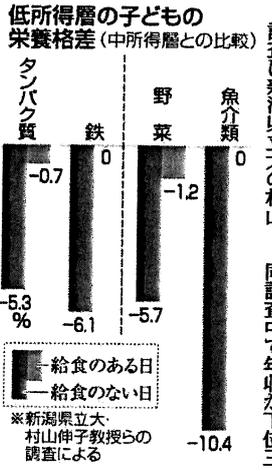
例）H30.4 就学予定者に対し、H30.3 に新入学児童生徒学用品費等を支給する場合  
→ H29 年度の交付申請書に計上

# 貧困家庭 給食頼み

## 週末・夏休み 子どもの栄養心配

低所得層の子どもはそとでない子に比べ、成長に欠かせないタンパク質や鉄の摂取量が少ないなど栄養面の格差があることが、研究者による子どもの食事調査で分かった。差は主に給食のない週末に生まれ、栄養格差解消は給食頼みであることが示された。週末に「食事代わりにアイス一本」のケースもあった。

子どもの食の支援では、伸子教授らが、東日本の四民間団体が安く食事を出す「子ども食堂」も各地に増えているが、給食がない夏休みシーズンを迎え、支援の重要性を示す調査結果となった。



社会全体での対策必要  
東京医科歯科大の藤原武男教授(公衆衛生学)の話調査は詳細な食事記録を分析し、貧困世帯の子どもが不健康に陥るメカニズムの一部を栄養面から解明しており、非常に意義深い。子どもの不健康は栄養の偏りに加え、親のネグレクト(育児放棄)や長時間労働に伴う孤食、食品添加物や農薬に関する知識の不足など、多くの要因が絡み合っ

## 昼ご飯 アイス1本の事例も



蒲郡市の欠食児童への食料の緊急支援を行うセカンドハーベスト名古屋の山田康弘理事長。1袋5kgの米が1日20袋近くなくなる＝名古屋北区内

## 蒲郡市が緊急支援

愛知県蒲郡市は、給食がなくなると夏休みに昼食を食べられない子どもたちをなくそうと、NPO法人「セカンドハーベスト名古屋(名古屋北区内)」と協力し、緊急の食料支援を希望家庭に行う。長期休みの食料支援は東海地方で初めて。一方、NPOの懐事情は厳しく、継続的な米の寄付を募っている。

分の一となったグループをみると週末「昼はアイス一本」「朝食に唐揚げ、昼はパン二つ、夕食抜き」の場が目立ったという。同グループの子どもは週末、野菜の摂取量が一日平均百六十六と、年収中位三分の一の百七十六に比べて、カルシウムも格差が出た。栄養素別では、タンパク質や鉄の摂取量が週末約5%の差がついたほか、カルシウムも格差が出た。だが、給食のある日は解消するか、わずかな差に縮まった。タンパク質や鉄は、子どもの筋肉や内臓、骨の成長に不可欠で、村山教授は免疫力が低下し風邪をひきやすい、貧血を起しやすいなど、目には見えない不調が貧困層の子に出ている恐れがある」と指摘した。

## 北区のNPO協力 夏場は米不足、寄付募る

市内の約六千人の小中学生のうち約六百人が給食費などの援助を受け、市による、援助を受ける子どもの中には夏休みの期間中、食事を我慢して体重を減らす子どもがいるという。しかし、周囲の目を気にして生活保護を受けないケースが多いという。セカンドハーベストも食料不足に悩んでいる。食料の寄付は増えているものの、支援件数が拡大しているためだ。特に夏場の米不足が深刻で、現在の在庫は三割を切り、古米が出始める秋まで持たない危険性がある。山田康弘理事長は「スーパーや個人宅などで、販売期限が切れてしまっても食べられる米があれば寄付をしてほしい」と呼び掛ける。寄付の問い合わせはセカンドハーベスト名古屋(052)610-6200へ。

(第3種郵便物認可)

# 「子ども食堂」 ノウハウ共有



子どもたちに低額で食事を提供する「子ども食堂」を運営する県内の団体が、横断組織「あいち子ども食堂ネットワーク」を十四日につくる。子ども食堂の情報を一元化し、利用を望む家庭や、子どもたちとの交流を検討する団体向けに発信する。呼び掛け人の成元哲中京大教授（社会学）は「多様性のある各団体の取り組みを知ってほしい」と話す。

（森若 泰）

## 県内ネットあす設立

成教授によると、県内ではしい。独居で寂しい人も大学生も  
の二年間で、名古屋市や尾張地 参加できる、多様性のある場所  
域を中心に約四十カ所の食堂が だ」と指摘する。

開設された。成教授やゼミ生は 一緒に食事をするだけでな  
昨年度、三十カ所以上を訪れて く、ボランティアの大学生が勉  
実態を調査し、報告書にまとめ 強を教えたり、有志がコンサー  
た。 トを開いたりする所もある。地

子ども食堂は、経済的な理由 域によつては、高齢者との交流  
で食事が十分に取れない子ども の場にもなっている。

や、共働きなどで孤食の子ども ネットワーク設立により、子  
の居場所として知られる。子ど も食堂の情報をホームページ

もの貧困問題が注目され、全国 などで提供する。「食材やお金  
に広まった運動だが、成教授は を寄付したい」という企業があ

「子ども食堂は、『食』をみんな れば、各団体との連携し役を務  
まで分かち合おうという運動。 める。

県内では必ずしも貧困家庭だけ 呼び掛け人の一人、日進市  
を対象としているわけではな

で子ども食堂を開く山崎正信さん（左）は「ネットワーク内でノウハウや食材を共有したり、アルバイトへの対応といったリスク管理の勉強もしていきたい」と期待する。

ネットワーク設立総会は、十四日午後一時半から名古屋市昭和区の中京大名古屋キャンパス一号棟で開く。各団体の活動紹介のほか、子どもの貧困問題に詳しいNHKチーフプロデューサーの板垣淑子さんの講演がある。参加費五百円。

◎成元哲研究室＝0565  
(46) 65-16

県内の子ども食堂のマップを手にする成元哲教授。ゼミ生と作成したという豊田市の中京大豊田キャンパスで

# 任意予防接種事業 実施状況

(2017年4月現在・愛知県保険医協会調査)

【インフルエンザ】蟹江町、東栄町が新たに実施し、8市町村(14.8%)。無料実施は、東栄町、豊根村。  
 【おたふくかぜ】豊川市が新たに実施し、9市町村(16.6%)。無料実施は小牧市、飛島村、東栄町、豊根村。  
 【ロタ】岡崎市、豊川市、豊明市が新たに実施し、16市町村(29.6%)となった。無料実施は飛島村・東栄町・豊根村。  
 【B型肝炎】2016年10月から定期接種化し、対象から漏れた乳児の臨時の措置として12市町村(22.2%)が任意予防接種の助成を行っている。

※津島市は、子育て応援事業での補助金で使用可能。ワクチン事業の助成金ではない。

記号はそれぞれ次の通り。◎:自己負担無料で実施、○:助成を実施  
 今年度より新たに実施が開始されたものはゴシックで表記した

	インフルエンザ	おたふくかぜ	ロタウイルス	B型肝炎ウイルス
合計(予定含む)	8	9	16	12
無料実施	2	4	3	11
1 名古屋市	—	○	○	—
2 豊橋市	—	○	○	—
3 岡崎市	—	—	◎	◎
4 一宮市	—	—	—	◎
5 瀬戸市	—	—	—	—
6 半田市	—	—	—	◎
7 春日井市	—	—	—	—
8 豊川市	—	◎	◎	◎
9 津島市	※	※	※	※
10 碧南市	—	—	—	—
11 刈谷市	—	—	○	—
12 豊田市	—	○	○	—
13 安城市	○	—	○	—
14 西尾市	—	—	—	—
15 蒲郡市	—	—	—	◎
16 犬山市	—	—	—	—
17 常滑市	—	—	—	◎
18 江南市	—	—	—	—
19 小牧市	—	◎	—	—
20 稲沢市	—	—	—	—
21 新城市	—	—	—	—
22 東海市	—	—	—	◎
23 大府市	—	—	—	◎
24 知多市	—	—	—	—
25 知立市	—	—	—	—
26 尾張旭市	—	—	—	—

	インフルエンザ	おたふくかぜ	ロタウイルス	B型肝炎ウイルス
27 高浜市	—	—	—	—
28 岩倉市	—	—	—	—
29 豊明市	—	—	◎	—
30 日進市	—	—	—	—
31 田原市	—	—	○	—
32 愛西市	—	—	—	—
33 清須市	—	—	—	—
34 北名古屋市	○	—	○	—
35 弥富市	—	—	—	—
36 みよし市	—	○	○	—
37 あま市	○	—	—	—
38 長久手市	—	—	—	—
39 東郷町	—	—	—	—
40 豊山町	—	—	—	—
41 大口町	—	—	—	—
42 扶桑町	—	—	—	—
43 大治町	—	—	—	—
44 蟹江町	◎	—	—	—
45 飛島村	○	◎	◎	—
46 阿久比町	—	—	—	—
47 東浦町	—	—	—	—
48 南知多町	—	—	—	—
49 美浜町	—	—	—	◎
50 武豊町	—	—	—	—
51 幸田町	—	—	○	◎
52 設楽町	○	—	○	—
53 東栄町	◎	◎	◎	◎
54 豊根村	◎	◎	◎	◎

# 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業詳細

(2017年4月現在・愛知県保険医協会調査)

- 任意接種への独自の助成を行っているのは 41 市町村 (75.9%)
  - 自己負担無しで実施している市町村は豊根村のみ。
  - 定期接種対象者への個別通知を行っているのは 48 市町村 (88.8%)
  - 定期接種の対象者は下記の通り。ただし、現時点では平成 30 年度までに該当する方のみ。
    - ・過去にニューモバックス NP (23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン) を接種したことがない方で、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方。
    - ・60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、日常生活活動が極度に制限される方。
- ※任意接種・対象者の拡大欄で、①条件者とは『心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIV による免疫機能障害があり、身体障害者 1 級保持者、またはそれに相当する方』

市町村名	定期接種		任意接種				
	個別通知	自己負担	対象者	ワクチンの制限	自己負担	2 回目以降の助成	
1 名古屋市	×	4,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×	
2 豊橋市	○	2,000	なし				
3 岡崎市	○	2,000	平成28年度末までに65歳以上	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×	
4 一宮市	○	2,000	65歳以上の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×	
5 瀬戸市	○	2,500	70歳以上	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×	
6 半田市	○	2,000	接種日現在75歳以上及び、65歳以上で特定疾患のある方	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×	
7 春日井市	○	2,400	65歳以上の未接種者及び、60歳以上の①条件者	制限無し	医療機関による	×	
8 豊川市	○	2,000	75歳以上および、65歳以上の①条件者	制限無し	医療機関による	×	
9 津島市	○	2,000	なし				
10 碧南市	○	2,500	なし				
11 刈谷市	○	2,500	満65歳以上	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×	
12 豊田市	○	2,000	65歳以上	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×	
13 安城市	○	2,500	65歳以上	制限無し	医療機関による	×	
14 西尾市	○	2,500	65歳以上	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×	
15 蒲郡市	○	2,000	なし				
16 犬山市	○	2,000	75歳以上及び、65歳以上で障害のある方	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×	
17 常滑市	○	4,000	75歳以上及び、65歳以上75歳未満の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×	
18 江南市	○	2,000	75歳以上及び、65歳以上の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×	
19 小牧市	○	2,500	70歳以上の未接種者及び、60歳以上の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×	
20 稲沢市	○	3,800	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	3,800	×	
21 新城市	○	2,000	なし				
22 東海市	×	1,080	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	1,080	×	
23 大府市	○	1,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	1,000	×	

市町村名	定期接種		任意接種				
	個別通知	自己負担	対象者	ワクチンの制限	自己負担	2回目以降の助成	
24	知多市	○	2,400	75歳以上	ニューモバックス 23 のみ	2,400	○
25	知立市	○	2,500	65歳以上	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
26	尾張旭市	○	2,500	70歳以上と60歳～69歳で 医師が必要と判断した者	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×
27	高浜市	○	2,500	後期高齢者医療被保険者	制限無し	医療機関による	×
28	岩倉市	○	2,500	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
29	豊明市	○	2,500	なし			
30	日進市	○	2,500	70歳以上	制限無し	医療機関による	○
31	田原市	○	2,000	なし			
32	愛西市	○	2,000	なし			
33	清須市	○	2,500	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
34	北名古屋市	○	2,500	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,140	×
35	弥富市	○	2,000	なし			
36	みよし市	○	2,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×
37	あま市	○	2,000	なし			
38	長久手市	○	2,500	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×
39	東郷町	○	2,500	平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日に67歳以上で、①条件 者(未接種者に限る)→ 69,74,79,84,89,94 歳の身体障害 者手帳1級程度の者の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×
40	豊山町	○	2,500	75歳以上の未接種者	制限無し	4,140	×
41	大口町	○	2,000	60歳以上75歳未満で①条件者 及び、75歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
42	扶桑町	○	2,000	75歳以上定期接種対象外及 び、66歳～74歳の①条件者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
43	大治町	○	2,000	なし			
44	蟹江町	○	2,000	なし			
45	飛島村	○	2,000	なし			
46	阿久比町	×	2,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×
47	東浦町	○	2,000	75歳以上	ニューモバックス 23 のみ	2,000	
48	南知多町	×	2,500	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,500	×
49	美浜町	×	3,000	65歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	3,000	×
50	武豊町	○	2,500	75歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	4,000	×
51	幸田町	○	2,000	65歳以上の5年以内未接種者	ニューモバックス 23 のみ	2,000	×
52	設楽町	○	医療機関による	75歳以上の未接種者	ニューモバックス 23 のみ	医療機関による	×
53	東栄町	×	医療機関による	65歳以上	制限無し	医療機関による	×
54	豊根村	○	無料	65歳以上の5年以内未接種者	ニューモバックス 23 のみ	無料	×

要注意 政府の計画で

# あらゆる世代に負担増



消費税10%  
19年10月

## 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、 十分な保険者支援を行うことを求める意見書(案)

2018年4月から国民健康保険制度は都道府県単位の運営に移行する。

国民健康保険制度改革の目的は、同制度の基盤安定化を図ることにある。そのために国は2015年から保険者支援制度など財政支援を拡充し、新たな基金も造成しているが、一方で市町村が行う決算補填等を目的とした一般会計法定外繰入の削減・解消を求めている。

このような改革は、結果的に市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、制度改革の趣旨を損ねることにもなる。

都道府県単位化後も、保険料の賦課・徴収や窓口負担減免制度などは市町村が被保険者個々の事情に応じて決定することになる。市町村の自主性を堅持するためにも、国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2015年度は30%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額は不可欠である。

国においては、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、2018年度以降も、市町村が保険料（税）を上げることのないよう、十分な保険者支援を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛て

## 国への意見書②

### 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書（案）

公的年金制度は高齢者をはじめ国民が安心して暮らすために、なくてはならない重要な役割を果たしている。しかし、多くの高齢者は少ない受給額を補うために生活を切り詰め、少ない貯金を取り崩して生活せざるを得ない状況に置かれている。

2016年に成立した「年金制度改革関連法」は、キャリアオーバーの実施などマクロ経済スライドに加え年金をさらに引き下げるものとなっている。

年金の連続的な引き下げは、医療や介護などの負担が増えるもとの、高齢者の暮らしを直撃するだけでなく、非正規雇用で働く若者や現役労働者など将来の年金生活者にとっても重大な問題と言える。

憲法25条に基づくナショナル・ミニマム保障として、国民が安心できる年金制度となるよう改善を求める。

#### 記

1. マクロ経済スライドを廃止し、「年金制度改革関連法」の年金額改定新ルールは実施しないこと。
2. 全額国庫負担による最低補償年金制度を早急に実現すること。当面、現行の国庫負担額3万3千円をすべての高齢者に支給すること。
3. 年金支給開始年齢の引き上げをしないこと。
4. 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。

以上、地方自治法第99条規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛て

## 介護保険制度の改善を求める意見書（案）

5月に「改正」介護保険法が成立し、現役並み所得者の利用料3割化、生活援助の人員基準の引き下げやその他の介護サービスの「適正化」として、市町村を介護費用の削減に駆り立てる仕組みづくりなど、新たな負担増とサービスの削減が盛り込まれた。

地域では、前回の法「改正」の影響が深刻化。「利用料が1割から2割になり、訪問介護とデイケアの利用を半分に減らした」「自宅で介護は限界、特養に入所できず、家族が仕事を辞めて介護」など、新たな介護困難が生じている。

事業所は介護報酬の大幅な引き下げにより、倒産件数が過去最高、廃業する小規模事業所が相次いでいる。地域の介護サービス基盤そのものを大きく揺がしている。

さらに介護現場では、職員を募集しても応募がなく人手不足が常態化・深刻化している。原因は、介護職の給与が全産業平均と比べて月10万円もの低水準や人手不足による過重労働にある。介護福祉士養成校では学生が集まらず、定員の削減や、廃校する養成校も出ており、制度の維持存続に不安が広がる。

高齢化が進展する中で、介護保障の充実はすべての高齢者・国民の願いであることから、以下の改善を要望する。

1. 新たな給付削減・負担増方針は行わないこと。

現役並み所得者の利用料の3割負担実施を見直し、利用料は1割負担に戻すこと。

高額介護サービス費の負担上限額の引き上げは行わないこと。

要介護1、2の生活援助サービスを継続すること。

2. 特別養護老人ホームへの入所対象者を要介護1以上に戻すこと。補足給付における資産要件等を撤廃し、2014年法改正以前の要件に戻すこと。

3. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。

4. 介護従事者の処遇を大幅に改善し、人手不足の抜本的な解決を図ること。そのための財源は、一般財源で確保すること。

5. 政府の責任で必要な財源を確保すること。社会保障費の削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛て

## 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書（案）

現在、子ども医療費助成制度をめぐり、愛知県内では、通院で全市町村が県基準より拡大し、入院・通院とも「中学校卒業まで無料」は49市町村（91%）であり、6市町村では「18歳年度末まで」拡大している。

厚労省の全国の実施状況調査でも、中学校卒業以上の助成を行っている自治体は、入院で1,572市町村（90%）、通院で1,387市町村（80%）と、全国的にも中卒まで助成対象年齢を拡大している市町村は多数となっている（2016年4月1日時点）。

また18歳年度末まで対象を拡大している市町村も2016年4月時点で、1.4倍（15年比）と大幅に拡大している。

このような現状を鑑みれば、18歳年度末までを対象とした医療費助成制度を国の責任で創設することは全国民的な願いである。

子ども医療費助成に関し、全国知事会は「国の責任において全ての子どもの医療保険に伴う負担を軽減する支援制度の創設」を提言し、子育て世帯の経済的負担の軽減を求めている。

子育て支援の観点から、国の責任で18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛て

## 障害児・者の生きる基礎となる 「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書（案）

平成26年1月、我が国が批准した国連「障害者の権利に関する条約」は、第19条（a）で「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とし、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む）についての権利並びに、生活条件の普段の改善についての権利を有することを認める」としている。

しかし、現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設など、社会資源の絶対的不足を慢性化させ、結果として多くの障害児・者の自立を困難なものにしている。

障害児・者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実で、生きる基礎となる「暮らしの場」の整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆるロングショート）」を余儀なくされている問題など早急に解決すべき課題である。

こうした現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」、「グループホームか、入所施設か」の選択でなく、地域で相互に連携した運営と拡充が図られ、障害児・者が体験的に選択できる状況を実現するよう、下記の事項を強く要望する。

### 記

1. 障害児・者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会的資源を拡充すること。
2. ホームヘルパーなど福祉人材を確保するために、報酬単価を引き上げること。
3. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
4. 前3項を実現するために、障害者関連予算を増額し、施策の重要な担い手となっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛て

## 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書（案）

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成・精神障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢期の医療を支える大切な施策となっている。

これらの福祉医療制度はいずれも、愛知県民にとってかけがえの無い優れた制度である。

しかしながら愛知県は、福祉医療制度の見直しによる一部負担金の導入は断念したものの、所得制限については今後も研究を続けるとしている。しかし、所得制限の導入は、各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、より慎重な検討が必要である。

よって、各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象疾病の拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度への適用など、愛知県の助成対象の拡充が求められている。

愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう要望する。

### 記

1. 福祉医療制度(子ども、障害者、母子・父子家庭等医療費、精神障害者、高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充すること。
2. 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施すること。
3. 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。
4. 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事

## 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書(案)

国の国民健康保険制度改革が2018年度から本格的に始動するが、この改革を通じて、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決することが求められている。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国民健康保険への事業費補助金を2014年度から廃止した。この事業は、県の2013年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。当該事業費補助金の復活は市町村国保への支援として重要な意義を持つものである。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

市町村国民健康保険への県の事業費補助金を復活すること。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先 愛知県知事

# 2017年・自治体キャラバン要望事項の実施状況チェックシート

※キャラバン要望事項の実施状況を今年のアンケート回答・冊子で事前にご記入してください。

要望項目\自治体名					
1. 介護	(1) 保険料減免の実施と実績	なし あり	件	なし あり	件
	(4) 利用料減免の実施と実績	なし あり	件	なし あり	件
	(6) 特養待機者数	要介護3以上 要介護1・2	人 人	要介護3以上 要介護1・2	人 人
	(18) 障害者控除認定書発行数	15年 16年	件 件	15年 16年	件 件
	(18) 障害者控除申請書又は認定書を送付しているか	申請書 認定書		申請書 認定書	
2. 国保	保険料(税)順位(高い順)(P56参照)		位		位
	一般会計繰入順位(多い順)(P56参照)		位		位
	(3) 国保資格証明書交付件数	16年 17年	件 件	16年 17年	件 件
	(5) 保険料(税)滞納者への差押え件数	15年 16年	件 件	15年 16年	件 件
3. 税の滞納	(1) 滞納整理マニュアル	( )ある ( )ない		( )ある ( )ない	
	(2) 徴収の猶予の申請件数・許可件数	申請 許可	件 件	申請 許可	件 件
4. 生活保護	(1) 相談・申請・保護開始件数	相談 申請 保護開始	件 件 件	相談 申請 保護開始	件 件 件
5・6. 福祉・子育て支援	5(1) 子ども医療費助成の対象範囲	通院: 入院:		通院: 入院:	
	6(2) 就学援助・生保基準の倍数	生活保護基準額の ( )倍		生活保護基準額の ( )倍	
	6(2) 就学援助入学準備金の新学期前の支給	( )実施 ( )未実施		( )実施 ( )未実施	
	(3) 学校給食への自治体独自の補助	( )ある ( )ない		( )ある ( )ない	
7. 障害者	(5) 医療と介護を併給している人数	人数( )人 昨年比( )%		人数( )人 昨年比( )%	
その他	子どものインフルエンザ・おたふく・ロタの助成制度の有無 (P87参照)	( )インフルエンザ ( )おたふくかぜ ( )ロタウイルス		( )インフルエンザ ( )おたふくかぜ ( )ロタウイルス	
	定期接種・成人用肺炎球菌ワクチンの自己負担金額 (P88参照)		円		円

## 2017年愛知自治体キャラバン日程表・参加者(敬称略)

コース	責任団体	日程	自治体名	訪問時間	請願	要請団	当局	団長	事務局長	運転手	備考
第1	年金者組合	10/24 (火)	長久手市	10:30~11:30		18	11	年金者組合 小室	年金者組合 人見	名古屋ブロッック	
			日進市	13:00~14:00		20	13				
			東郷町	14:45~15:45	○	20	12				
	年金者組合	10/25 (水)	愛西市	10:30~11:30		15	14	年金者組合 水野	年金者組合 杉浦		
			津島市	13:00~14:00		15	10				
			大治町	14:45~15:45		13	14				
	年金者組合	10/26 (木)	弥富市	10:30~11:30		18	8	年金者組合 伊藤	年金者組合 水野		
			蟹江町	13:00~14:00		14	14				
			飛島村	14:45~15:45		9	8				
	一宮社保協	10/27 (金)	一宮市	10:00~11:30		54	22	一宮社保協 鈴木	一宮社保協 村松		
			稲沢市	13:00~14:30	○	31	14				
			あま市	15:15~16:15	○	12	17				
第2	自治労連	10/24 (火)	清須市	10:00~11:00		19	15	社保協 西村	自治労連 林	自治労連	
			北名古屋市	13:00~14:00		16	14				
			岩倉市	14:45~15:45	○	28	19				
	自治労連	10/25 (水)	江南市	10:30~11:30		25	12	自治労連 長坂	自治労連 吉良		
			扶桑町	13:00~14:00		13	10				
			犬山市	14:45~15:45	○	24	9				
	自治労連	10/26 (木)	豊山町	10:30~11:30		8	5	自治労連 長坂	自治労連 平野		
			小牧市	13:00~14:00		17	15				
			大口町	14:45~15:45	○	13	11				
	自治労連	10/27 (金)	瀬戸市	10:30~11:30		19	11	自治労連 長坂	自治労連 鈴木		
			尾張旭市	13:00~14:00		20	17				
			春日井市	15:15~16:15		25	16				
第3	愛労連	10/24 (火)	東浦町	10:30~11:30		8	9	愛労連 樽松	愛労連 龍尾	愛労連	
			大府市	13:00~14:00		17	16				
			豊明市	14:45~15:45	○	11	18				
	社保協	10/25 (水)	東海市	13:00~14:30		14	18	社保協 澤田	社保協 井上		
			知多市	15:15~16:15		9	11				
	愛労連	10/26 (木)	阿久比町	10:00~11:00		12	6	愛労連 知崎	愛労連 関		
			半田市	13:00~14:00		20	15				
			武豊町	15:00~16:00		5	10				
	愛労連	10/27 (金)	常滑市	10:00~11:00		13	15	愛労連 谷藤	愛労連 竹内		
			南知多町	13:00~14:00		6	10				
			美浜町	14:45~15:45		9	14				
	第4	新婦人	10/24 (火)	豊田市	10:00~11:30	○	20	22	新婦人 小池		新婦人 津田
みよし市				13:00~14:00		17	9				
社保協		10/25 (水)	刈谷市	10:30~11:30	○	12	29	社保協 幸島	社保協 日下		
			高浜市	13:15~14:15		9	14				
			碧南市	15:00~16:00	○	10	10				
社保協		10/26 (木)	岡崎市	10:00~11:30	○	30	31	社保協 武田	社保協 小松		
			安城市	13:30~14:30	○	17	12				
			知立市	15:30~16:30		13	12				
社保協	10/27 (金)	幸田町	13:00~14:00		8	14	社保協 小松	社保協 夏目			
		西尾市	15:00~16:30		17	25					
第5	自治労連	10/24 (火)	新城市	10:30~11:30		10	12	東三河労連 青木	自治労連 平野	豊橋市職労	
			豊川市	13:30~14:30		19	15				
			蒲郡市	15:30~16:30		7	23				
	自治労連	10/25 (水)	豊橋市	10:30~12:00		24	15	自治労連 鈴木	東三河労連 青木		
			田原市	14:00~15:00		8	16				
	自治労連	10/26 (木)	東栄町	10:30~11:30		8	7	東三河労連 青木	4団体 島崎		
			豊根村	13:00~14:00		8	2				
			設楽町	15:00~16:00		11	2				

※名古屋市は11月8日(水)14時～、愛知県は11月14日(火)14時～です。

※一宮市、稲沢市、東海市、豊田市、西尾市、岡崎市、豊橋市の懇談時間は90分

## 愛知自治体キャラバンとは？

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、38年目を迎えました。

要請項目は、その時々重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約900人、当局と議会関係者が合計約750人にのびます。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(次ページ)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

## 愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月～3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2016年の文書回答は、96%の市町村から寄せられ、未回答は豊田市・みよし市の2自治体のみです。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページに掲載しています。

## 要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
介護保険の保険料独自減免	53%	55%	57%	54%	54%	54%	44%	50%
介護保険の利用料独自減免	40%	44%	41%	39%	39%	39%	39%	39%
住宅改修の受領委任払い	59%	67%	70%	76%	76%	76%	80%	80%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	26%	32%	33%	37%	37%	37%	43%	43%
障害者控除認定書の発行枚数	22,712	29,955	32,736	34,778	42,322	45,136	50,017	—
障害者控除の対象者(要介護1以上)	51%	69%	72%	72%	72%	70%	70%	—
障害者控除認定書・申請書自動送付	42%	48%	52%	54%	57%	61%	59%	—
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	7%	16%	37%	74%	100%	100%	100%	100%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	70%	82%	85%	85%	87%	89%	89%	94%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	36%	51%	67%	76%	78%	78%	85%	87%
☆国保・高額療養費受領委任払い	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	72%	75%	87%	91%	93%	93%	93%	93%
文書回答	97%	93%	94%	96%	96%	96%	96%	96%
自治体数	61	57	54	54	54	54	54	54

- (注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。
2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。
3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。
4. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。
5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。
6. 2000年～2008年の推移は次ページ参照

## 要望事項を実施した市町村割合の推移（愛知自治体キャラバン結果から）

（1%未満は四捨五入）

要 望 事 項	要望開始年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2008年	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
介護保険の保険料独自減免	1998年	5%	14%	18%	44%	47%	54%	48%	54%	55%	54%	54%	54%	44%	50%
介護保険の利用料独自減免	1998年	8%	15%	25%	32%	36%	35%	37%	41%	44%	39%	39%	39%	39%	39%
住宅改修の受領委任払い	2003年	—	—	—	5%	6%	10%	29%	52%	67%	76%	76%	76%	80%	80%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	1994年	2%	5%	13%	14%	17%	19%	24%	26%	32%	37%	37%	37%	43%	43%
障害者控除認定書の発行枚数	2002年	—	—	3,768	5,848	5,114	7,155	10,466	18,544	29,955	34,778	42,322	45,136	50,017	—
障害者控除の対象者(要介護1以上)	2006年	—	—	—	—	—	—	24%	51%	69%	72%	72%	70%	70%	—
障害者控除認定書・申請書自動送付	2006年	—	—	—	—	—	—	21%	43%	48%	54%	57%	61%	59%	—
高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009年	—	—	—	—	—	—	—	3%	16%	74%	100%	100%	100%	100%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い (現物給付1997年 自動払い2003年)		1%	1%	5%	13%	30%	51%	65%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	0%	1%	1%	2%	3%	4%	6%	54%	82%	85%	87%	89%	89%	94%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	0%	0%	1%	1%	1%	1%	2%	30%	51%	76%	78%	78%	85%	87%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	10%	10%	14%	18%	25%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年	—	—	—	18%	24%	34%	54%	72%	75%	91%	93%	93%	93%	93%
文書回答	—	13%	34%	50%	74%	79%	94%	97%	97%	93%	96%	96%	96%	96%	96%
自治体数	—	88	88	88	87	87	68	63	61	57	54	54	54	54	54

(注) 1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年からは9月1日)現在の実施状況。

2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付＋自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。

3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

4. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。

5. 「—」の年は、要望前などの理由で未集約。

6. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。

発行：愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫  
（事務局団体）愛知県社会保障推進協議会／愛知県労働組合総連合  
日本自治体労働組合総連合愛知県本部／新日本婦人の会愛知県本部  
連絡先：名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号  
愛知県社会保障推進協議会 （〒456-0006）  
電話 052-889-6921 fax 052-889-6931  
<http://syahokyo.airoren.gr.jp/>  
[syahokyo@airoren.gr.jp](mailto:syahokyo@airoren.gr.jp)  
発行日：2017年10月13日

2017年愛知自治体キャラバン

陳情項目と参考資料